

あんしん 元気 生き生きプラン 2018

## 第7期富士見市高齢者保健福祉計画

(案)

保険料基準額や保険給付費等につきましては、今後国から示される介護報酬改定などの制度改正により、変更する場合があります。

富士見市

# - 目 次 -

●第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と期間	2
3 計画の進行管理	3
4 主な制度の改正点等	4
●第2章 高齢者の状況	5
1 高齢者の現状と今後の状況	5
(1) 人口の推移と推計	5
(2) 要介護・要支援認定者の推移と推計	7
(3) 高齢者世帯の状況	9
(4) 高齢者の就業状況	10
2 高齢者実態調査からの状況	12
(1) 調査の目的	12
(2) 調査の概要	12
(3) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の概要	14
(4) 在宅介護実態調査の概要	19
3 介護保険事業の現状	23
(1) サービス利用者	23
(2) 各サービスの受給率	24
(3) 給付費の状況	25
●第3章 基本計画	29
1 計画の基本理念と基本方針	29
2 計画の体系	35
●第4章 個別施策の展開	37
基本方針1 充実した日常生活を送るために	37
(1) 介護予防の推進	38
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	44
(3) 生きがいづくりの推進	47
(4) 社会参加の促進	52

基本方針2	住み慣れた地域で生活をするために	54
(1)	在宅医療・介護連携の推進	55
(2)	認知症施策の推進	57
(3)	生活支援体制の整備	62
(4)	在宅高齢者支援の推進	64
(5)	高齢者の住まいの安定的な確保	71
基本方針3	気軽に相談できる体制をつくるために	73
(1)	地域包括支援センターの強化	74
(2)	権利擁護の推進	82
(3)	虐待防止に向けた取組み強化	84
(4)	地域ケア会議の推進	85
基本方針4	お互いがお互いを支えあうために	87
(1)	ボランティアや担い手の確保	88
(2)	介護離職ゼロに向けた支援の充実	91
基本方針5	介護保険事業を継続的に運営していくために	92
(1)	各サービス別の実績及び今後の見込み	93
(2)	介護保険料の見込み	102
(3)	円滑な運営に資する取組み	104
(4)	介護給付費の適正化	107
●	資料編	111

## 第1章 計画の概要

---

## 第1章

## 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成27年3月に策定しました『あんしん元気生き生きプラン2015（第6期富士見市高齢者保健福祉計画）』に基づき、介護・医療・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実に向け、地域密着型特別養護老人ホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備や、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に向けた取組みなど、「健康で生き生きと生活できる支えあいの地域社会づくり」を推進してまいりました。

このたび、第6期計画が平成29年度に最終年度を迎えることから、新たに『あんしん元気生き生きプラン2018（第7期富士見市高齢者保健福祉計画）』を策定しました。

次の3か年となる第7期富士見市高齢者保健福祉計画は、第6期に引き続き、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を念頭におき、認知症高齢者や高齢者世帯の増加が見込まれることから、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を行いながら、特に高齢者の自立支援や重度化防止に向けた取組みや地域共生社会の実現に向けた取組みの推進が求められています。

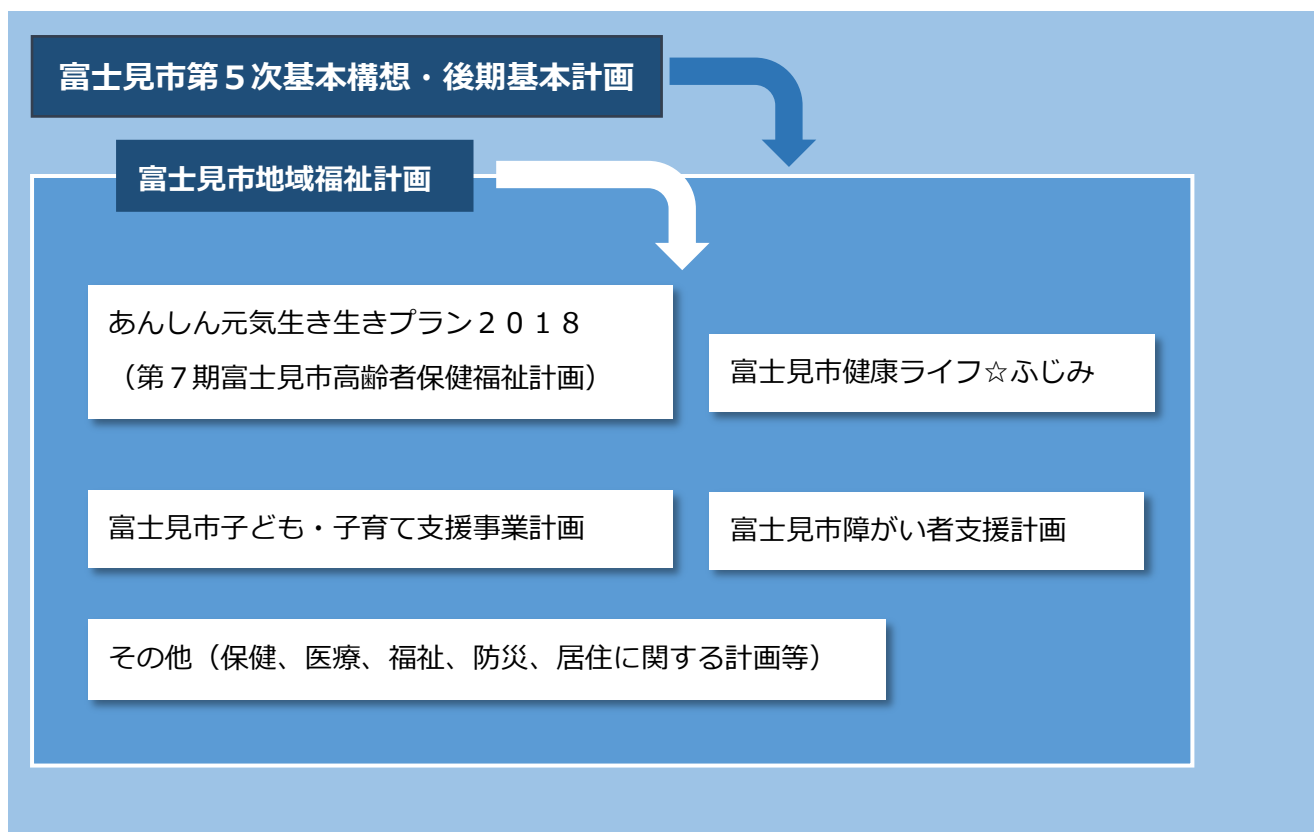
また、介護保険制度を持続可能な制度とするため、平成30年8月からは現役並みの高い所得を有する方の利用者負担割合が2割から3割に引き上げられるなど、今期も多くの制度改正が行われますが、本計画はこうした制度改正の動向に合わせ、中長期的な視点に立ち、これまでの計画の進捗状況を踏まえてサービス内容や給付量を推計し、策定しています。

## 2. 計画の性格と期間

第7期計画は、老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の8第1項の規定による法定計画である「老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による法定計画である「介護保険事業計画」を、同法117条第6項の規定に基づき「高齢者保健福祉計画」として一体的に策定しています。

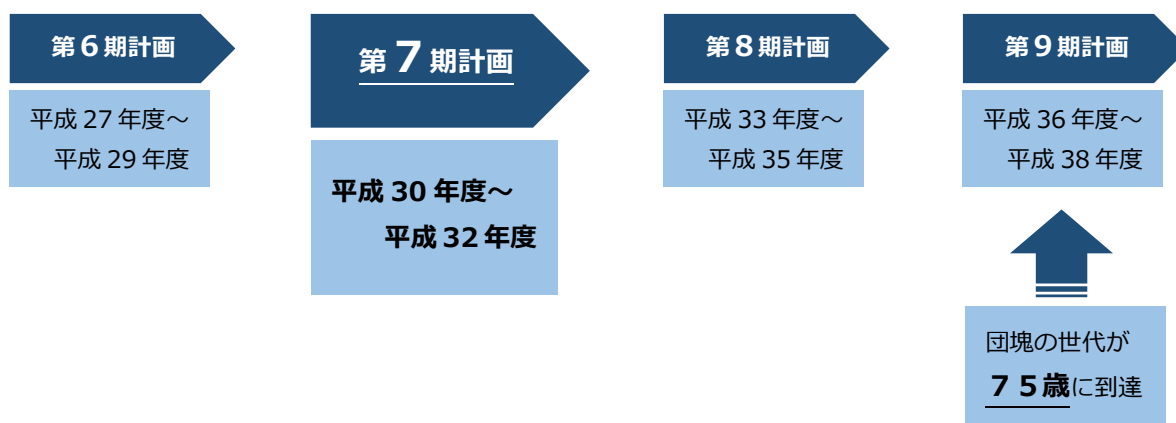
また、社会福祉法の改正により、「地域福祉計画」が福祉各分野の共通事項を記載した上位計画と位置付けられたことから、「富士見市第5次基本構想・後期基本計画」の理念のもと、関連する諸計画との整合を図り策定しています。

【図表1-1 計画関連図】



本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間ですが、介護保険事業計画としては第7期目にあたり、団塊の世代が75歳以上となる平成37年も見据えながら策定しています。

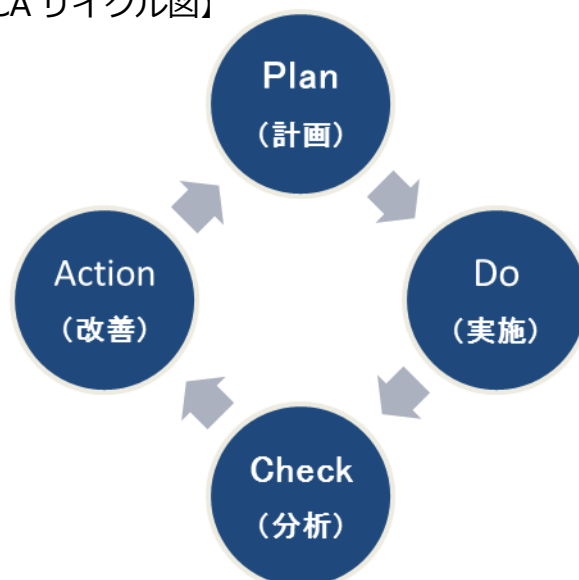
【図表1-2 計画期間】



### 3. 計画の進行管理

- ①計画の進行管理や進捗状況の評価・点検については、定期的で開催している「富士見市介護保険事業推進委員会」において行います。
- ②関係各課で事業実施の管理を行い、サービス利用状況や財政など定期的に確認し、進捗状況を把握できるようにします。
- ③事業の適切な評価が行えるよう、相談や苦情等をはじめ、市民・団体業者の意見・要望評価など、データの収集整理に努めます。
- ④3年ごとの見直し時点で、アンケート調査を実施するとともに市民や関係者などを含め関係分野から意見聴取し、幅広い視点の評価を行います。

【図表1-3 PDCA サイクル図】



## 4. 主な制度の改正点等

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年や、高齢者数がピークを迎える平成54（2042）年も見据えつつ、引き続き高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、真に必要な質の高いサービスを提供していくことが必要です。また、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築し、制度の持続可能性を確保していくことも重要となっています。

このため、今回の介護保険制度の改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年6月2日公布）では、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、次のような考え方が示されています。

### 介護保険制度改正のポイント

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進（介護保険法）
  - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
  - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
  - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
  - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
  - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。



## 第2章 高齢者の状況

---

## 第2章

## 高齢者の状況

## 1. 高齢者の現状と今後の状況

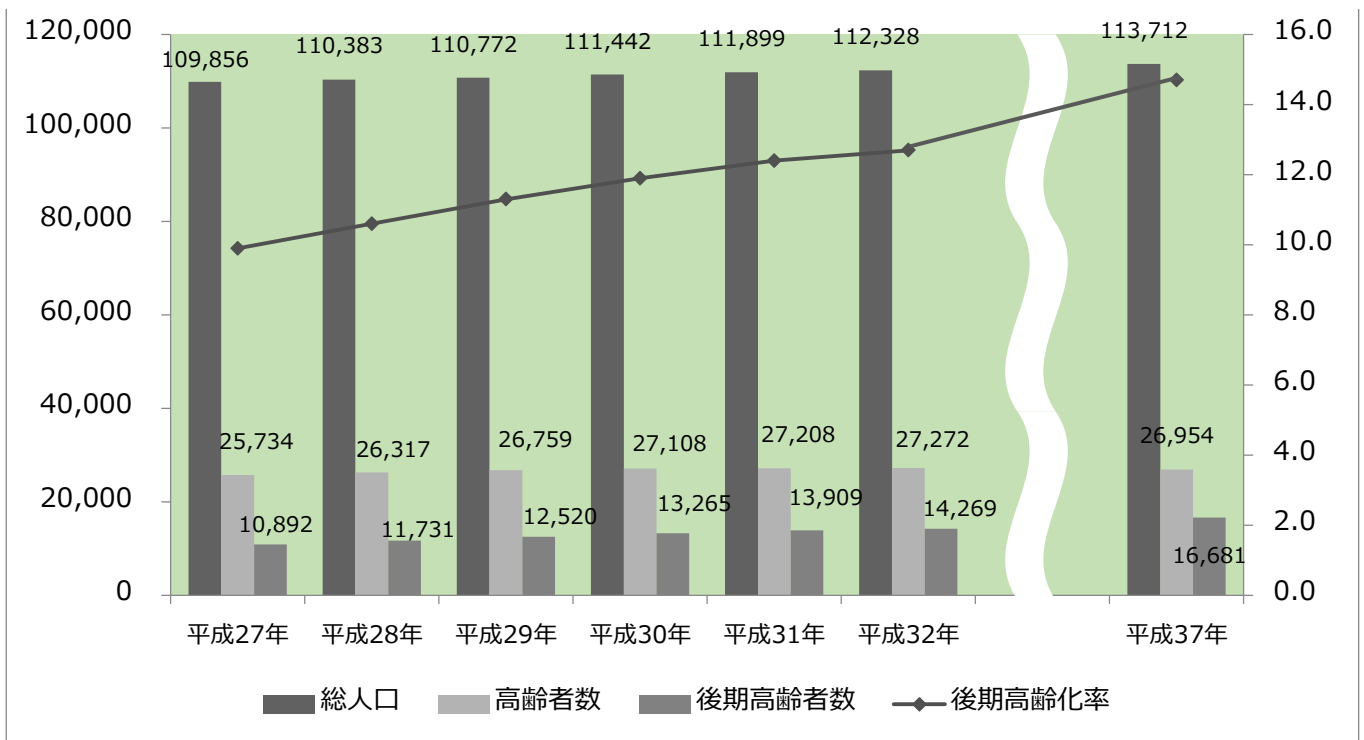
## (1) 人口の推移と推計

本市の人口は、平成29年9月30日現在で110,772人となっており、これまで安定して緩やかに増加しながら推移していました。この増加傾向は平成37年ごろまで続き、その後は人口減少段階に入るものと推計しております。

高齢者数は、平成29年9月30日現在で26,759人となっており、高齢化率と合わせ、これまで急激に増加しておりましたが、今後は横ばいとなり、平成37年には減少に転じる見込みです。なお、高齢化率は、全国や埼玉県より低く推移しておりますが、後期高齢者（75歳以上）数が年々増加しており、平成32年には後期高齢化率が14.7%となるなど、今後さらなる増加が想定されております。

年少人口は微減、生産年齢人口は微増していますがほぼ横ばいであり、今後も大きな増減はないものと推計しています。

【図表2-1 総人口、高齢者数、後期高齢者数、後期高齢化率の推移と推計】(単位:人、%)



※平成29年までは住民基本台帳人口（各年9月30日現在）

※平成30年以降は、コーホート変化率法（平成24年から平成28年）により推計

【図表2-2 人口の推移と推計（世代別）】

（単位：人、％）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	109,856	110,383	110,772	111,442	111,899	112,328	113,712
高齢者人口 （65歳以上）	25,734	26,317	26,759	27,108	27,208	27,272	26,954
高齢化率	23.4	23.8	24.2	24.3	24.3	24.3	23.7
前期高齢者 （65歳～74歳）	14,842	14,586	14,239	13,843	13,299	13,003	10,273
後期高齢者 （75歳以上）	10,892	11,731	12,520	13,265	13,909	14,269	16,681
後期高齢化率	9.9	10.6	11.3	11.9	12.4	12.7	14.7
40歳～64歳人口	37,065	37,354	37,496	37,923	38,419	38,834	40,444

※平成29年までは住民基本台帳人口（各年9月30日現在）、平成30年以降は推計人口

【図表2-3 年少人口、生産年齢人口の推移と推計】

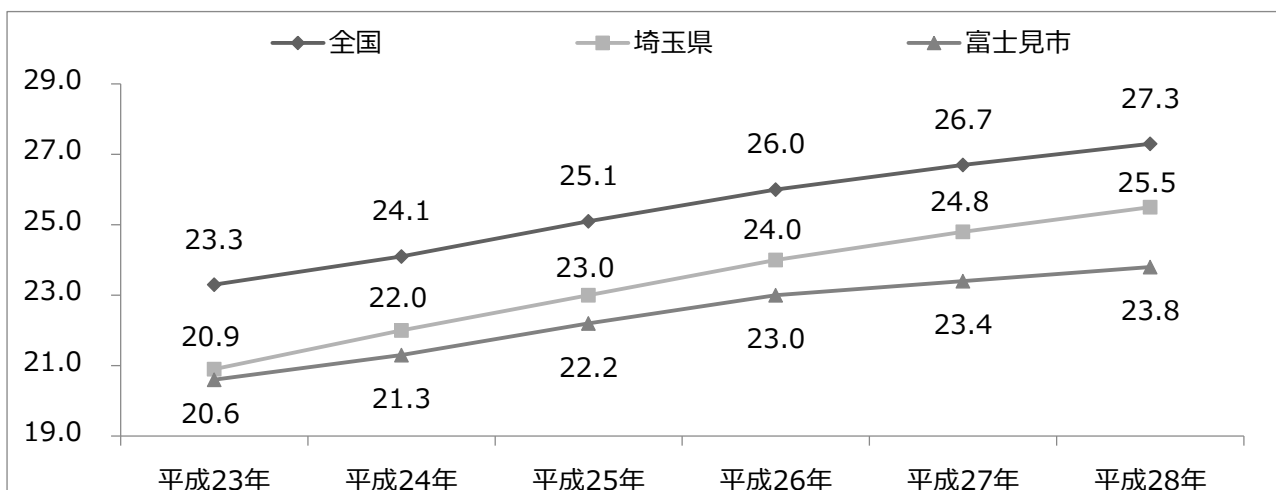
（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
年少人口 （0歳～14歳）	14,666	14,548	14,447	14,415	14,368	14,338	13,998
生産年齢人口 （15歳～64歳）	69,456	69,518	69,566	69,919	70,323	70,718	72,760

※平成29年までは住民基本台帳人口（各年9月30日現在）、平成30年以降は推計人口

【図表2-4 高齢化率の比較】

（単位：％）



資料：国勢調査 国・県推計人口 富士見市住民基本台帳

## (2) 要介護・要支援認定者の推移と推計

平成29年9月末現在の内訳は、要支援認定者が970人で全認定者の23.4%、要介護認定者が3,182人で全認定者の76.6%となっています。要介護者では要介護1が926人と最も多く、要介護2が790人で続いており、軽度者層が多い構造となっています。

今後は、後期高齢者数の増加とともに、認定者数も増加が見込まれます。

【図表2-5 要支援・要介護認定者の推移と推計】 (単位：人)

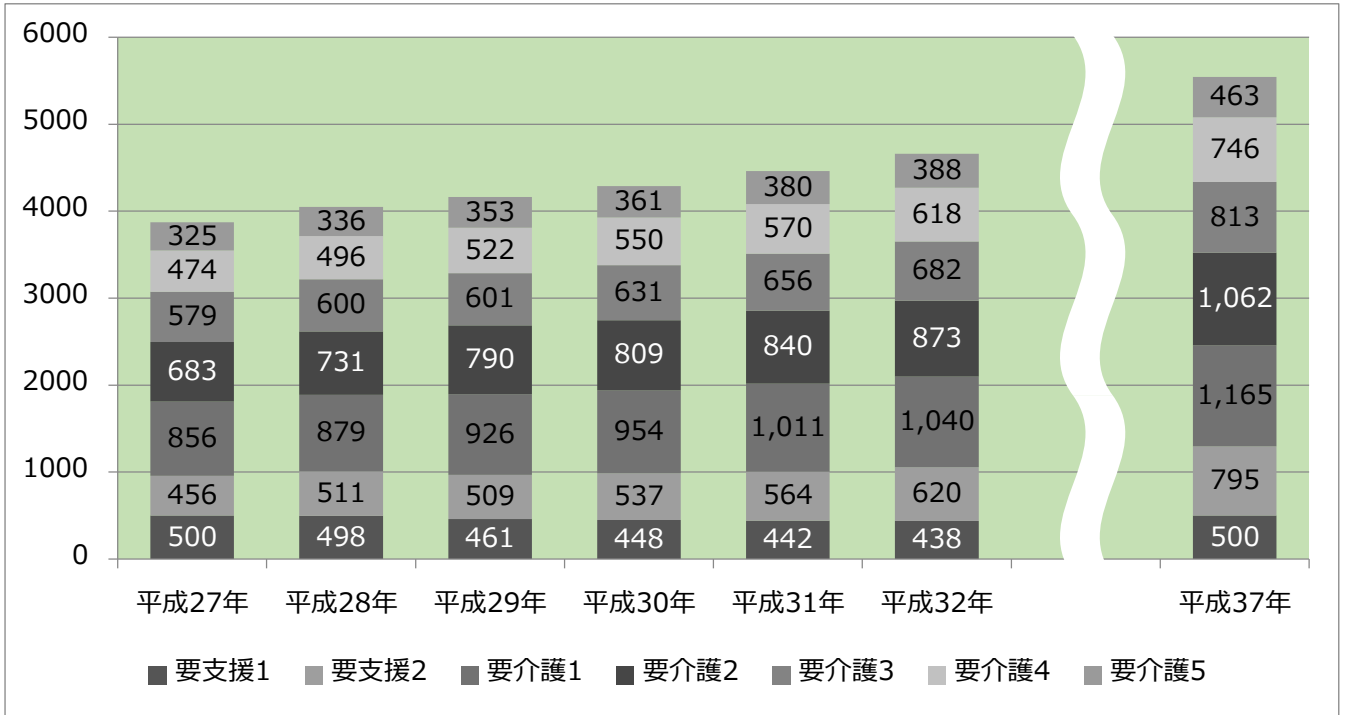
	平成27年			平成28年			平成29年		
	総数	第1号	第2号	総数	第1号	第2号	総数	第1号	第2号
要支援	956	932	24	1,009	990	19	970	950	20
要支援1	500	489	11	498	489	9	461	454	7
要支援2	456	443	13	511	501	10	509	496	13
要介護	2,917	2,818	99	3,042	2,944	98	3,182	3,084	98
要介護1	856	834	22	879	852	27	926	901	25
要介護2	683	658	25	731	706	25	780	757	23
要介護3	579	557	22	600	583	17	601	584	17
要介護4	474	455	19	496	476	20	522	504	18
要介護5	325	314	11	336	327	9	353	338	15
総数	3,873	3,750	123	4,051	3,934	117	4,152	4,034	118

	平成30年			平成31年			平成32年			平成37年		
	総数	第1号	第2号	総数	第1号	第2号	総数	第1号	第2号	総数	第1号	第2号
要支援	985	973	12	1,006	995	11	1,058	1,046	12	1,295	1,282	13
要支援1	448	443	5	442	435	7	438	429	9	500	490	10
要支援2	537	530	7	564	560	4	620	617	3	795	792	3
要介護	3,305	3,203	102	3,457	3,352	105	3,601	3,489	112	4,249	4,129	120
要介護1	954	922	32	1,011	974	37	1,040	998	42	1,165	1,119	46
要介護2	809	783	26	840	813	27	873	845	28	1,062	1,032	30
要介護3	631	617	14	656	644	12	682	669	13	813	799	14
要介護4	550	530	20	570	549	21	618	596	22	746	723	23
要介護5	361	351	10	380	372	8	388	381	7	463	456	7
総数	4,290	4,176	114	4,463	4,347	116	4,659	4,535	124	5,544	5,411	133

※各年9月30日現在、平成30年以降は推計

資料：介護保険事業状況報告、地域包括ケア「見える化」システム

【図表2-6 要支援・要介護認定者の推移と推計（グラフ）】 (単位：人)

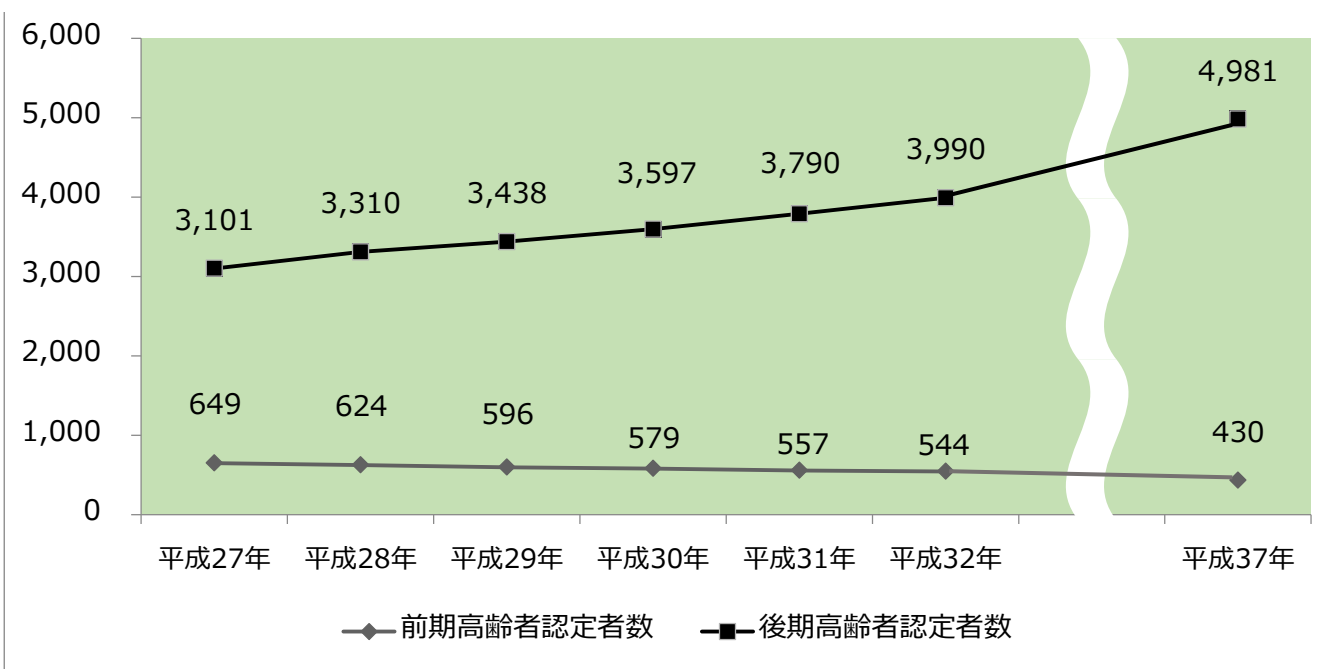


※各年9月30日現在、平成30年以降は推計

資料：介護保険事業状況報告、地域包括ケア「見える化」システム

要介護認定者は、年齢が高くなるとともに増加していくため、後期高齢者の認定者数は今後大幅な増加が見込まれます。

【図表2-7 前期・後期高齢者の認定者数の推移と推計】 (単位：人)



※各年9月30日現在、平成30年以降は推計

資料：介護保険事業状況報告、地域包括ケア「見える化」システム

### (3) 高齢者世帯の状況

国勢調査に基づく高齢者世帯の状況では、一般世帯数の増加とともに、65歳以上の高齢者がいる世帯も増加しており、一般世帯数に占める高齢者世帯の割合は、平成27年で36.4%となっています。

また、高齢者世帯の中でも高齢者単独世帯の割合が大きく増加しています。

【図表2-8 高齢者世帯の推移】

(単位：世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	31,428	34,766	39,368	41,943	44,622	47,169
高齢者のいる世帯数	4,679	5,958	8,218	11,075	14,426	17,153
(一般世帯数比)	14.9	17.1	20.9	26.4	32.3	36.4
高齢者単独世帯	621	839	1,389	2,101	3,176	4,677
(高齢者世帯数比)	13.3	14.1	16.9	19.0	22.0	27.3
(一般者世帯数比)	2.0	2.4	3.5	5.0	7.1	9.9
高齢者夫婦世帯	912	1,405	2,345	3,408	4,549	5,295
(高齢者世帯数比)	19.5	23.6	28.5	30.8	31.5	30.9
その他の高齢者世帯	3,146	3,714	4,484	5,566	6,701	7,181
(高齢者世帯数比)	67.2	62.3	54.6	50.3	46.5	41.9

資料：国勢調査

### (4) 高齢者の就業状況

本市の15歳以上の就業人口は平成22年をピークとし、平成27年には減少しています。その中で高齢者の占める割合は年々増加し、平成27年では12.2%まで急増し、県の水準を上回りました。

【図表2-9 高齢者の就業状況】

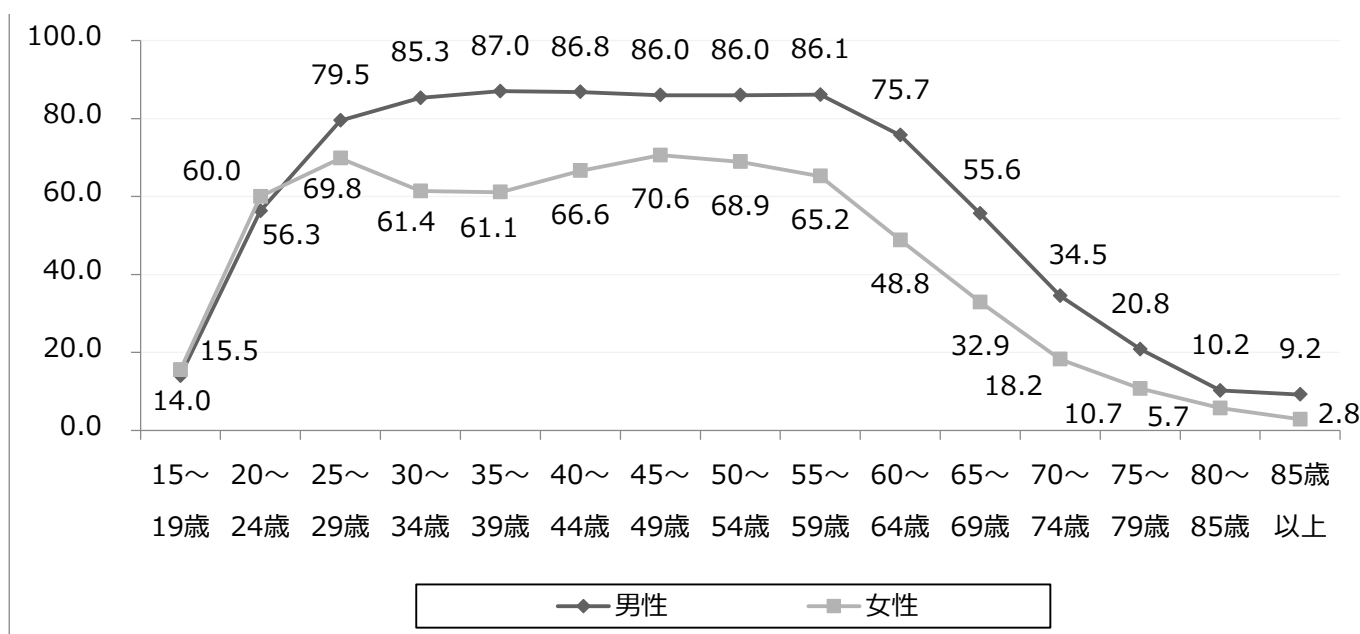
(単位：人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	埼玉県 (平成27年)
全就業人口 (15歳以上)	49,221	52,758	54,441	52,224	55,622	52,330	348.5万
65歳以上人口	6,292	8,210	11,531	16,067	21,331	25,897	178.9万
65歳以上 就業人口	1,382	1,901	2,630	3,630	5,064	6,390	41.6万
65歳以上人口に 占める65歳以上 就業人口の割合	22.0	23.2	22.8	22.6	23.7	24.7	23.3
全就業人口に占め る65歳以上就業 の割合	2.8	3.6	4.8	7.0	9.7	12.2	11.9

資料：国勢調査

【図表2-10 年齢別の就業率】

(単位：%)



資料：平成27年国勢調査

高齢者の産業分類別の就業状況では、特にサービス業の割合が高く、3人に1人がサービス業に従事しています。

【図表2-11 産業分類別就業者数】

(単位:人、%)

人口区分 産業区分		全就業人口		65歳以上就業人口			
		人数	全就業人口に占める割合	人数	全就業人口に占める割合	65歳以上就業人口に占める割合	業種別総数に占める割合
総数		52,330	100.0	6,390	12.2	100.0	12.2
第一次	農業	673	1.3	315	0.6	4.9	46.8
	林業	2	0.0	0	0.0	0.0	0.0
	漁業	0	0.0	0	0.0	0.0	—
第二次	鉱業	2	0.0	0	0.0	0.0	0.0
	建設業	3,791	7.2	632	1.2	9.9	16.7
	製造業	7,101	13.6	713	1.4	11.2	10.0
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	151	0.3	8	0.0	0.1	5.3
	運輸・通信業	5,985	11.4	446	0.8	7.0	7.5
	卸売・小売・飲食店	7,929	15.2	734	1.4	11.5	9.3
	金融・保険業	1,717	3.3	60	0.1	0.9	3.5
	不動産業	1,501	2.9	327	0.6	5.1	21.8
	サービス業	17,423	33.3	2,227	4.3	34.9	12.8
	公務	1,373	2.6	40	0.1	0.6	2.9
	その他	4,682	8.9	888	1.7	13.9	19.0

資料：平成27年国勢調査



## 2. 高齢者実態調査からの状況

### (1) 調査の目的

本調査は、市内圏域ごとの高齢者の健康状態や日常生活の状況、社会参加の状況等について、把握・分析することにより、第7期富士見市高齢者保健福祉計画の策定のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

### (2) 調査の概要

#### 【介護予防・日常生活圏域二一ズ調査】

調査基準日（平成28年11月1日現在）において、市内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の方や要支援認定を受けている方の中から無作為に抽出した2,500名の方を対象としています。

#### 【在宅介護実態調査】

調査基準日（平成28年11月1日現在）において、在宅で生活しながら要支援及び要介護認定を受けている方の中から抽出した1,000名の方を対象としています。

#### 【指定介護保険事業所調査】

市内と近隣自治体(1市1町)の指定介護保険事業所137事業所を対象としています。

#### 【介護支援専門員調査】

市内と近隣自治体(1市1町)の居宅介護支援事業所58事業所に在籍する介護支援専門員を対象としています。

【図表2-12 調査対象者数】

調査票	調査対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	2,500名	1,704件	1,704件	68.1%
在宅介護実態調査	1,000名	643件	643件	64.3%
指定介護保険事業所調査	137事業所	87件	87件	63.5%
介護支援専門員調査	58事業所	90件	90件	—

【図表2-13 実施概要】

調査期間	平成28年12月14日 ~ 平成28年12月28日
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収

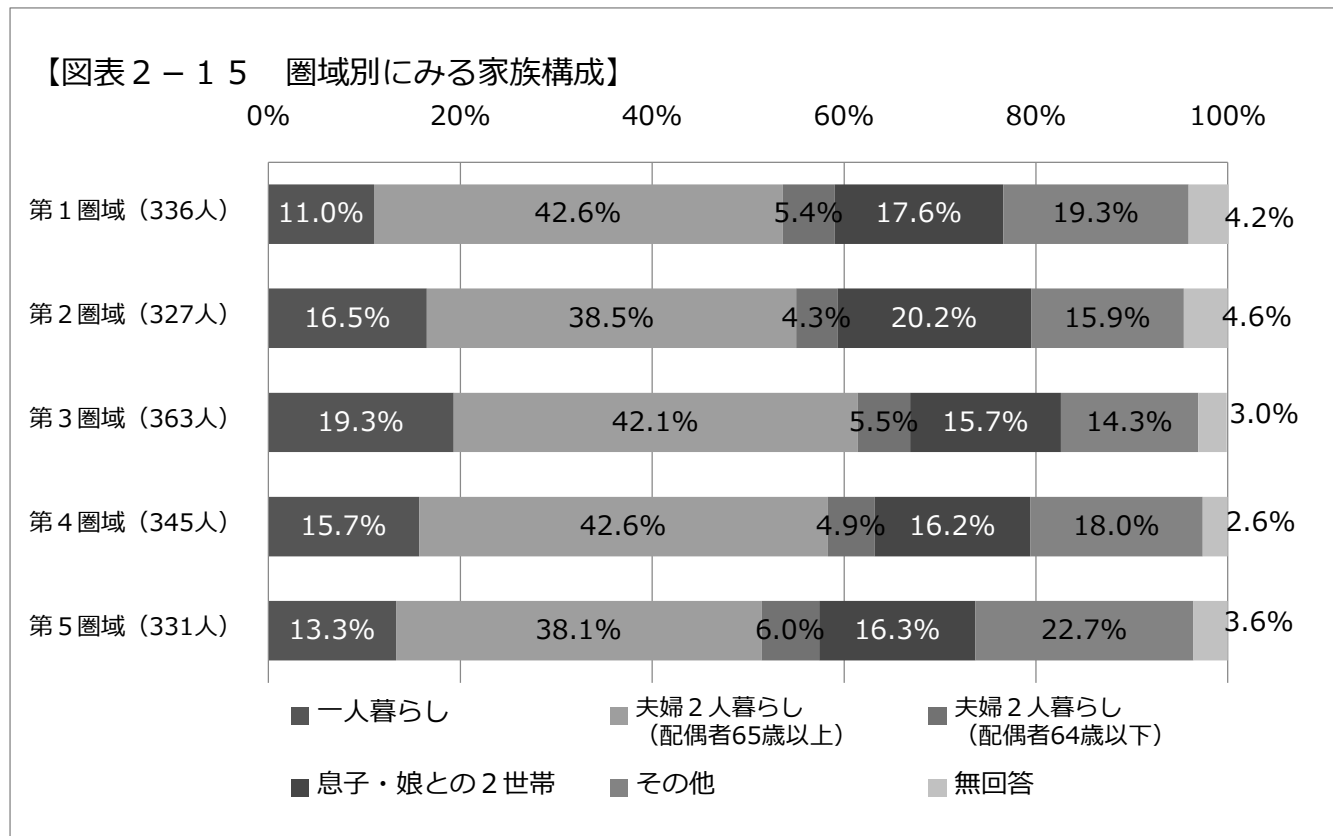
【図表2-14 日常生活圏域の町会一覧】

第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域
勝瀬町会	山室町会	勝瀬西町会	鶴瀬西1丁目二葉町会	水谷第1町会
アィヴェルふじみ野町会	諏訪1丁目町会	アィふじみ野町会	鶴瀬西1丁目西町会	水谷第2町会
羽沢1丁目町会	諏訪2丁目町会	上沢1丁目町会	関沢2丁目東町会	水谷第3町会
羽沢2丁目町会	羽沢3丁目町会	上沢2丁目町会	関沢2丁目旭町会	水谷第7町会
渡戸東町会	鶴馬1丁目町会	上沢3丁目町会	関沢3丁目東町会	榎町町会
渡戸3丁目町会	前谷町会	鶴瀬西2丁目西町会	関沢3丁目西町会	水谷東1丁目町会
南畑第1町会	鶴馬関沢町会	鶴瀬西2丁目南町会	西みずほ台1丁目南町会	水谷東2丁目町会
南畑第2町会	打越町会	鶴瀬西2丁目北町会	西みずほ台2丁目町会	水谷東3丁目町会
南畑第3町会	鶴瀬東1丁目町会	鶴瀬西2丁目栄町会	西みずほ台3丁目町会	東みずほ台1丁目町会
南畑第4町会	鶴瀬東2丁目北町会	鶴瀬西3丁目東町会	針ヶ谷1丁目町会	東みずほ台2丁目町会
南畑第5町会	鶴瀬東2丁目南町会	鶴瀬西3丁目西町会	針ヶ谷2丁目町会	東みずほ台3・4丁目町会

### (3) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の概要

#### ① 家族構成

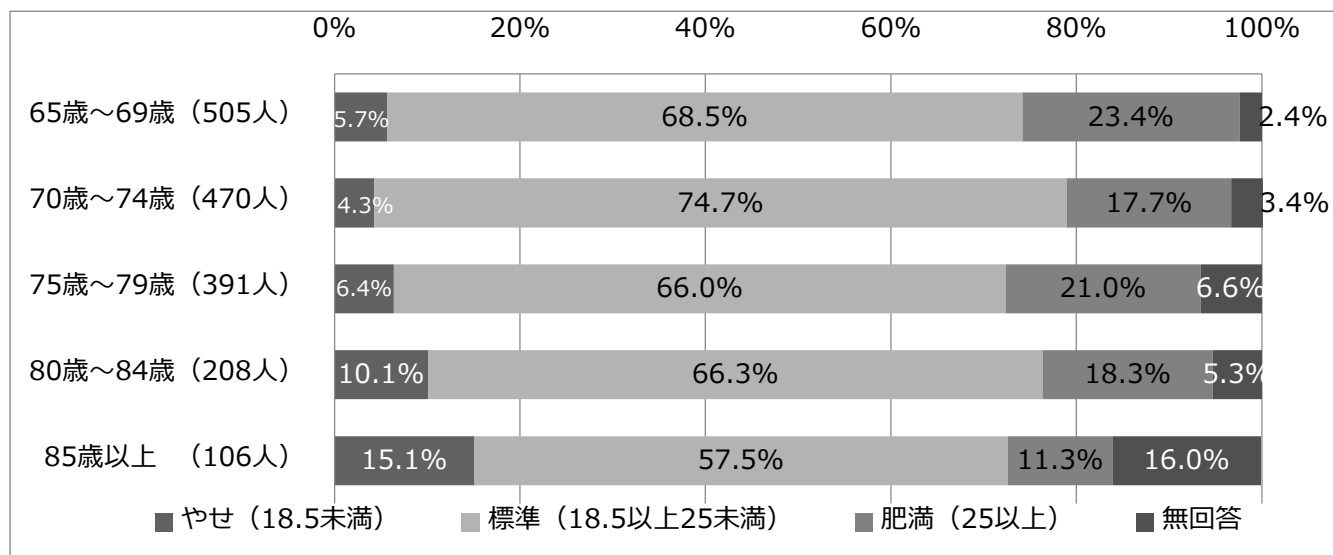
「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が約4割と最も多くなっています。圏域別では、第3圏域で一人暮らしが他の圏域に比べやや多くなっています。



#### ② 身長と体重

BMIの算出結果では「標準(18.5以上25未満)」が最も多くなっています。年齢が下がると肥満(25以上)の割合が、年齢が上がるとやせ(18.5未満)の割合が多くなっています。

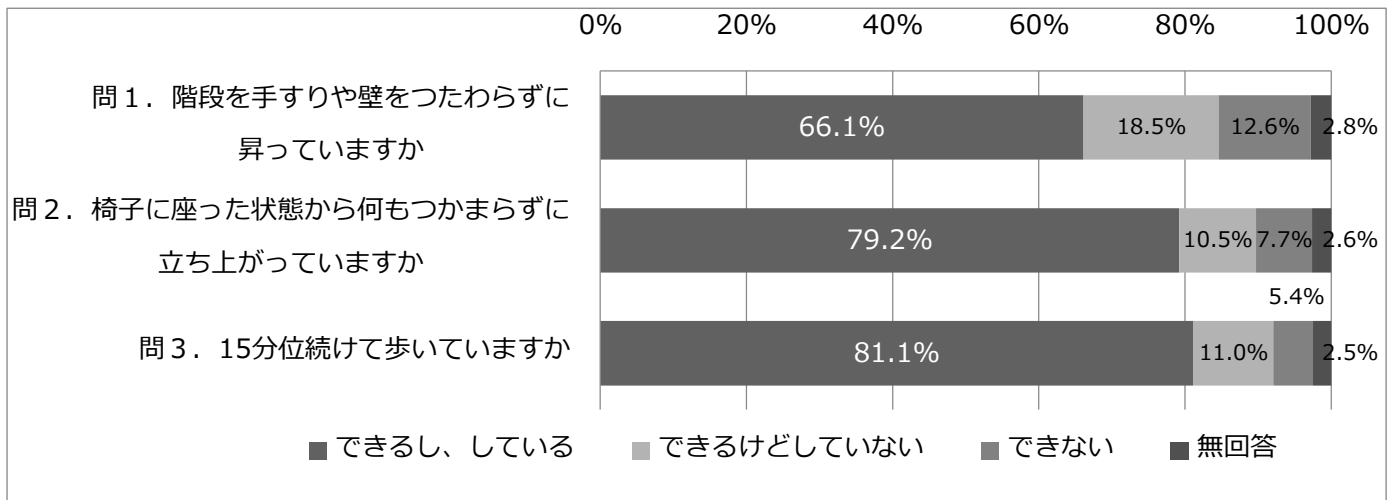
【図表2-16 年齢別にみる身長と体重】



## ③からだを動かすことについて

問1では、「できるし、している」が66.1%、問2では、「できるし、している」が79.2%、問3では、「できるし、している」が81.1%となっており、多くの方はからだを動かすことができるし、していると回答しています。

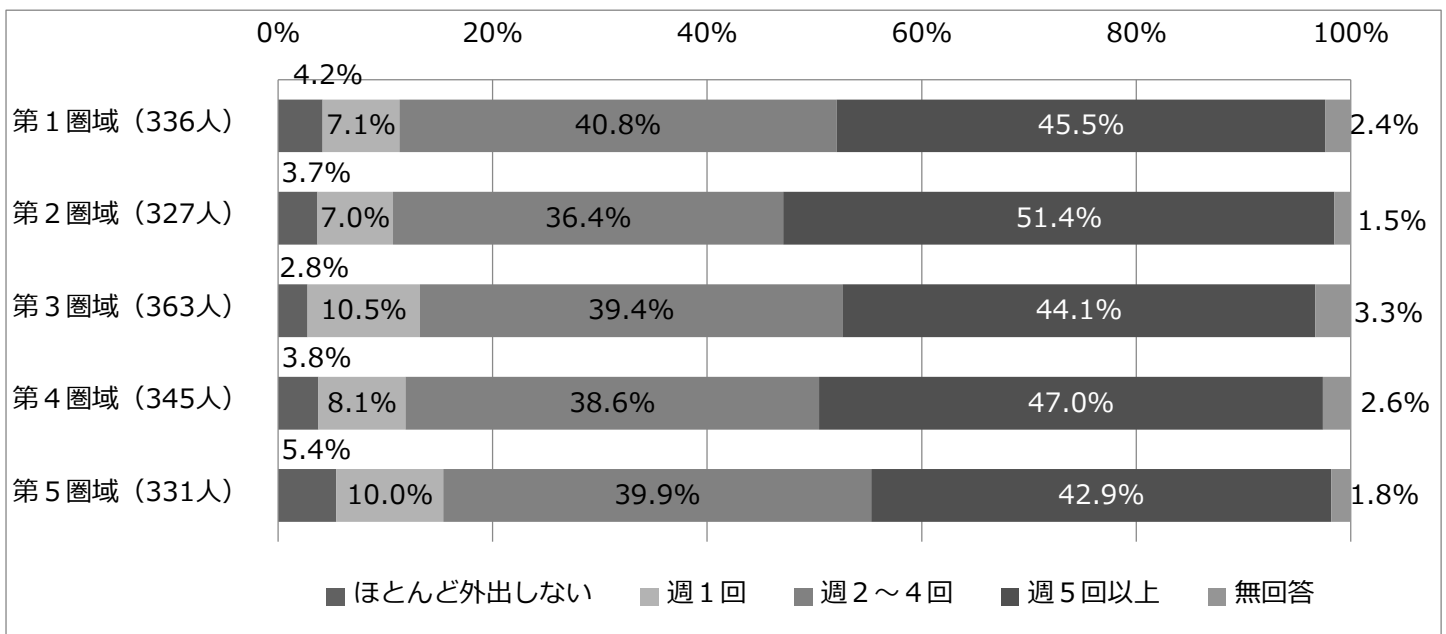
【図表2-17 からだを動かすことについて】



## ④外出の状況（週に1回以上外出しているか）

「週5回以上」が最も多く、「週2～4回」が約4割となっています。圏域別にみると、第2圏域で「週5回以上」が51.4%と多く、次いで第4圏域、第1圏域が多くなっています。

【図表2-18 圏域別にみる外出の状況】

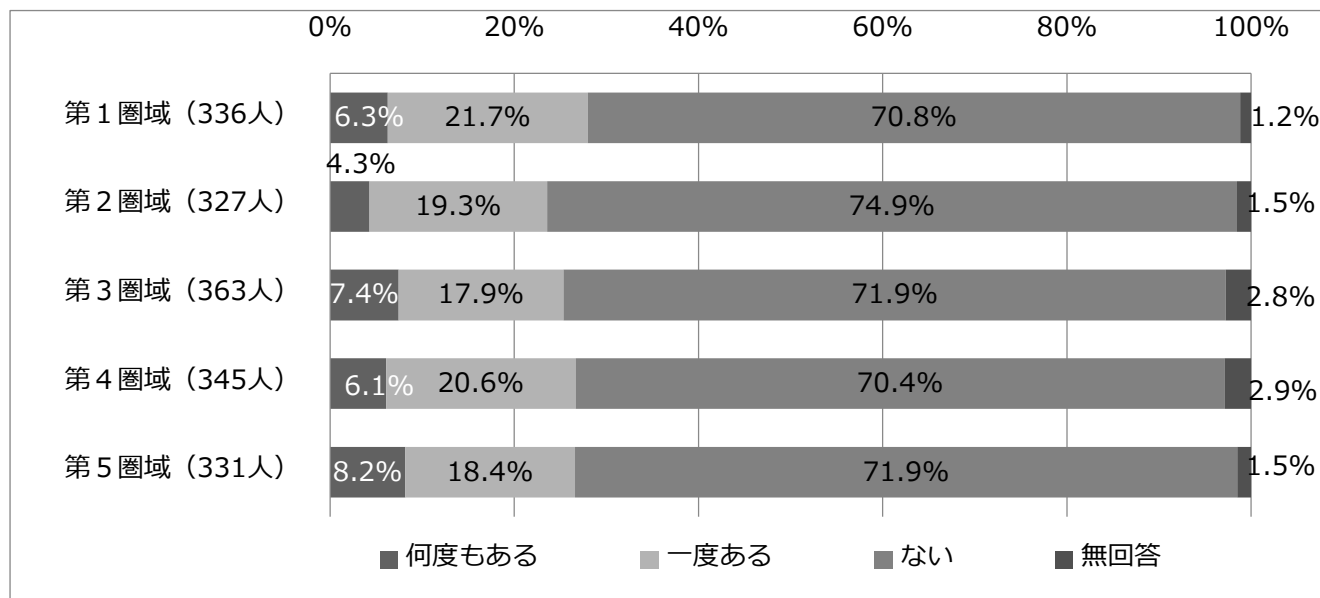


⑤転倒（この1年間に転倒したか）

「何度もある」と「一度ある」を合わせると、4人に1人の割合となっています。

圏域別にみると、第5圏域が8.2%と最も多く、次いで第3圏域、第1圏域が続きます。

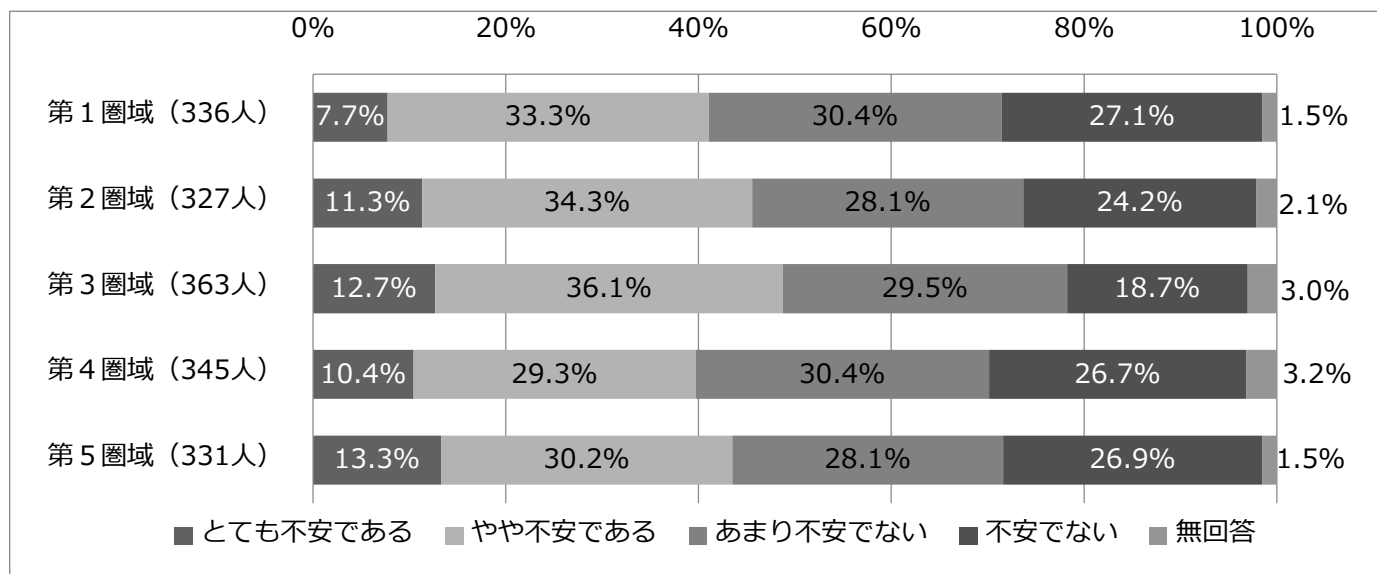
【図表2-19 圏域別にみる転倒（回数）の状況】



⑥転倒（転倒に対する不安は大きいか）

「やや不安である」と「とても不安である」を合すると、約4割となっています。圏域別にみると、転倒に対する不安がある方の割合は、第3圏域が最も多く、次いで第2圏域が続きます。

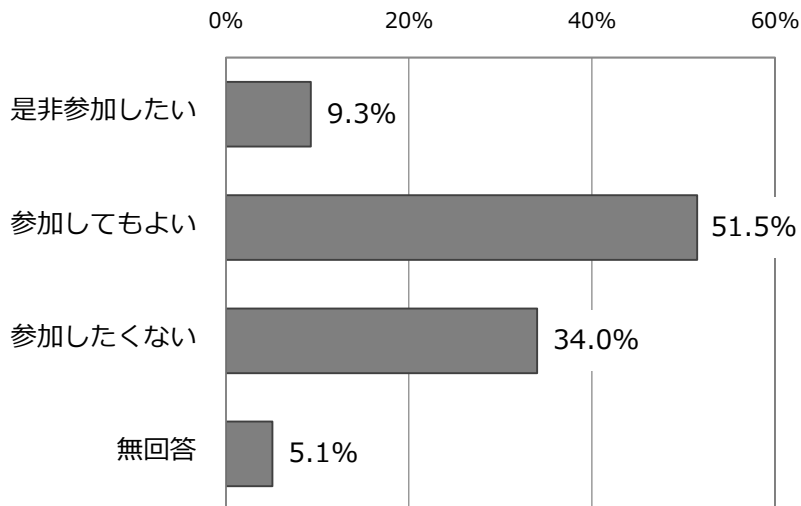
【図表2-20 圏域別にみる転倒（不安）の状況】



## ⑦地域づくりへの参加意向（参加者としての参加意向）

「参加してもよい」が51.5%と最も多く、「是非参加したい」と合せて6割以上となっています。

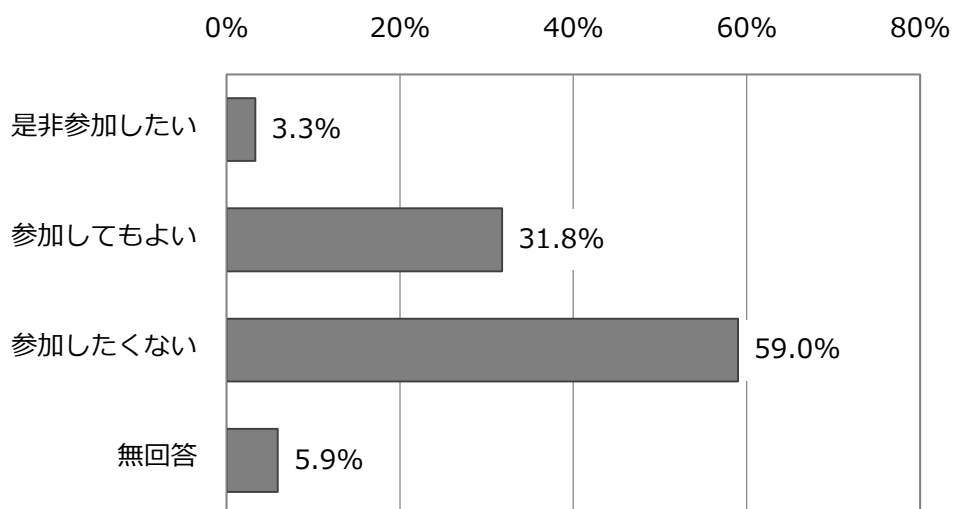
【図表2-21 地域づくりへの参加意向（参加者として）】



## ⑧地域づくりへの参加意向（企画・運営（お世話役）としての参加意向）

「参加したくない」が59.0%と最も多く、他方で「参加してもよい」が31.8%となっています。

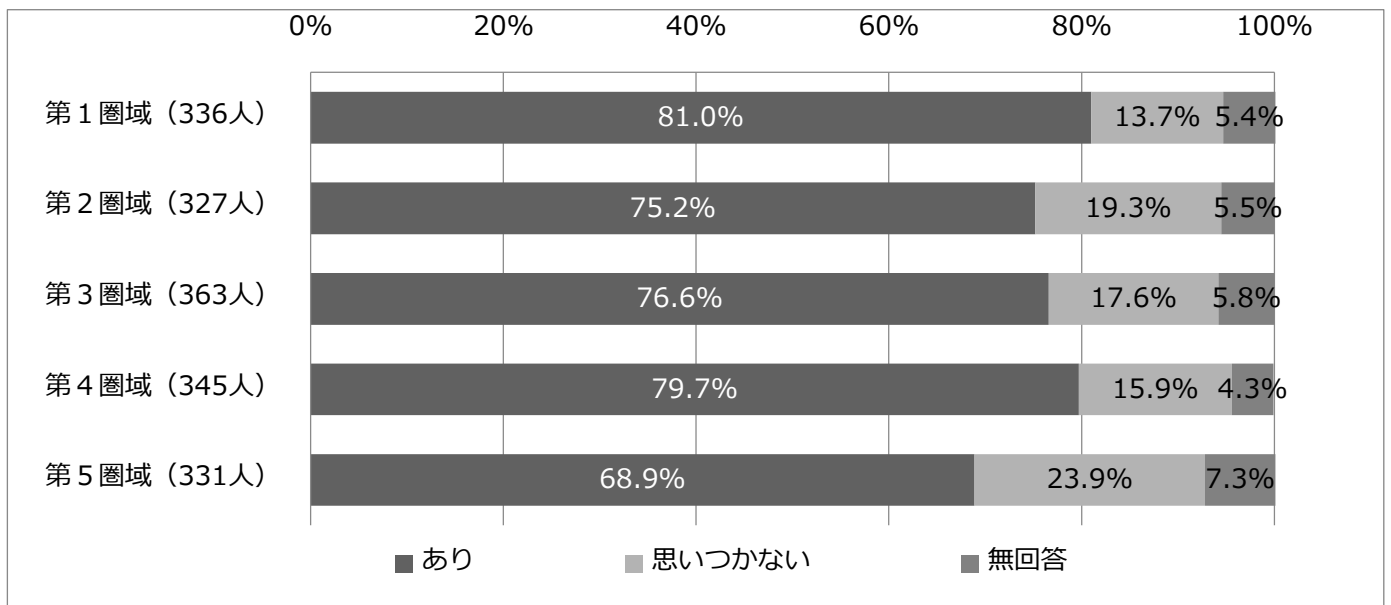
【図表2-22 地域づくりへの参加意向（お世話役として）】



⑨趣味の有無

「趣味あり」が7割以上となっています。圏域別にみると、第5圏域に趣味がある方の割合が低くなっています。

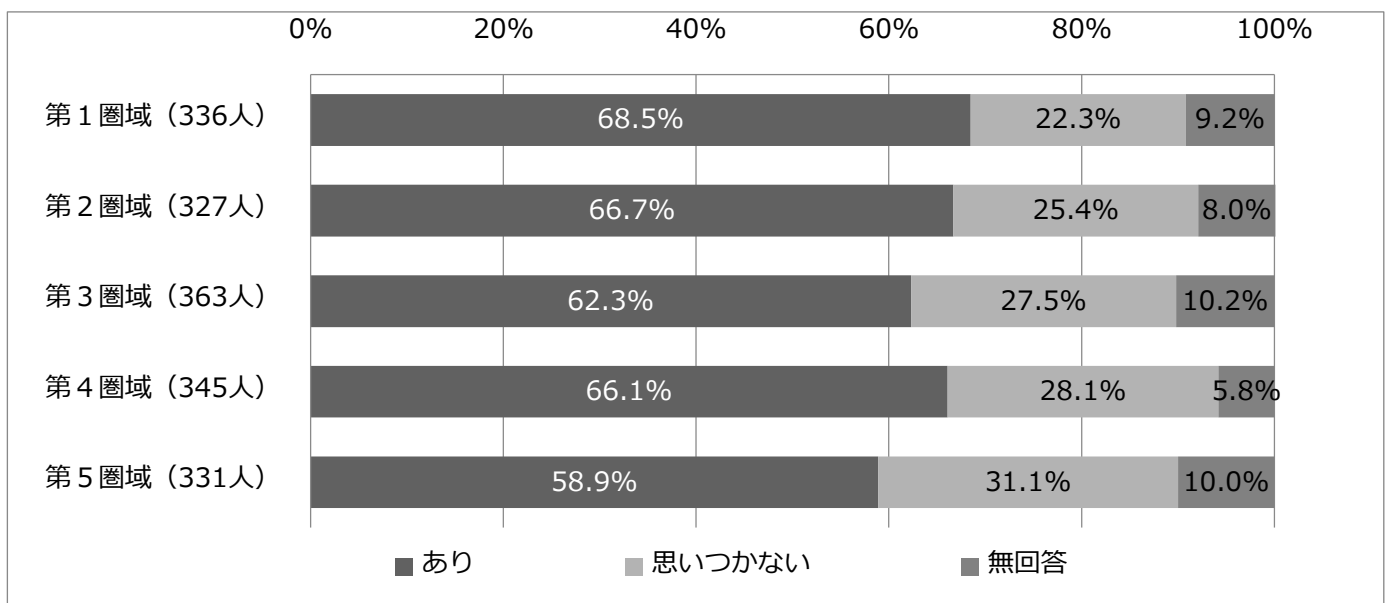
【図表2-23 圏域別にみる趣味の有無】



⑩生きがいの有無

「生きがいあり」が約6割となっています。圏域別にみると、第5圏域に生きがいがある方の割合が低くなっています。

【図表2-24 圏域別にみる生きがいの有無】

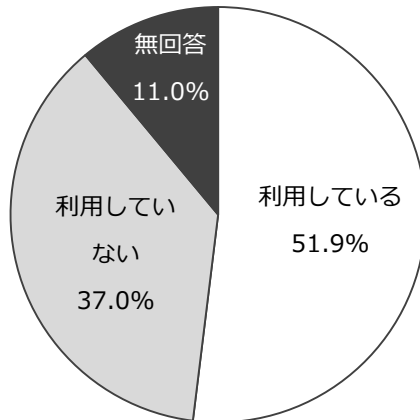


#### (4) 在宅介護実態調査の概要

##### ①介護保険サービス利用の有無

「利用している」が51.9%、「利用していない」が37.0%となっています。

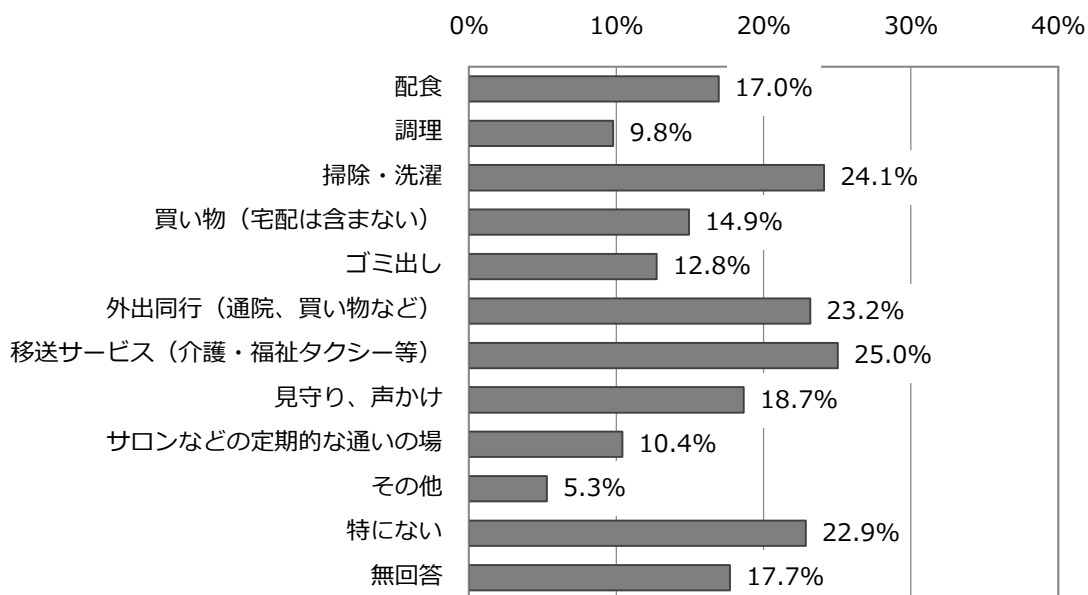
【図表2-25 介護保険サービス利用の有無】



##### ②在宅生活を続けるために必要な支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が25.0%と最も多く、次いで「掃除・洗濯」が24.1%、「外出同行（通院、買い物など）」が23.2%となっています。

【図表2-26 在宅生活を続けるために必要な支援・サービス】

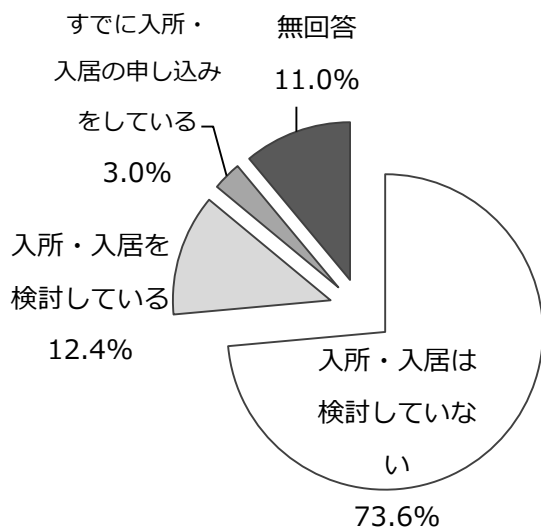




③施設等への入所・入居の検討の有無

「入所・入居は検討していない」が73.6%と最も多くなっています。

【図表2-27 施設等への入所・入居の検討の有無】

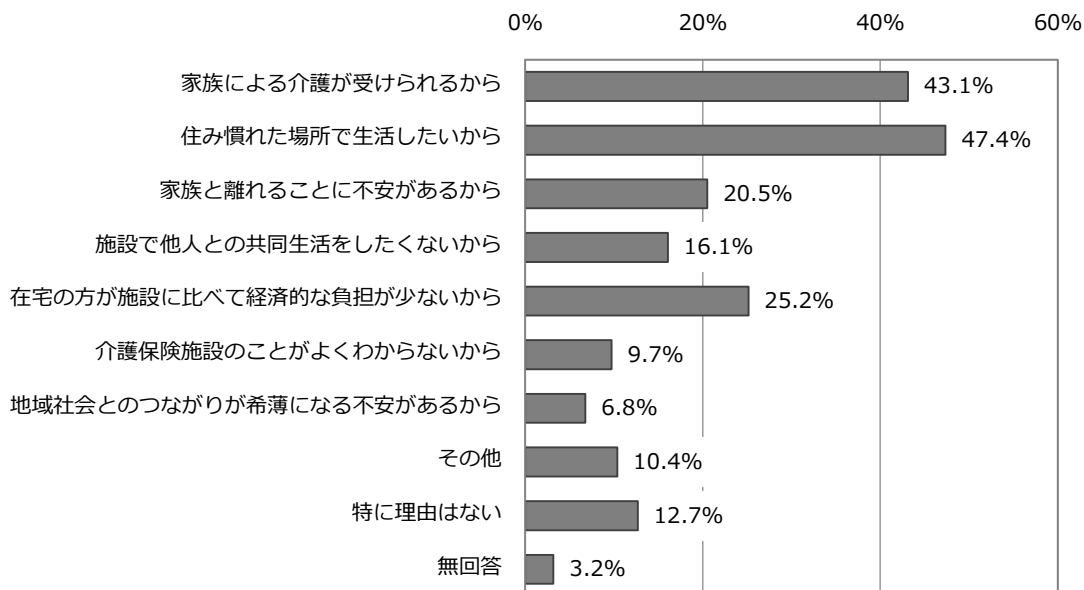


※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

④施設等への入所・入居を検討しない理由

「住み慣れた場所で生活したいから」が47.4%と最も多く、次いで「家族による介護が受けられるから」が43.1%、「在宅の方が施設に比べて経済的な負担が少ないから」が25.2%となっています。

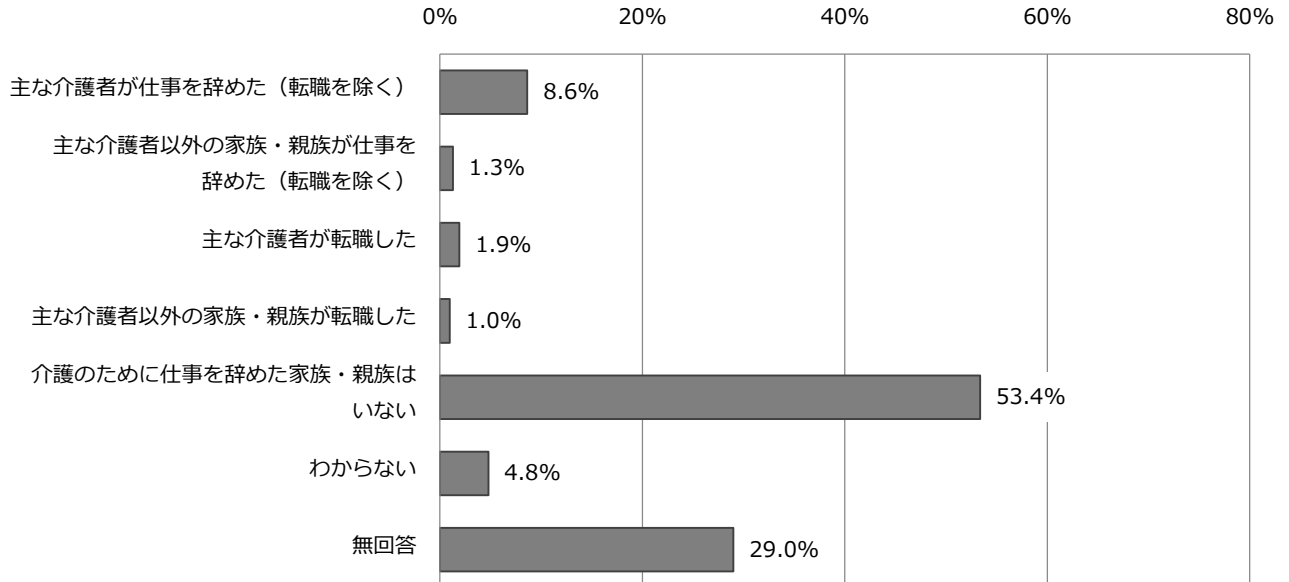
【図表2-28 施設等への入所・入居を検討しない理由】



## ⑤過去1年間に介護のために仕事を辞めた・転職された方の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が53.4%と最も多い反面、「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」との回答も8.6%となっています。

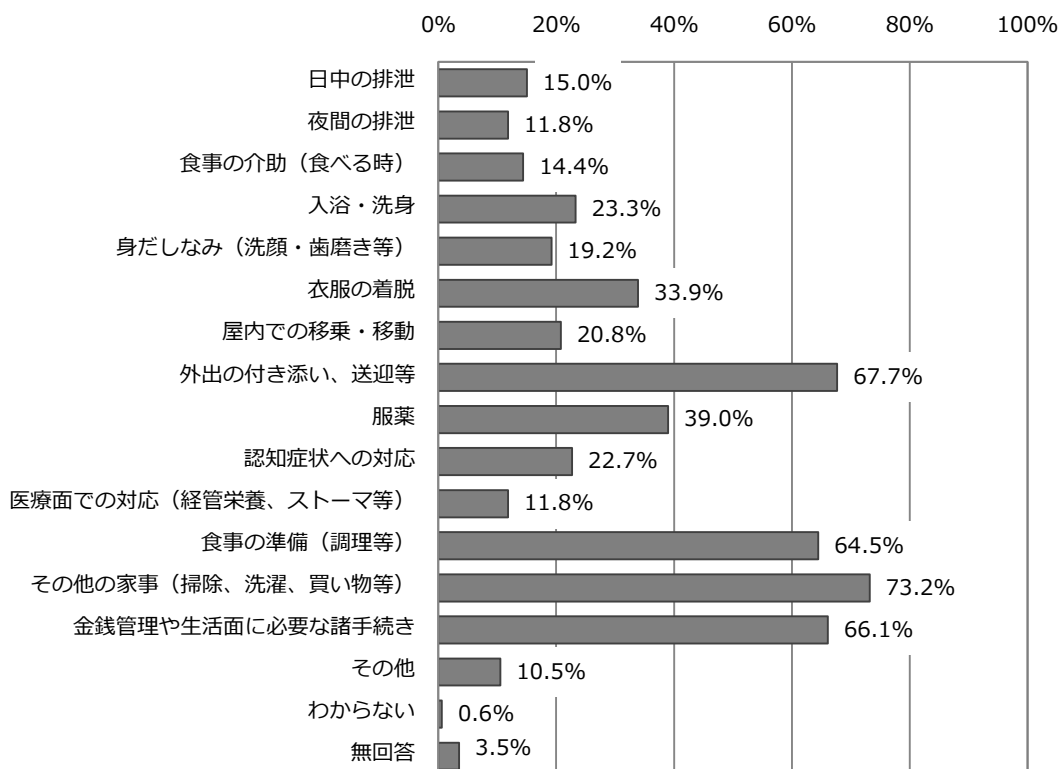
【図表2-29 過去1年間に介護のために仕事を辞めた・転職された方の有無】



## ⑥主な介護者の方が行っている介護等

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が73.2%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が67.7%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が66.1%となっています。

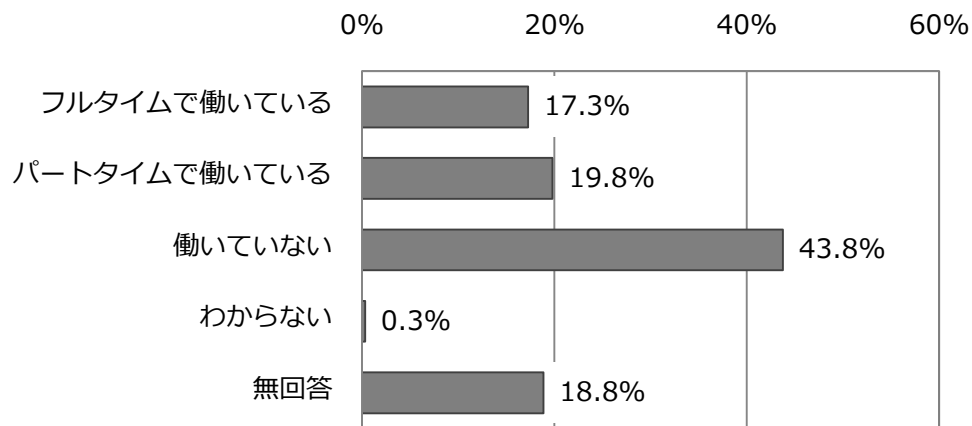
【図表2-30 主な介護者の方が行っている介護等】



⑦主な介護者の方の現在の職業

「働いていない」が43.8%と最も多い反面、「パートタイムで働いている」が19.8%、「フルタイムで働いている」が17.3%となっており、約4割の方は就労しています。

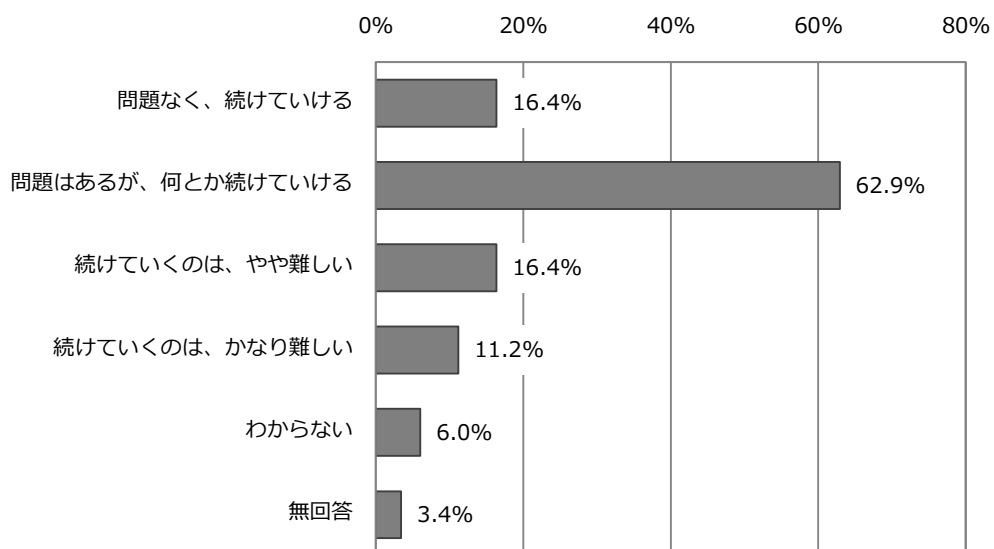
【図表2-31 主な介護者の方の現在の職業】



⑧今後も働きながら介護を続けられるか

「問題はあるが、何とか続けていける」が62.9%と最も多く、次いで「問題なく、続けていける」と「続けていくのは、やや難しい」がともに16.4%となっています。

【図表2-32 今後も働きながら介護を続けられるか】



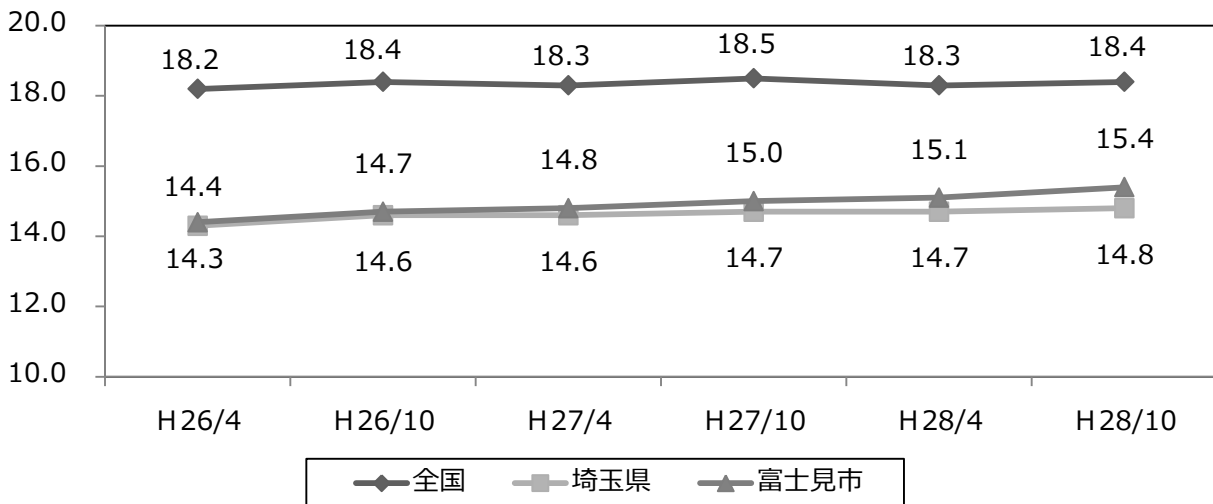
### 3. 介護保険事業の現状

#### (1) サービス利用者

##### ① 認定率

平成28年10月現在の認定率は15.4%となっており、埼玉県の水準と同じレベルにありますが、全国水準よりは低くなっています。

【図表2-33 第1号被保険者の要支援・要介護認定率の比較】 (単位：%)

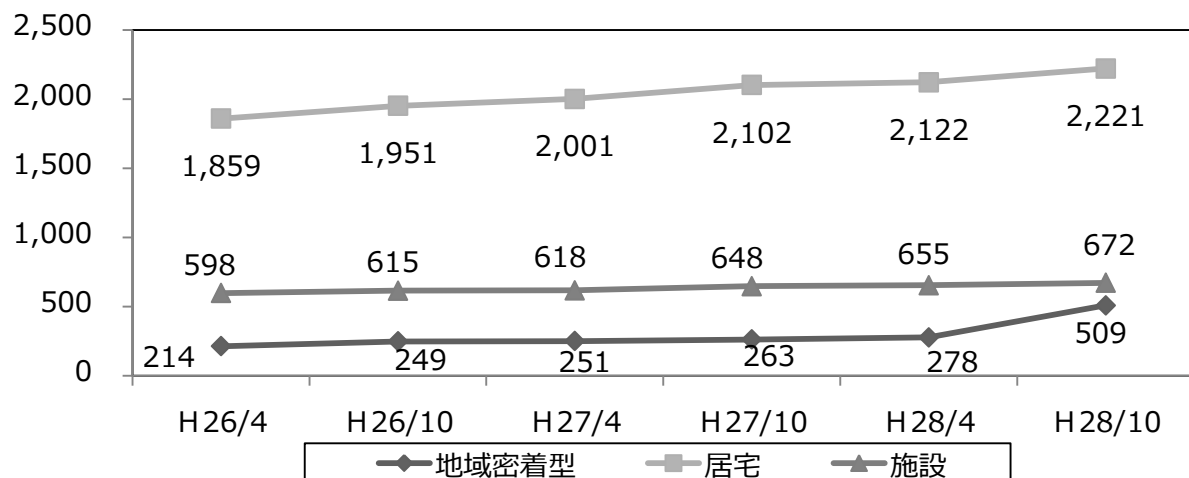


資料：介護保険事業状況報告

##### ② サービス別の利用者

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの各サービスで増加傾向がみられます。特に地域密着型サービスでは、平成28年4月から定員18名以下の通所介護が地域密着型サービスとなったため、利用者が急増しています。

【図表2-34 サービス利用者の推移】 (単位：人)



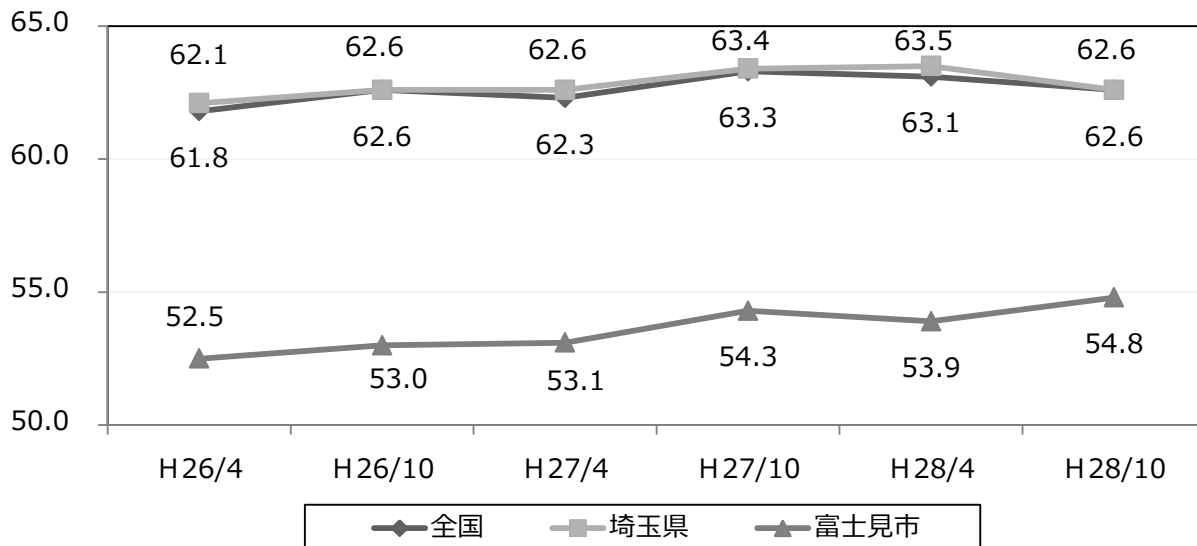
資料：介護保険事業状況報告

(2) 各サービスの受給率

①居宅（介護予防）サービス

居宅サービスの受給率（第1号被保険者の認定者に対する利用状況）をみると、増加の傾向はみられますが、国と県の水準を大きく下回っています。

【図表2-35 居宅（介護予防）サービスの受給率の国・県との比較】（単位：%）

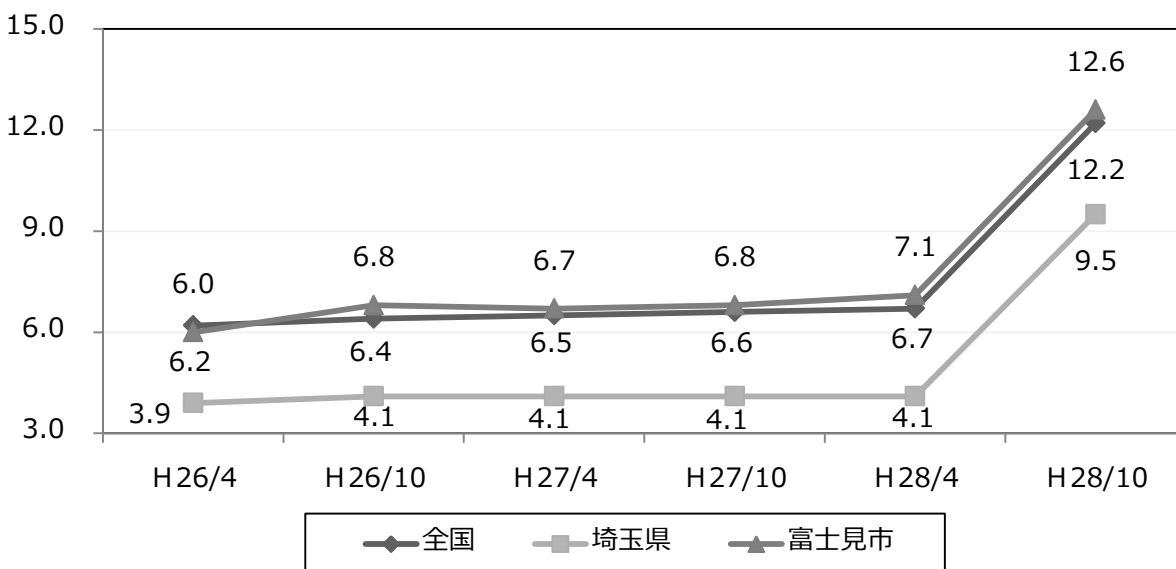


資料：介護保険事業状況報告

②地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型サービスの受給率は、国と同水準で増加しており、平成28年10月には10%を超えています。

【図表2-36 地域密着型（介護予防）サービスの受給率の国・県との比較】（単位：%）

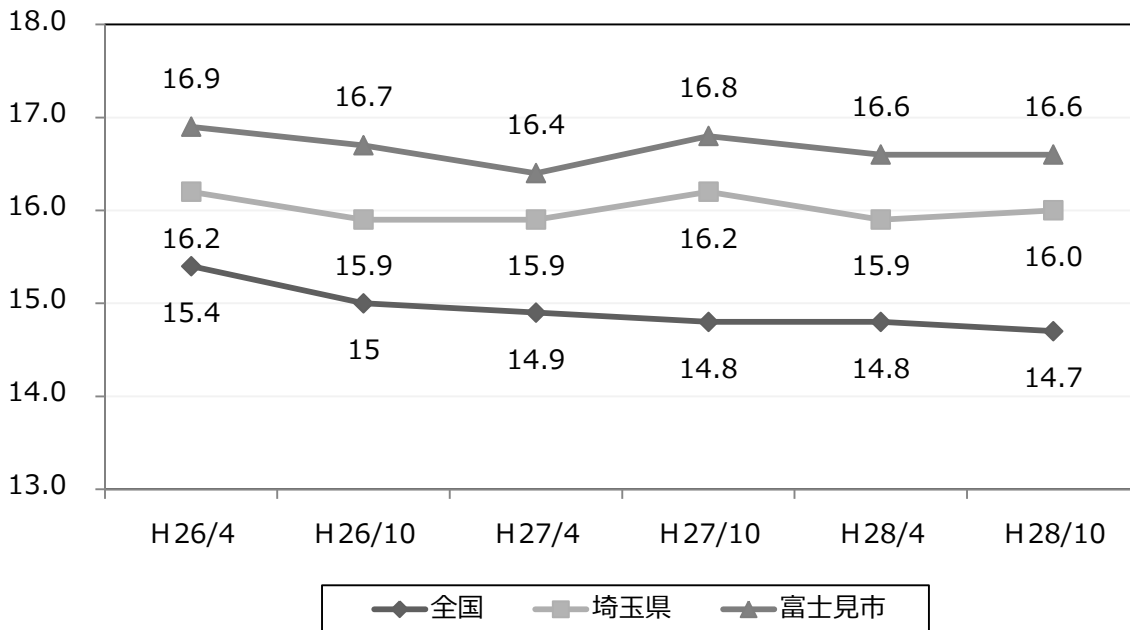


資料：介護保険事業状況報告

## ③施設サービス

施設サービスの受給率は、国・県と比べ高い利用率を示しています。

【図表2-37 施設サービスの受給率の国・県との比較】 (単位：%)



資料：介護保険事業状況報告

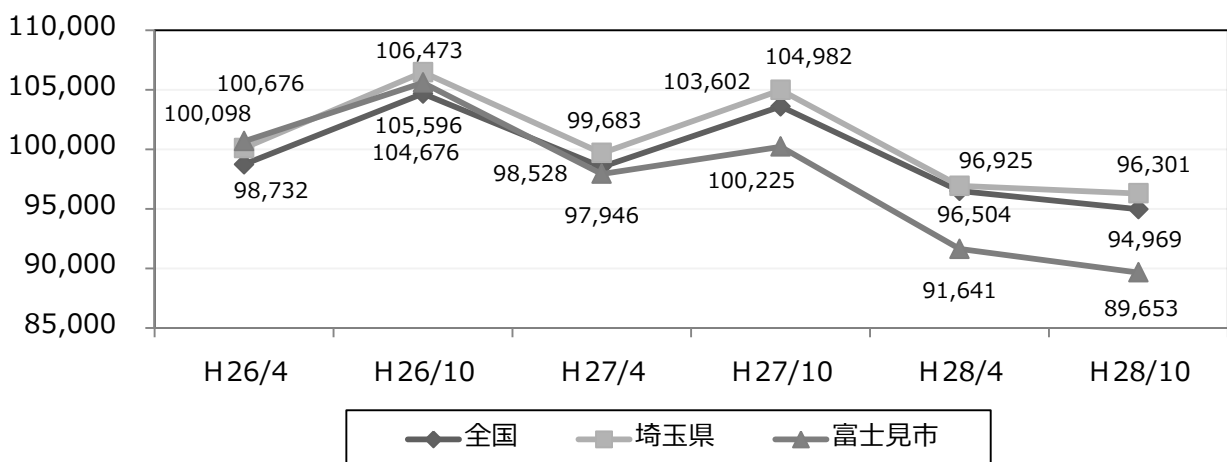
## (3) 給付費の状況

## ①一人あたりの給付費の推移

## A 居宅（介護予防）サービス

居宅サービスの一人あたりの給付額は、平成28年10月現在で89,653円となっており、国と県の水準に比べ低くなっています。

【図表2-38 一人あたり居宅（介護予防）サービス給付額の推移】 (単位：円)

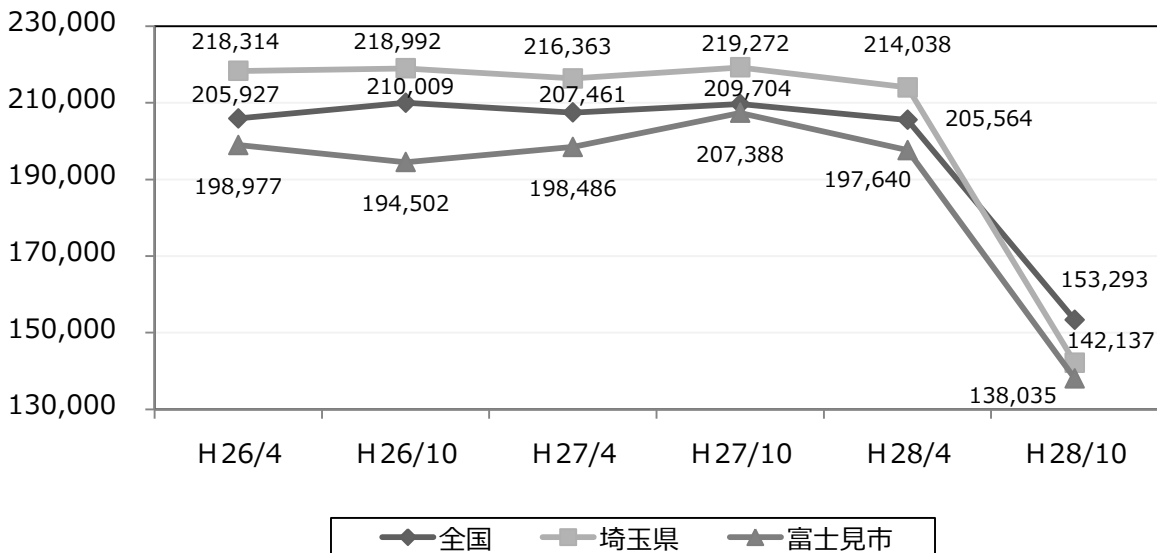


資料：介護保険事業状況報告

### B 地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型サービスの一人あたり給付額は、平成28年10月現在で138,035円となっており、国・県と同様に、地域密着型通所介護の創設により、平成28年4月に比べ大きく下がっています。

【図表2-39 一人あたり地域密着型（介護予防）サービス給付額の推移】（単位：円）

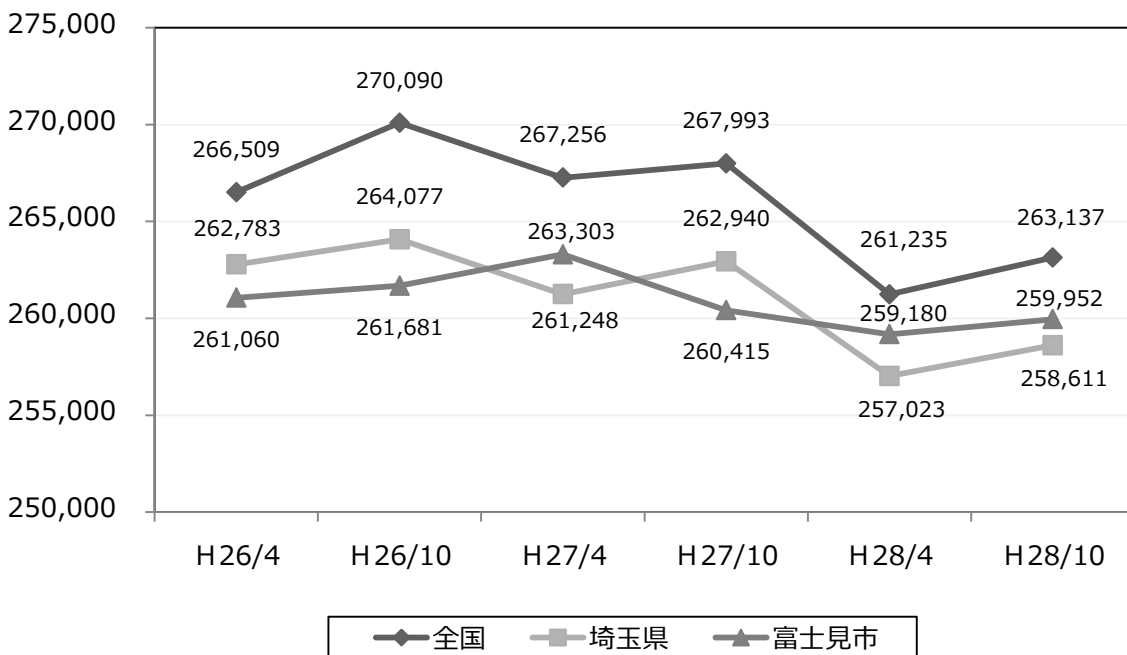


資料：介護保険事業状況報告

### C 施設サービス

施設サービスの一人あたり給付額は、平成28年10月現在で259,952円となっており、全国の水準に比べ低くなっています。

【図表2-40 一人あたりの施設サービス給付額の推移】（単位：円）



資料：介護保険事業状況報告

## ②介護保険サービス利用者数と給付費の推移

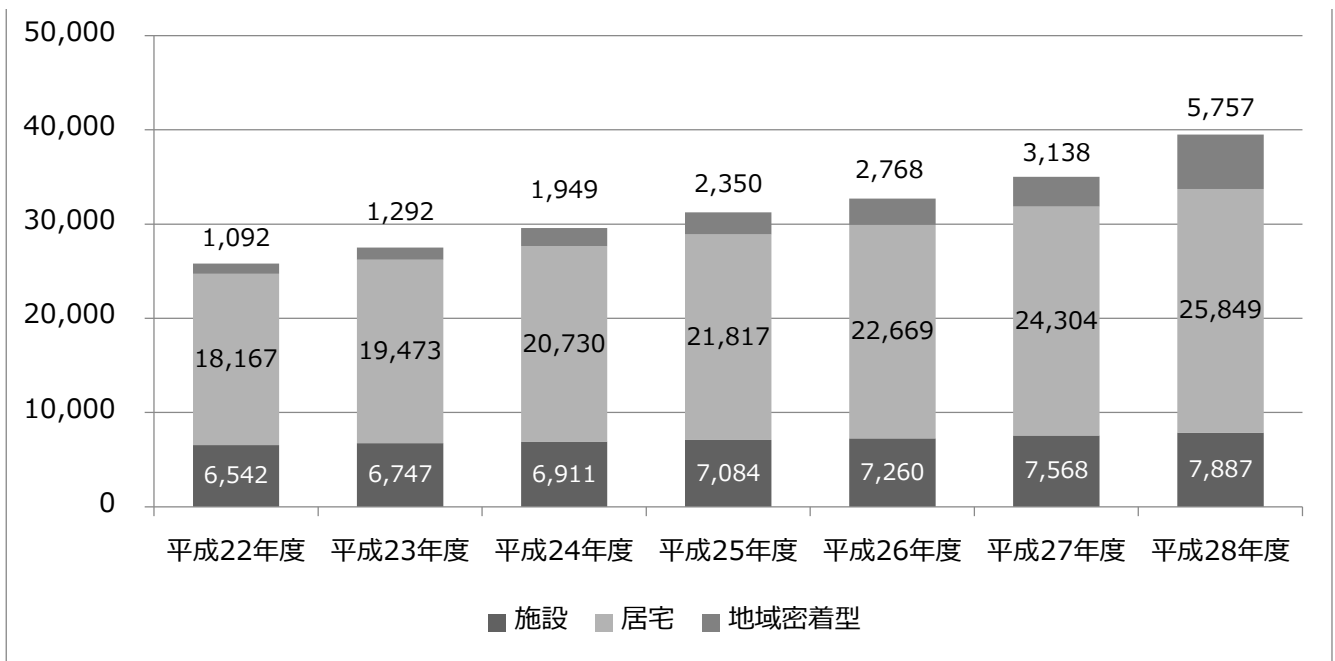
## A 介護保険サービス利用者の推移

介護保険サービス利用者の推移をみると、施設サービスでは、平成22年度の6,542人から平成28年度の7,887人と1,345人増加しています。

居宅サービスでは、平成22年度の18,167人から平成28年度の25,849人と7,682人増加しています。

地域密着型サービスでは、平成22年度の1,092人から平成28年度の5,757人と4,665人増加しています。

【図表2-41 介護保険サービス利用者の推移（予防給付含む）】 (単位：人)



資料：介護保険事業状況報告

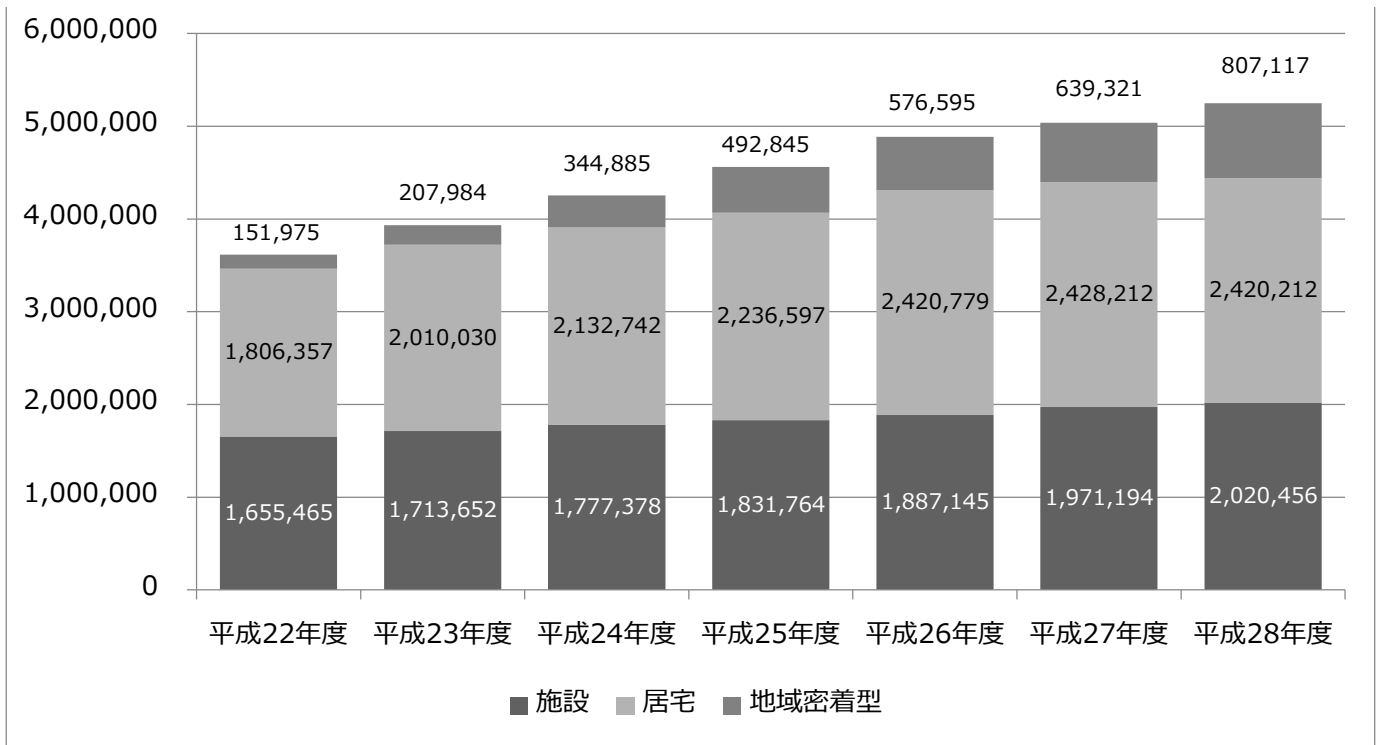


B 給付費の推移

給付費の合計は、平成22年度の約36億円から平成28年度には約52億4千万円と約16億4千万円増加しています。特に地域密着型サービスにおける給付費が、定員18名以下の通所介護が地域密着型サービスとなったため、急増しています。

【図表2-42 給付費の推移（予防給付含む）】

（単位：千円）



資料：介護保険事業状況報告

## 第3章 基本計画

---

## 第3章

## 基本計画

## 1. 計画の基本理念と基本方針

本市では、市の総合計画である第5次基本構想（平成23年度から平成32年度まで）において、「健康で生きいき、相互に支えあう人のまち」を基本目標としており、第6期富士見市高齢者保健福祉計画においても、高齢者が生きがいを持って、健康で生きいきと生活できる地域社会づくりを目指してきました。

単身高齢者や認知症の方が増え、75歳以上の後期高齢者数が大幅に増加することが見込まれていることから、今後さらに介護・支援を要する方の生活を支える基盤を整え、予防の充実に取組み、医療とも連携しながら、すべての方が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるようすすめることが重要です。

また、地域においてお互いがお互いを支えあう「地域共生社会」の実現に向けた取組みも必要となることから、第7期計画の基本理念については、第6期計画までの基本理念を継続しつつ、新たに

**『住み慣れた地域で、いつまでも生きいきと生活できる支えあいのまち』**

とします。この基本理念の実現に向け、必要な体制整備を行うため、以下の5つの基本方針を定めて取り組んでいきます。

## 基本方針1 充実した日常生活を送るために

高齢者がいつまでも元気に暮らすことが出来るよう、「ふじみパワーアップ体操」などの介護予防の普及啓発を行うと同時に、趣味や自主活動の推進など生きがいづくりや社会参加ができる体制を整え、高齢者の方々が元気を維持できる取組みを展開します。

### ふじみパワーアップ体操



### 介護予防活動拠点

### 「いきいき元気塾うえるかむ」 での自主グループ活動の様子



また、平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援者や事業対象者の方々に対し、本市の特性を踏まえながら効果的かつ効率的なサービスを提供し、安心して在宅生活ができるよう支援します。

このように、すべての高齢者がいつまでも生きがいのある生活を送ることができ、充実した日常生活を送るために必要な個別施策の展開を図ります。

**基本方針2：住み慣れた地域で生活するために**

住み慣れた地域で生活するためには、介護サービスだけでなく、在宅医療と介護の連携、住まいの確保、高齢者福祉施策の充実など、さまざまな取り組みが必要となります。また、認知症の方も増加しているため、早期に発見し、その家族も含めた支援体制を整えることも重要です。



**オレンジカフェ  
(認知症カフェ)**



**水谷東安心まちづくり協議  
会「水谷東地域支え愛隊」  
による活動の様子**

また、生活支援体制の整備については、在宅で生活する高齢者が何に困りどんなサービスを求めているのかを適切に把握していきます。必要なサービスを適切に使っていただきながら、住み慣れた地域で生活するために必要な個別施策の展開を図ります。

### 基本方針3：気軽に相談できる体制をつくるために

本市では5つの日常生活圏域ごとに地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）を設置しています。この地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、相談や支援を行う地域の総合相談窓口です。

#### 高齢者あんしん相談センターでの相談支援の様子



#### 地域ケア会議



また、全国的に増加傾向である高齢者虐待を防止する取組みも強化していく必要があります。高齢者虐待の早期発見に向け地域と連携し、介護者の方の負担軽減策も併せて検討するなど、気軽に相談できる体制をつくるために必要な個別施策の展開を図ります。

**基本方針4：お互いがお互いを支えあうために**

団塊の世代が高齢者となり、高齢者数は増加していますが、仕事や趣味活動などを行っている元気な高齢者の方も多い状況です。一方、生産年齢人口の減少により、公的なサービスの担い手は今後減少していくと予測されます。そこで、こうした元気な高齢者の方々が、自らの豊かな知識・経験・技術を生かし、地域の多様な分野の活動に参加し、地域の担い手として活躍することができるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

**介護職員初任者研修****介護支援ボランティア  
ポイント事業の活動  
の様子（お茶の提供）**

また、幅広い世代の方々にもボランティアなどで協力していただき、制度・世代・分野ごとの縦割りや、サービスの「担い手」「受け手」という関係を超え、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援が行えるけるような方策を検討し、お互いがお互いを支えあうために必要な個別施策の展開を図ります。

### 基本方針5：介護保険事業を継続的に運営していくために

介護保険制度を円滑に運営していくため、これまでのサービスの状況や給付実績を踏まえ、今後必要となるサービス量を推計し、支援や介護を必要とする方が適切なサービスが利用できるよう取り組んでいきます。特に地域密着型サービスについては、市が指定するもので、住み慣れた地域で生活するために必要不可欠なサービスであるため、積極的に推進していきます。

#### 訪問介護サービス (ホームヘルプサービス)



#### 通所介護サービス (デイサービス)



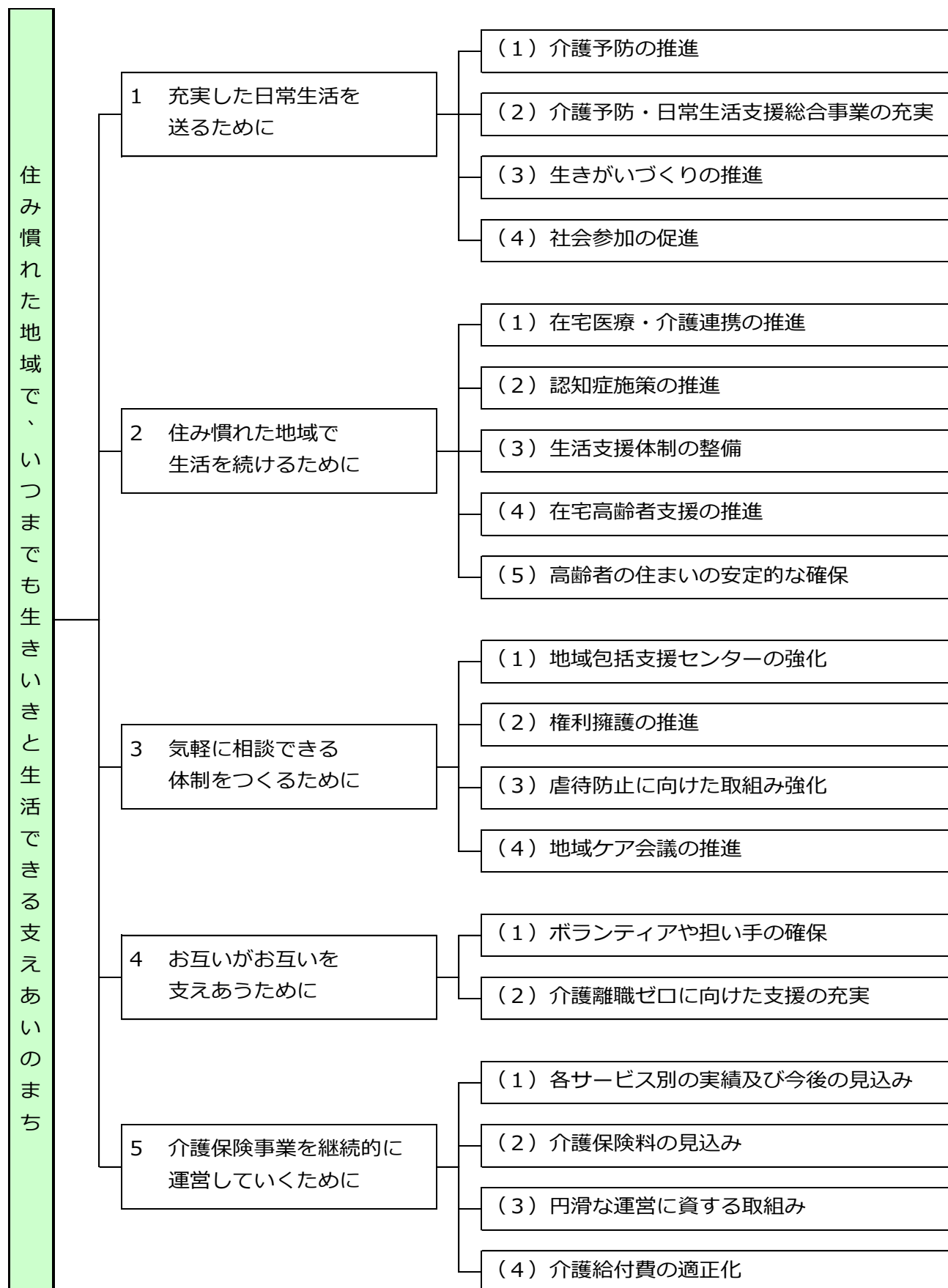
なお、サービス量の推計にあたっては、今後の認定者数の増加による給付費の増大と、それに伴う保険料負担の増加とのバランスを図ることが必要です。保険料・公費・利用者負担を適切に組み合わせ、制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっていることから、給付の適正化を行うなど、介護保険事業を継続的に運営していくために必要な個別施策の展開を図ります。



## 2. 計画の体系

基本理念、基本方針を実施するための施策の体系図は次のとおりとなります。

【図表3-1 計画の体系】



## 第4章 個別の施策展開

---

**基本方針1** 充実した日常生活を送るために

充実した日常生活を送るために必要な施策を下記のとおりとし、計画的な事業の遂行を目指します。

**(1) 介護予防の推進** . . . . 38ページ

- ①集中型介護予防教室「はつらつ教室」の充実
- ②介護予防教室の推進
- ③高齢者のための健康相談等の開催
- ④リハビリテーション職による自立支援に向けた取組みの強化
- ⑤疾病予防の取組みとの連携

**(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実** . . . . 44ページ

- ①介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ②一般介護予防事業の充実
- ③多様な主体による多様なサービスの展開
- ④自立支援・重度化防止に向けた取組み

**(3) 生きがいづくりの推進** . . . . 47ページ

- ①学習機会の充実
- ②老人福祉センターの利用促進
- ③老人クラブ活動・サークル活動の支援
- ④身近な通いの場の提供

**(4) 社会参加の促進** . . . . 52ページ

- ①ふじみ在宅福祉サービスセンターの充実
- ②市民人材バンク登録制度の活用
- ③高齢者の就業への支援
- ④アクティブシニアの活躍推進

## (1) 介護予防の推進

健康寿命<sup>1</sup>を延伸し、要介護状態等の予防や悪化の防止を目指します。高齢者の心身機能の維持向上を図るだけでなく、活動的で生きがいや役割を持って生活を営むことができるように介護予防を推進します。

### ① 集中型介護予防教室「はつらつ教室」の充実

体力や身体機能等が低下してきている高齢者が、一定期間集中的に教室に参加し、介護予防のための専用マシン等を使用し、機能の維持向上を目指します。コース開始時と終了時に体力測定を実施し、活動継続への意欲を高めます。

#### ● はつらつ教室 生活機能<sup>2</sup>アップコース

健康増進センターにて、通年で実施しています。6か月間（約20回）のコースで、送迎付きのため市内全域からの参加が可能です。平成29年度から教室を週2回の開催に増やし実施しています。教室の周知を図りながら充実に努めます。

【図表4-1-1 生活機能アップコース】

(単位：回、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	39	39	71	80	80	80
延べ人数	748	708	900	1,200	1,200	1,200

<sup>1</sup> 日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

<sup>2</sup> バスや電車で外出したり買い物をしたり、食事の用意ができる（手段的自立）、年金などの書類を書いたり新聞・雑誌・本を読んだりできる（知的能動性）、家族や友だちの相談に乗るなど人のために何かをしたりつきあいができる（社会的役割）のこと。

## ●はつらつ教室 口腔機能向上・認知症予防コース

健康増進センターにて、12月から3月までの全13回のコースで実施しています。  
教室に参加する方が増えるよう、継続して開催していきます。

【図表4-1-2 口腔機能向上・認知症予防コース】

(単位：回、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	13	13	13	13	13	13
延べ人数	148	142	150	160	160	160

## ② 介護予防教室の推進

要介護状態へと陥りやすい機能の低下をテーマに設定し、目的別の教室を実施しています。

## ●尿モレ予防コース

閉じこもりや行動範囲の縮小の誘因の一つとされる「尿モレ」の予防をテーマに教室を実施します。

【図表4-1-3 尿モレ予防コース】

(単位：回、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	11	—	—	11	—	11
延べ人数	115	—	—	132	—	132

●腰痛・ひざ痛予防コース

要支援、要介護状態へと直結しやすい要因となる上、セルフケアを継続することが難しい「腰痛・ひざ痛」の予防をテーマに教室を実施します。

【図表4-1-4 腰痛・ひざ痛予防コース】

(単位：回、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	—	8	—	—	10	—
延べ人数	—	123	—	—	150	—

●ウォーキング教室

運動のきっかけづくりと仲間づくりを目指して、教室を実施します。

【図表4-1-5 ウォーキング教室】

(単位：回、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	—	—	6	—	6	6
延べ人数	—	—	41	—	90	90

## ③ 高齢者のための健康相談等の開催

高齢者の健康の維持・向上には、食事や運動・睡眠などの生活習慣の改善や高齢期特有の健康課題に向けた取組みを継続的に実施することが重要です。

今後も、身近な場所で気軽に健康相談や健康講座を受けられる機会を確保していきます。

## ● 高齢者サロン等での健康相談・健康講座

高齢者サロンや老人クラブ、高齢者学級等から依頼があり、地域に出向いて健康相談や健康講座を実施しています。

【図表4-1-6 高齢者サロン等での健康相談】

(単位:回、人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数	15	13	13	13	13	13
延べ人数	145	198	140	140	140	140

【図表4-1-7 高齢者サロン等での健康講座】

(単位:回、人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数	39	47	40	40	40	40
延べ人数	1,241	1,467	1,200	1,200	1,200	1,200

●ホッと安心健康相談

介護予防拠点施設でもある高齢者いきいきふれあいセンター、水谷東ふれあいサロン、いきいき活動室の3か所で月1回実施しています。

【図表4-1-8 ホッと安心健康相談】

(単位:回、人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	36	36	33	36	36	36
延べ人数	351	292	270	300	300	300

●リハビリ相談

リハビリテーション職が電話や訪問により対応しています。

【図表4-1-9 リハビリ相談】

(単位:人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ人数	77	68	40	40	40	40

④ リハビリテーション職による自立支援に向けた取組みの強化

要支援者や事業対象者<sup>3</sup>等が、自立に向けた取組みができるよう、リハビリテーション職と地域包括支援センターとの連携を強化します。特に介護予防への取組みが必要と考えられる方については、リハビリテーション職が訪問等を通じて対象者のアセスメント段階から支援し、機能の維持向上を目指します。

<sup>3</sup> 65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方。



## ⑤ 疾病予防の取組みとの連携

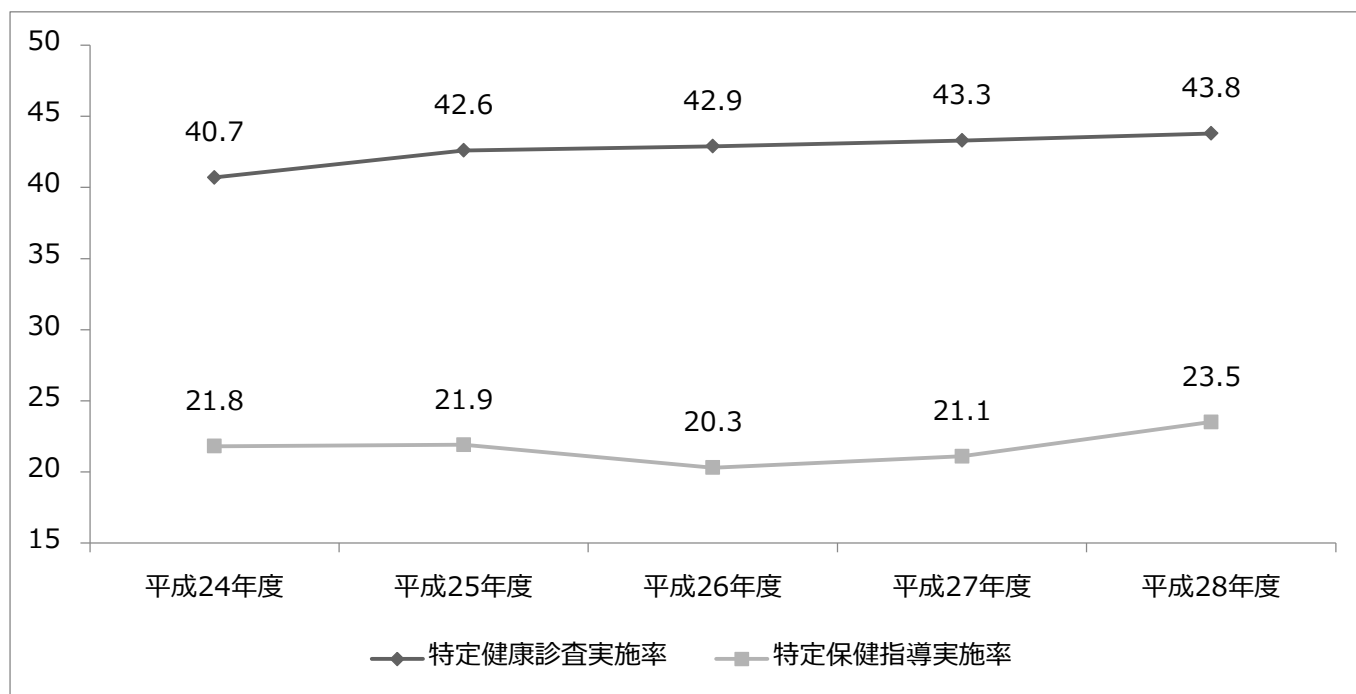
健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病予防などの疾病予防や健康づくり事業とのつながりを図り、疾病予防から介護予防へと自ら取り組めるように、普及啓発をすすめていきます。

### ● 特定健康診査と特定保健指導

富士見市国民健康保険加入者に対して、メタボリックシンドローム<sup>4</sup>（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の発症、重症化を予防することを目的とした特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

【図表4-1-10 特定健康診査と特定保健指導】

（単位：%）



### ● 埼玉県コバトン健康マイレージ事業

生活習慣病予防に必要な運動習慣を身に付けてもらうためのきっかけづくりとして、専用の歩数計等を使用してウォーキングをすると歩数に応じてポイントが貯められる「健康マイレージ事業」を、市独自のポイント制度の運用もしながら実施していきます。高齢期になる前からの健康づくりから介護予防の取組みへとつながるよう、より多くの方が参加し、誰もが主体的に楽しく取り組めるよう、周知を図ります。

<sup>4</sup> 内臓肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常という危険因子を2つ以上持っている状態のこと

## (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法の改正に伴い、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と、従前の介護予防事業を統合・再編し創設された事業であり、本市では平成29年4月から開始しています。

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年以降の超高齢社会を乗り切るため、支援が必要な方には必要なサービスを提供し、元気な方には今後も元気でいられるような予防の取組みを推進していきます。

### ① 介護予防・生活支援サービス事業の推進

#### ●介護予防・生活支援サービスの充実

訪問型サービス及び通所型サービスについては、市内を中心に、介護予防に積極的に取り組むサービス提供事業所の確保に努め、サービスを必要とする方が必要なサービスを利用できる体制づくりを推進します。短期集中型で行っている通所型サービスCについては、運動機能の向上など一人一人の状態の改善に向けたプログラムを提供し、終了後も引き続き活動や参加が維持できるよう、地域の通いの場への参加につなげ意欲的に介護予防に取り組めるように、関係者と連携しながらすすめていきます。

また、介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などとも連携し、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの提供に努めます。

#### ●市の認定研修の実施

訪問型サービスにおいては、既存の有資格者だけでなく、市の認定研修修了者も従事可能となっていることから、介護人材不足解消に向け市の認定研修を開催し、修了者の雇用拡大に向けた取組みをすすめます。

【図表4-1-1-1 訪問型サービスの市の認定研修】

(単位：人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
修了者数	—	—	—	20	20	20
就職者数	—	—	—	5	7	10

### ●基本チェックリストの活用

基本チェックリストの回答により、生活機能の低下が認められた方は事業対象者となります。事業対象者は、訪問型サービス及び通所型サービスであれば、従来の要支援認定を受けることなく、地域包括支援センターによる適切なケアマネジメントによりサービス利用が可能となります。このため、迅速なサービス利用が可能となるため、適宜活用していきます。

【図表4-1-12 事業対象者】

(単位：人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
述べ人数	－	－	30	50	70	100

※介護予防・生活支援サービス事業の実績・推計については、基本方針5（1）⑥地域支援事業費を参照ください。

## ② 一般介護予防事業の充実

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての高齢者に対して、心身の機能維持の重要性と取組み方法を普及啓発するとともに、維持した力を活かすための役割を創出し、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援しています。健康増進センターを中心に、介護予防のための教室・講座の開催や、富士見市の介護予防体操である「ふじみパワーアップ体操」の普及を推進し、様々な事業の充実を図ります。

なお、一般介護予防事業の個別の主な取組み内容は、別ページを参照ください。

- 集中型介護予防教室「はつらつ教室」（基本方針1—（1）—①）
- 介護予防教室（基本方針1—（1）—②）
- 介護予防に関する相談、ホッと安心健康相談（基本方針1—（1）—③）
- ふじみパワーアップ体操（基本方針1—（3）—④）
- 健康長寿のためのパワーアップ・リーダー養成講座（基本方針4—（1）—③）
- 介護支援ボランティアポイント事業（基本方針4—（1）—②）

### ③ 多様な主体による多様なサービスの展開

高齢者を含めた幅広い世代の市民、NPO法人、ボランティア、事業者など、様々な人や団体の活動を支援し、活動できる機会を増やすことで、高齢者に対するサービスの充実を目指します。

また、多様なサービスの創出に向けて生活支援体制整備事業とも連携し、生活支援コーディネーターを中心に、今後の資源開発やニーズと取組みとのマッチングに向けた体制を強化していきます。

### ④ 自立支援・重度化防止に向けた取組み

#### ●地域ケア会議の実施

リハビリテーション職等の専門職が、地域ケア会議で自立支援に向けた取組みの考え方を発信し、ケアマネジメントを行うケアマネジャー等と共有していきます。

#### ●介護予防手帳の活用

高齢者が住み慣れた地域で生きがいや役割をもって、生きいきと楽しく暮らし続けることができるように支援するためのツールとして、介護予防手帳を活用します。

#### ●通いの場などの充実

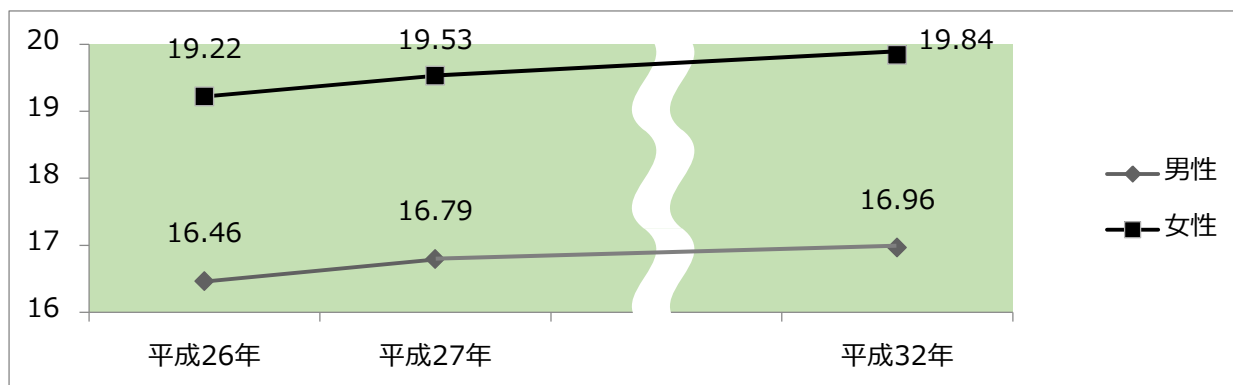
住民主体の「ふじみパワーアップ体操クラブ」など、高齢者同士の助け合いや学びが継続的にできるよう、通いの場の充実に努めます。

#### ●健康寿命の延伸

高齢者に向けて介護保険の理念である自立支援の考え方とともに、疾病や老化による機能低下を防ぐことの大切さと取組みの具体的な方策を普及啓発し、健康寿命の延伸を目指します。

【図表4-1-13 65歳健康寿命の推移と目標】

(単位：年)



※資料：埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」

### (3) 生きがいづくりの推進

多くの高齢者は元気な高齢者ですが、今後も“元気”を維持していくためには、生きがいを持つことが重要です。生きいきとした生活につながるよう、様々な活動ができる環境をつくり、高齢者の自主活動を支援します。

#### ① 学習機会の充実

主体的な学習機会や生きがいづくり活動の確保を行うため、学習・交流の場として二一ズを踏まえた内容の充実を図り、公民館等における高齢者学級、市民大学等を展開し、高齢者が参加しやすい運営に努めます。

地域の60歳以上の方を対象にしている公民館等の高齢者学級は、特に男性の参加者が少ないので、周知活動を充実し参加率の向上を図ります。

【図表4-1-14 高齢者学級の受講者】

(単位：人)

区分	第6期計画実績（見込）値			高齢者学級の主な活動内容
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
鶴瀬公民館	223	218	208	「鶴瀬学級」 教養講座（年6回）と趣味クラブ活動（月2回程度）を通じて、知識を高めるとともに、親睦を図っている。
男	46	43	45	
女	177	175	163	
南畑公民館	115	110	107	「なんばた学級」 生きがいづくりの機会を提供するため、全体学級（月1回）とクラブ活動、学級だよりの発行を行っている。
男	34	33	32	
女	81	77	75	
水谷公民館	102	122	109	「水谷学級」 学習意欲の向上や仲間づくりの一助として、全体会（年10回）と各種サークル活動（月1～2回）を実施している。
男	27	25	25	
女	75	97	84	
水谷東公民館	85	76	79	「熟年学級」 高齢者の身近な話題をテーマにした全体会と部活動（月1回）による会員同士の親睦・交流を図るため実施している。
男	12	12	12	
女	73	64	67	
鶴瀬西交流センター	196	185	183	「水曜学級」 生活・健康等をテーマに学ぶ全体会（年10回）やサークル活動、学級だよりの発行、文集の作成を行っている。
男	44	43	42	
女	152	142	141	
ふじみ野交流センター	108	86	98	「ふじみ野じゅく」 地域の方々の学びあいと交流を目的に、様々な事業を月1回程度開催。幅広い年齢層の方が参加している。
男	36	24	22	
女	72	62	76	

## ② 老人福祉センターの利用促進

高齢者の健康増進、教養の向上、娯楽などの活動の場である老人福祉センターの利用促進を図ります。

また、高齢者が自主的な学習活動をすすめていけるよう、コミュニティ大学や老人クラブの教養講座などの主体的な活動を支援します。

さらに、利用者の介護予防への取組みや、相互の助け合い活動などを検討するとともに、利用者の状況に注意し、支援の必要な高齢者については、市や地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります。

【図表4-1-15 老人福祉センター】

(単位：人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	37,886	41,200	42,250	42,660	43,280	43,900

## ③ 老人クラブ活動・サークル活動の支援

老人クラブが活発に活動していけるよう、事業内容についての意見交換や先進的に活動している地域の取組みを学ぶなど、自主活動の活性化に向けて支援します。

また、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなど多様なニーズに対応できるよう、様々な高齢者のサークル活動や自主活動を支援します。

【図表4-1-16 老人クラブの活動状況】

(単位：クラブ、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
クラブ数	25	25	24	25	26	27
利用人数	1,525	1,516	1,470	1,560	1,613	1,666
うち男性	613	603	588	625	649	674
うち女性	912	913	882	935	964	992

## ④ 身近な通いの場の提供

高齢者の多様なニーズに対応できるスポーツ・レクリエーションなどの活動機会の確保を図るため、健康づくり事業と連携したスポーツ活動の推進や、市民によるスポーツ・レクリエーションなどの活動支援等、高齢者の活動や社会参加の機会の拡充を図ります。市民の主体的な介護予防活動を支援し、誰もが身近なところで介護予防活動に参加できるよう、地域の受け皿づくりの充実を図ります。介護予防活動に取り組む参加者や活動団体の増加に伴い、会場不足や会場確保が難しくなることが考えられますが、公民館や集会所等の従来の活動場所以外での取組みを検討していきます。

## ●ふじみパワーアップ体操クラブ

筋力やバランス力など身体機能の維持向上に効果的な取組みである「ふじみパワーアップ体操」を身近な場所でできるように、体操クラブを増やしていきます。従来使用している会場以外に、新たに学校等での会場確保についても検討していきます。

【図表4-1-17 ふじみパワーアップ体操クラブ】 (単位：クラブ、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
クラブ数	38	43	47	50	53	56
延べ人数	1,014	1,191	1,250	1,310	1,370	1,430

## ●地域自主活動支援

各種介護予防教室の修了者が、主体的に活動を継続できるよう自主グループを育成し、支援しています。

【図表4-1-18 地域自主活動】 (単位：グループ、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
グループ数	31	33	27	29	31	33
参加者数	444	480	420	440	460	480

●高齢者サロン

地区社会福祉協議会、町会、自主運営で行われている高齢者サロンに対し、協力者と参加者が共に介護予防や閉じこもり防止をすすめる居場所としての高齢者サロンが今後も継続できるよう、社会福祉協議会など関係機関でアドバイスや情報交換など行いながら、運営に関わる側面的支援に努めます。

また、様々なニーズに応じた居場所づくりとしてお互いに参加・協力できる高齢者サロンになるよう、生きがいづくりを支援していきます。

●介護予防施設「高齢者いきいきふれあいセンター」（場所：鶴瀬市街地住宅1階）

高齢者が気軽にいつでも立ち寄り、自由に過ごせる場であると同時に、体力維持のための体操などを継続できる場として活用されています。コーディネーター1名が常駐し、地域のボランティアや介護予防自主グループの協力を得て運営しています。

【図表4-1-19 高齢者いきいきふれあいセンター】

(単位：日、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開館日数	243	243	244	244	244	244
利用者数	5,224	5,015	4,400	5,000	5,200	5,400

●介護予防施設「水谷東ふれあいサロン」（場所：水谷東公民館）

地域のボランティアが中心になって、唄おう会、健康マーじゃん、リハビリ健康づくりのつどいなど多彩な事業を実施しています。ふれあいサロン運営委員会を行っており、隔月でサロンや地域の状況を報告・連絡しあい、情報の共有が図られています。



---

●介護予防施設「いきいき活動室」（場所：鶴瀬公民館）

地域のボランティアが中心になって、介護予防サロンを実施しています。

うたごえサロンやおしゃべりサロン、ひだまりほっとたいむ等の様々な事業を通して、健康体操、ゲーム、歌、おしゃべりなどを楽しみながら健康づくりや仲間づくりをしています。また、介護予防自主グループが活動の拠点としても活用しています。

●介護予防施設「いきいき元気塾うえるかむ」（場所：えぶりわん鶴瀬N i s i 内）

介護予防のための運動などの活動に取り組むとともに、高齢者の閉じこもりを防ぐため、気軽に昼食が取れる地域食堂「キッチンうえるかむ」を併設し運営しています。

介護予防教室に参加していた方が教室終了後にも継続して運動できるように定期的に集まる自主グループを作り活動を始めていたり、歌が好きな高齢者が集まって活動しているグループが利用をし始めたり、通いの場としての様々な自主グループ活動の利用が増えてきています。

## (4) 社会参加の促進

豊かな経験・知識・技能を持っている高齢者の方々が、能力を積極的に活かしながら地域や社会の中で役割を持つことは、地域や社会の活力となり、高齢者本人の“元気”も維持できるなど、相乗効果をもたらします。定年後の高齢者も社会的役割を持って、生きいきとした生活を継続できる環境づくりをすすめます。

### ① ふじみ在宅福祉サービスセンターの充実

社会福祉協議会のふじみ在宅福祉サービスセンターでは、高齢者や身体の不自由な方などに対し、掃除や買い物などのちょっとした困りごとを手伝う在宅福祉サービスを行っています。

このサービスは、地域における支えあいの仕組みであり、活動に協力いただける「協力会員」が担い手となり、「利用会員」へサービスの提供を行うものです。

センターの充実を目指すとともに、協力会員の活動は社会参加や介護予防につながるものであるため、協力会員の増加に向けて周知に努めていきます。

【図表4-1-20 ふじみ在宅福祉サービスセンター】

(単位：回・人)

区分	実績値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活動回数	2,246	1,980	1,840	1,897	2,025
協力会員	42	49	49	51	55

### ② 市民人材バンク登録制度の活用

幅広い分野における人材（市民）を発掘し、その情報を地域社会へ還元することにより、豊かな社会を創造していくため、住民一人ひとりの多様な相互学習活動を支援し、市民人材バンク登録制度の活性化や有効活用を行うなど、一人でも多くの高齢者の生きがいの場づくりをすすめていきます。

【図表4-1-21 市民人材バンク】

(単位: 件、人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録件数	290	213	220	230	240	250
利用件数	240	384	400	450	500	550
延利用人数	16,932	15,843	16,000	16,500	17,000	17,500

### ③ 高齢者の就業への支援

就業意欲のある高齢者のニーズに対応するため、就業に関する情報の提供を行うとともに、関係機関と連携し、就業機会の確保をすすめます。

また、60歳以上の方が会員となり高齢者に働く機会を提供するシルバー人材センターでの就労が、社会参加の契機となり、介護予防につながる面もあることから、今後も運営を支援していきます。併せて、シルバー人材センターの事業開拓や業務拡大、会員増加がすすめやすくなるよう、市民及び市内事業所に向けたシルバー人材センターの周知に努めます。

【図表4-1-22 入間東部シルバー人材センター】

(単位: 人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
会員数	2,149	2,097	2,200	2,310	2,425	2,540

※入間東部シルバー人材センターによる推計

### ④ アクティブシニアの活躍推進

アクティブシニアとは、団塊の世代を中心とする60～70代のうち、自分なりのこだわりや価値観を持ち、仕事や趣味に意欲的で元気なシニア世代のことです。

高齢者が、身近な地域への関心を深め、多様な分野において、地域づくりを支える活動の担い手としてや、企業等におけるこれまでの豊富な実務経験や専門的知識及び築いてきた人的ネットワーク等を活かした各種支援、社会参加活動にも主体的に取り組める環境づくりを目指します。

## 基本方針2

## 住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域で生活をするために必要な施策を下記のとおりとし、計画的な事業の遂行を目指します。

### (1) 在宅医療・介護連携の推進・・・55ページ

- ①医療・介護に関する相談支援
- ②医療関係者と介護関係者との連携
- ③在宅医療に関する普及啓発の取組み

### (2) 認知症施策の推進・・・57ページ

- ①認知症初期集中支援チームの取組み
- ②認知症の方やその家族を支える体制づくり
- ③認知症に関する普及啓発の推進

### (3) 生活支援体制の整備・・・62ページ

- ①生活支援体制整備推進会議の継続的な開催
- ②地域ごとのニーズの把握と社会資源の把握
- ③生活支援コーディネーター活動の拡大
- ④生活支援サービスの創出に向けた連携

### (4) 在宅高齢者支援の推進・・・64ページ

- ①高齢者福祉施策の充実
- ②介護者への支援

### (5) 高齢者の住まいの安定的な確保・・・71ページ

- ①高齢者向け住宅の充実
- ②高齢者の住まいの確保の方向性
- ③高齢者の居住安定に係る他計画との連携

## (1) 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患・認知症等の高齢者や、問題を抱えた方の退院支援、在宅療養を希望する方等の増加が見込まれることから、今後も医師会や関係団体、近隣市町と協働して在宅医療・介護連携の推進に向けて事業展開していく必要があります。

可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことが出来るよう、以下の事業項目を実施し、地域包括支援センターや東入間医師会館内に開設した「地域医療・介護相談室」、医療や介護の関係者と連携しながら、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において在宅医療と介護の提供ができる体制をすすめます。

### 事業項目

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 地域住民への普及啓発
- 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

### ① 医療・介護に関する相談支援

地域の医療や介護の情報・資源を把握し、適切な情報提供やサービス利用への支援を行い、東入間医師会など地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供されるよう、相談体制の強化に努めます。

また、平成28年11月から東入間医師会館内に開設した「地域医療・介護相談室」の周知を図り、地域医療・介護の連携支援をするための相談窓口の体制支援をしていきます。

【図表4-2-1 地域医療・介護相談室】

(単位：件)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数	—	24	80	90	96	110
うち富士見市分	—	3	10	20	25	30

## ② 医療関係者と介護関係者との連携

地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでなく保健・医療・福祉サービスや高齢者サロンなどのボランティア活動、NPO 法人や民間の活動など、地域の様々な社会資源を結びつけていくことが重要です。

また、東入間医師会や歯科医師会、地域包括支援センター、関係機関等の多職種と二市一町の関係部署による「医療と介護の連携会議」を今後も継続して実施し、相互の業務についての理解・連携を深め、支援体制の強化に努めます。

【図表4-2-2 在宅医療・介護連携推進事業 多職種研修】 (単位：回、人)

区 分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	1	2	2	2	2	2
参加人数	119	235	250	260	270	280

## ③ 在宅医療に関する普及啓発の取組み

医療を必要とする高齢者が、その意向を尊重され適切に医療を利用し、住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を送れるよう、啓発用のパンフレットやガイドブックの作成・配布、広報・ホームページの掲載等を通じ、地域の医療・介護の資源の情報提供・普及啓発に努めます。

## (2) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、できることに目を向け本人が有する力を最大限に生かしながら、自分らしく暮らし続けられる取組みを推進します。

### ① 認知症初期集中支援チームの取組み

認知症の方やその家族が小さな異変を感じた時に、速やかに適切な支援が受けられるよう、認知症初期集中支援チームを平成28年度から配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を整備しました。

認知症初期集中支援チームは、支援が必要と思われる方を訪問し、認知症に関する正しい情報の提供などにより、認知症の方やその家族の心理的サポートや助言などを行い、同時に早期の専門的医療機関の受診や介護サービスの利用につながるよう支援を行なっています。今後も関係者と連携しながら、適切な支援ができる体制づくりに努めます。

【図表4-2-3 認知症初期集中支援チーム】

(単位：人、件)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談実人数	—	8	8	10	10	12
活動件数	—	169	160	200	200	240

【図表4-2-4 認知症初期集中支援チーム員会議】

(単位：回)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	—	18	20	24	24	24

## ② 認知症の方やその家族を支える体制づくり

## ●もの忘れ相談

認知症の方を介護する家族や関係者などの負担軽減を図るため、認知症に対する知識や対応方法について医師による相談・助言の場を設け、家族などの支援に努めます。認知症の状態に応じた適切な支援の方向性を確認でき、介護する家族などが悩みを抱え込まないよう、今後も継続して取組みます。

【図表4-2-5 もの忘れ相談】

(単位：回、件)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	10	5	9	10	10	10
相談件数	17	7	18	20	20	20

●若年性認知症や高次脳機能障害<sup>5</sup>等に対する相談支援

18歳以上65歳未満で発症する認知症は、若年性認知症と呼ばれています。高齢になってから発症する認知症と比べ、脳の萎縮が進みやすく病気の進行も速いのが特徴です。

埼玉県では、若年性認知症支援コーディネーターが、若年性認知症本人やその家族からの相談（社会保障・医療・サービス受給・就労支援等）に応じています。本市においても、若年性認知症や高次脳機能障がい等への理解が深まるよう啓発活動に取り組むとともに、埼玉県や関係部署との連携を図りながら、総合的な支援に努めます。

<sup>5</sup> 脳の損傷により生じる記憶や注意力など認知機能の障がいです。



### ●徘徊探知機貸与事業

要介護認定を受け、徘徊のある高次脳機能障害や認知症の高齢者等を在宅で介護している方に、徘徊探知機を貸与しています。今後も高齢者の増加に伴い、認知症等により徘徊する高齢者も増加していくことが見込まれます。徘徊探知機を持たずに徘徊する高齢者もいるため、今後は徘徊高齢者見守りQRコードシールなど別の方法により、探索・早期発見の補完を行えるような仕組みを検討し、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、サービスの充実に努めます。

【図表4-2-6 徘徊探知機貸与事業】

(単位:台)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
貸与台数	9	18	14	20	21	22

### ●認知症地域支援推進員の活動

認知症についての相談があった場合、その状態に応じた適切な医療や介護サービスが受けられるよう、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方やその家族の状況に応じた医療と介護の連携強化をすすめるとともに、地域における支援体制の構築を図ります。

また、オレンジカフェ(認知症カフェ)等を開催し、認知症の方やその家族、福祉・介護に関わる方などが、介護の悩みなどについてお茶を飲みながら気軽に相談・交流できる場を定期的に提供します。日々の介護の様子などを話すことで気持ちが軽くなり、介護者の負担が軽減できるよう、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

【図表4-2-7 認知症地域支援推進員会議】

(単位:回)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	3	2	10	10	10	10

【図表4-2-8 オレンジカフェ(認知症カフェ)】

(単位:回、人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数	2	38	39	40	40	40
参加者数	51	541	500	500	500	500

### ③ 認知症に関する普及啓発の推進

#### ● 認知症ケアパス

認知症ケアパスとは、認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れを分かりやすく表し、認知症の症状の進行に合わせて、「いつ・どこで・どのような」医療や介護を受けることができるのかを示すものです。

認知症の症状は時間の経過とともに変化します。そのため、認知症の方や介護者にとって必要とするサービスも時間の経過とともに異なってきます。症状に合わせた認知症のケアを、住み慣れた地域で受けることができるように、認知症の方・介護者・関係者に分かりやすい形で示すことができる冊子を作成し、周知に努めます。

● 認知症サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の方と家族を見守る応援者としてのサポーター養成講座を、市民、銀行や宅配業者などの一般企業、福祉関係者、市内中学校・高校の生徒、市職員等を対象に開催しています。今後もより多くの方々に認知症への理解を深めてもらうよう、認知症サポーター養成講座を開催していきます。

【図表4-2-9 認知症サポーター養成講座】

(単位：回、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	20	15	15	15	15	15
受講サポーター数	581	390	800	600	600	600
受講サポーター数 (延べ人数)	2,639	3,029	3,829	4,429	5,029	5,629

### (3) 生活支援体制の整備

生活支援体制の整備については、ニーズの多様化により、公的サービスだけではなく、多様な主体による生活支援サービスを地域で提供していくことが求められてきました。平成27年度より協議体（研究会）を設置して協議を開始し、平成28年度からは生活支援体制整備推進会議として協議をすすめるとともに、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置して、地域の課題解決に向けて様々な取組みを行っています。

#### ① 生活支援体制整備推進会議の継続的な開催

生活支援体制整備推進会議は、町会、地区社協、民生委員<sup>6</sup>、ボランティア団体、商店会などの代表と、地域包括支援センターの職員など、「地域」の要となるメンバーで構成しており、把握した地域の課題について議論しながら、地域のちょっとした困りごとは、地域で解決できるような体制づくりを目指しています。今後は市全域（第1層）だけではなく、日常生活圏域（第2層）ごとに検討・議論できるような会議が開催できるよう取り組んでいきます。

【図表4-2-10 生活支援体制整備推進会議】

(単位：回)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	－	4	4	5	6	7

#### ② 地域ごとのニーズの把握と社会資源の把握

生活支援体制の整備には、まずは地域におけるニーズの把握が重要となります。どこで、誰が、何に困っているのか、そしてどんな解決策があるのか、地域のネットワークを通じ、状況の把握を積極的に行います。

また、解決に向けた検討をするにあたり、必要不可欠となる社会資源の把握も併せて行います。

<sup>6</sup> 民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。児童福祉法による児童委員を兼務する。

### ③ 生活支援コーディネーター活動の拡大

ニーズの把握については、生活支援コーディネーターが、町会やまちづくり協議会、地区社協・市民団体等の既存コミュニティの輪の中に入り込み、会議などに参加し、世間話や検討課題を共有しながら信頼関係を築くことではじめて把握できるものです。また、地域包括支援センターごとに開催される地域ケア圏域会議にも参加し、地域課題解決に向けて一緒に検討することで、日常生活圏域ごとの現状把握に取り組んでいます。

現在の生活支援コーディネーターの業務は市全域（第1層）を対象としていますが、今後は日常生活圏域（第2層）ごとのニーズに合わせた具体的な生活支援サービスの創出に向けて、きめ細かく取り組んでいくため、体制の拡充に努めていきます。

【図表4-2-11 生活支援コーディネーターの参加会議】

（単位：回）

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ回数	－	190	200	250	300	400

### ④ 生活支援サービスの創出に向けた連携

地域課題の解決に必要な生活支援サービスの創出のためには、住民（地域）が主体となって取り組むことが必要であるため、生活支援コーディネーターを中心に社会福祉協議会やまちづくり協議会、地区社協、地域包括支援センター等とも密に連携し、資源開発やニーズと取組みとのマッチングに向けて体制を強化していきます。

また、住民（地域）の意識向上や機運を高めるための積極的な普及啓発を行い、介護予防・日常生活支援総合事業を支える住民主体のサービス創出やボランティアの育成などへつながるよう取り組みます。

## (4) 在宅高齢者支援の推進

住み慣れた地域で、安心してその人らしい在宅生活を維持していくことができるよう、介護保険サービスのほかに高齢者支援サービスを提供し、家族も含めた高齢者の生活の質の確保を図ります。

### ① 高齢者福祉施策の充実

高齢者やその家族、介護する者等に対し、必要な支援を行うことを目的として、様々な事業を行っています。今後もニーズを把握し検証しながら、各事業の継続・充実を図ります。

#### ●市内循環バス特別乗車証交付

70歳以上の方に、市内循環バス「ふれあい号」の利用運賃が無料になる特別乗車証を交付しています。今後も市内循環バス特別乗車証交付事業の周知に努め、利用者の利便性を損なうことなく特別乗車証の適正利用を推進します。

【図表4-2-12 市内循環バス特別乗車証】

(単位:枚)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
交付枚数	1,270	718	750	800	800	800

#### ●公衆浴場高齢者入浴料助成

65歳以上の一人暮らしの方または高齢者のみ世帯の方に公衆浴場を利用できる入浴補助券を、65歳以上で自宅に入浴設備のない方には無料入浴券を交付しています。しかし、ここ数年、市内公衆浴場の減少が進んでおり、継続したサービス提供が困難な状況のため、今後は、事業の目的、費用、効果等、総合的な観点から事業の内容について検討していきます。

【図表4-2-13 公衆浴場高齢者入浴料助成】

(単位:人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数	1,476	1,100	980	1,000	1,000	1,000
延べ人数	14,475	12,250	12,500	12,500	12,500	12,500

## ●配食サービス事業

高齢者または身体障がい者のみの世帯で、調理が困難な方で安否確認が必要な方に対し、栄養のバランスを考慮して調理された昼食を届けています。

病気や体力の低下により調理が困難で安否確認が必要な高齢者等の増加が見込まれますが、民間事業者の参入や安価なお弁当の供給などの社会情勢の変化に伴い、利用者数は減少傾向にあります。

今後は利用者ニーズの把握や事業内容の見直しを行いながら周知を図り、サービスが必要な方への利用促進に努めます。

【図表4-2-14 配食サービス事業】

(単位:人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数	169	163	143	158	159	160
延べ人数	17,503	13,724	11,110	16,800	16,900	17,000

●寝具乾燥サービス事業

居宅において寝具を乾燥させることが困難な高齢者または身体障がい者のみの世帯の方に、寝具の乾燥をするサービスを実施しています。

低価格の布団乾燥機の普及により、利用を希望する相談件数は近年減少傾向にあります。しかし、今後は高齢者の増加とともに身体機能等の低下により寝具を干すという行為自体が負担となっている方の増加が見込まれるため、事業の周知を含め継続してサービスの提供に努めます。

【図表4-2-15 寝具乾燥サービス事業】

(単位:人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ人数	1,175	1,124	1,054	1,495	1,495	1,495

●日常生活用具給付等事業

電磁調理器の給付や高齢者電話(固定電話)の貸与を行っています。

高齢者電話については、携帯電話等の普及に伴い、今後も若干の減少傾向となることが見込まれます。

一人暮らしや認知症の高齢者が増加する中、これら的高齢者の心身状態や生活実態に適した生活用具の貸与・給付事業を今後も行う必要がありますので、継続してサービスの提供に努めます。

【図表4-2-16 日常生活用具給付等事業】

(単位:人、件)

区分		第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
電磁調理器	実人数	0	2	1	3	3	3
高齢者電話	件数	35	32	30	32	32	32



### ●緊急時連絡システム事業

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯または障がい者のみ世帯で、心疾患や慢性疾患等により日常生活を営む上で緊急時の対応が困難な方に対し、急病・事故などの緊急時に消防署へ連絡が取れる無線発信器等の機器を貸与しています。

利用者の現状は、在宅生活の継続が困難となった方が施設入所や親族と同居をするなどの理由により利用停止者が増え、新規利用者を上回っているため減少傾向となっています。

しかし、高齢者の在宅生活を支える上で必要なサービスであるため、必要な方への利用促進に今後も努めていきます。

【図表4-2-17 緊急時連絡システム事業】

(単位:人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数	587 (23)	537 (23)	499 (23)	464 (23)	434 (24)	414 (25)

※ ( ) 内は障がい者数

### ●ふれあい収集事業

高齢者や障がい者のみ世帯で、自力で家庭のごみ出しができない世帯に対し、週1回ごみを戸別収集するとともに安否確認を行っています。民間サービスの利用や近隣住民の協力、地域での支えあい活動の中でごみ出しの支援を行っている事例もありますので、多様なサービスによる支援方法も探りながら事業に取り組めます。

【図表4-2-18 ふれあい収集事業】

(単位:人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数	92	91	90	95	95	95

●家族介護用品給付（紙オムツ支給）事業

市民税非課税世帯であり、要介護3以上の認定を受け、紙オムツを使用しながら在宅で生活している高齢者に対し、毎月一定の紙オムツを支給しています。在宅で生活することを希望する人も多く、今後も対象者の更なる増加が見込まれる状況です。

【図表4-2-19 家族介護用品給付（紙オムツ支給）事業】

（単位：人）

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給実人数	140	158	164	176	185	195
支給延べ人数	1,146	1,229	1,232	1,236	1,250	1,260

●自立支援型ショートステイサービス事業

介護保険法に規定する介護サービス費の支給対象とならない非該当と認定された高齢者に対して行う、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームへの短期入所サービスです。緊急時の一時保護として利用する場合もあり、継続してすすめていきます。

【図表4-2-20 自立支援型ショートステイサービス事業】

（単位：人、日）

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数	2	0	1	2	2	2
延べ日数	210	0	40	90	90	90

### ●介護保険利用者負担補助

市民税非課税世帯の方の介護保険の在宅サービス等の利用者負担額を補助し、負担軽減を図っています。今後も低所得の方が安心して在宅サービス等を利用できるよう継続していきます。

【図表4-2-21 介護保険利用者負担補助】

(単位:件)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
件数	5,427	5,705	5,976	6,274	6,588	6,917

### ●認知症高齢者見守り訪問事業

市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし等の方で、近隣から孤立しがちであり、認知症等の疾患があるにもかかわらずサービスや医療等につながない方を対象に、保健師または看護師が定期的に訪問し、身体状況や生活状況を把握しながら支援をしています。

地域包括支援センターと情報共有しており、今後も連携しながら各種福祉・保健・介護・医療サービスについての啓発や利用への支援、安否確認、緊急時の対応等を行っていきます。

### ●救急連絡カードの活用

救急連絡カードは、かかりつけ医や緊急連絡先の記入をしておくことで、緊急時など万一の場合に、救急隊員や関係者がカードを見て速やかに連絡や対応が図れるようにするものです。65歳以上で一人暮らしの方や希望者に配布しており、カードはご自分で記入し、ご自宅内の電話機の近くなどわかりやすい場所にカードを備えておきます。連絡をしたい時にすぐにわかるよう、カードの裏面には担当の地域包括支援センターやケアマネジャーなどの関係者の連絡先も記入できるようになっており、今後もカード活用に向けて周知していきます。

## ② 介護者への支援

高齢者の介護者や援助者に対して、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等の知識や技術を学べる場として介護者教室の開催や、地域で行われている介護者サロンやつどいの支援を行う家族介護支援事業を実施しています。今後も介護者等が孤立感や心理的な負担を少しでも軽減でき介護できるよう、地域包括支援センターと連携しながら支援していきます。

### ●介護者教室

介護が必要な高齢者を介護者している方を支援するため、適切な介護知識・技術の習得や介護方法の指導、介護サービス等の適切な利用方法を内容とした、介護者教室の開催を地域包括支援センターに委託し実施しています。

### ●介護者サロン・つどい支援

介護者の負担を軽減するために、同じような介護の悩みを抱える介護者の方が語り合える場としてのサロン・つどいに対して、相談や話を聞くなど地域包括支援センターが支援しています。

### ●老人介護手当支給事業

保険料の段階が第1～3段階までに区分される市民税非課税世帯で、要介護3以上の認定を受けた65歳以上の高齢者を、在宅で介護している同一世帯の家族に手当を支給しています。老人介護手当を支給することにより、在宅で高齢者を介護する家族が不安や負担を抱えず、安心して生活できるように継続していきます。

【図表4-2-22 老人介護手当支給事業】

(単位:人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数	134	141	141	149	157	165
延べ人数	1,033	1,102	1,111	1,176	1,236	1,286

## (5) 高齢者の住まいの安定的な確保

今後、高齢者数の増加に伴い、介護・支援を必要とする方の増加が見込まれます。また、地域で居住する高齢者の状況やニーズは多様であり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、住まいのあり方と支援体制を適切に組み合わせ提供されることが必要となります。

### ① 高齢者向け住宅の充実

高齢者の住まいの確保として、単に介護保険施設等の供給をすすめることだけでなく、身体の自立度や経済状況等も含め、高齢者の多様なニーズに応じた居住の場を自らが選択できるようにするとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備を図ることが望まれます。

今後、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、「安否確認」や「生活相談」が提供される住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の役割は大きくなるものと想定されますので、事業者や関係機関と調整を図りながら、活用の促進を検討します。

【図表4-2-23 高齢者向け住宅】

(単位: 力所、人)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設数	1	1	1	2	2	2
入居者数	10	10	10	20	30	40

## ② 高齢者の住まいの確保の方向性

住み慣れた地域での生活が継続できるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの理念に基づき、小規模多機能型居宅介護など在宅生活維持のためのサービスの充実を図ります。また、平成29年度から開設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護の周知に努め、適切な住まいの供給に対応するべく、住まいに関するニーズを適時把握し、需要と供給のバランスを鑑みながら、必要な住まいの確保に努めます。

## ③ 高齢者の居住安定に係る他計画との連携

埼玉県において策定している「埼玉県高齢者居住安定確保計画」において、「在宅で高齢者が暮らし続けられるようにする」「高齢者の多様な住まいの供給をすすめる」「高齢者のニーズに応じた住み替えができるようにする」という3つの目標が定められ、住宅施策と福祉施策が一層連携しながら施策を展開していくことを目指しています。本市におきましても、介護保険事業のみならず、県の計画と調和した住まいの整備をすすめるとともに、住宅担当部署と連携し、本市の居住安定に関する方針との整合性を図りながら、高齢者の住まいの安定的な確保に向け取り組んでいきます。

### 基本方針3 気軽に相談できる体制をつくるために

気軽に相談できる体制をつくるために必要な施策を下記のとおりとし、計画的な事業の遂行を目指します。

#### (1) 地域包括支援センターの強化・・・74ページ

- ①日常生活圏域の設定
- ②地域包括支援センター機能の充実
- ③総合相談支援体制の充実
- ④地域包括支援センターの適切な運営及び評価

#### (2) 権利擁護の推進・・・82ページ

- ①普及啓発や支援体制の強化
- ②成年後見制度の利用促進

#### (3) 虐待防止に向けた取組み強化・・・84ページ

- ①虐待防止のネットワーク体制の構築
- ②関係機関の相談・支援体制の整備及び連携強化
- ③虐待防止に関する普及啓発

#### (4) 地域ケア会議の推進・・・85ページ

- ①自立支援に資するケアマネジメントの向上
- ②政策形成に結び付けていく仕組みづくり

## （1）地域包括支援センターの強化

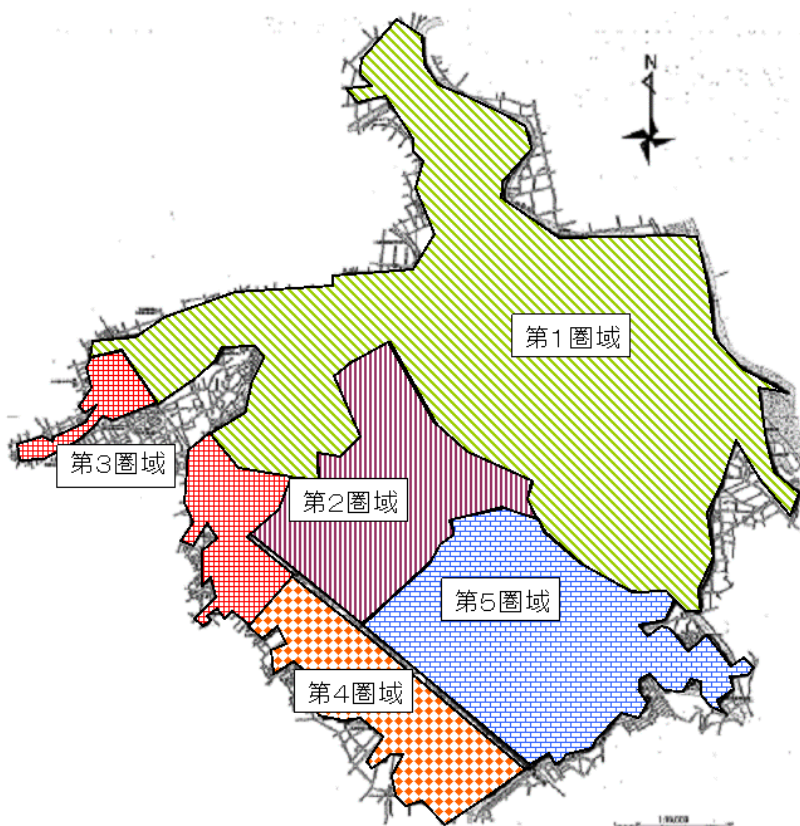
包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）が市内5カ所に設置されています。地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

### ① 日常生活圏域の設定

平成26年度から日常生活圏域を5圏域に再編し、全ての圏域に地域包括支援センターを委託し、身近な地域できめ細かな相談や支援ができる体制を整えました。また、計画的な地域密着型サービス等の拠点整備を行ってきました。

本市としては、日常生活圏域を第2層として位置付け、地域の特徴を活かしながら、様々な施策の展開を検討していくことが必要と考えています。引き続き現在の5圏域の体制を維持しながら、今後の高齢者人口等の推移を注視し、圏域ごとの現状把握に努めます。

【図表4-3-1 日常生活圏域図】





【図表4-3-2 日常生活圏域の地域包括支援センター一覧】

第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域
勝瀬町会 アィヴールふじみ野町会 羽沢1丁目町会 羽沢2丁目町会 渡戸東町会 渡戸3丁目町会 南畑第1町会 南畑第2町会 南畑第3町会 南畑第4町会 南畑第5町会	山室町会 諏訪1丁目町会 諏訪2丁目町会 羽沢3丁目町会 鶴馬1丁目町会 前谷町会 鶴馬関沢町会 打越町会 鶴瀬東1丁目町会 鶴瀬東2丁目北町会 鶴瀬東2丁目南町会	勝瀬西町会 アィふじみ野町会 上沢1丁目町会 上沢2丁目町会 上沢3丁目町会 鶴瀬西2丁目西町会 鶴瀬西2丁目南町会 鶴瀬西2丁目北町会 鶴瀬西2丁目栄町会 鶴瀬西3丁目東町会 鶴瀬西3丁目西町会	鶴瀬西1丁目二葉町会 鶴瀬西1丁目西町会 関沢2丁目東町会 関沢2丁目旭町会 関沢3丁目東町会 関沢3丁目西町会 西みずほ台1丁目南町会 西みずほ台2丁目町会 西みずほ台3丁目町会 針ヶ谷1丁目町会 針ヶ谷2丁目町会	水谷第1町会 水谷第2町会 水谷第3町会 水谷第7町会 榎町町会 水谷東1丁目町会 水谷東2丁目町会 水谷東3丁目町会 東みずほ台1丁目町会 東みずほ台2丁目町会 東みずほ台3・4丁目町会
<b>担当の地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）</b>				
むさしの （特別養護老人ホームむさしの内）	ふじみ苑 （特別養護老人ホームふじみ苑内）	えぶりわん 鶴瀬 Nisi （地域密着型特別養護老人ホームえぶりわん鶴瀬 Nisi 内）	みずほ苑 （グループホーム関沢みずほ苑内）	ひだまりの庭 むさしの （地域密着型特別養護老人ホームひだまりの庭むさしの内）

【図表4-3-3 各圏域の高齢者数】（平成29年3月31日現在）（単位：人）

区分	圏域別 人口	高齢者数			高齢化率	後期 高齢者数 (再掲)	後期 高齢化率
		男	女	計			
第1圏域	22,887	2,310	2,763	5,073	22.2%	2,320	10.1%
第2圏域	22,130	2,385	2,930	5,315	24.0%	2,422	10.9%
第3圏域	19,174	2,129	2,675	4,804	25.1%	2,357	12.3%
第4圏域	22,217	2,374	2,935	5,309	23.9%	2,424	10.9%
第5圏域	24,242	2,733	3,290	6,023	24.8%	2,671	11.0%
合計	110,650	11,931	14,593	26,524	24.0%	12,194	11.0%

## ② 地域包括支援センター機能の充実

本市の地域包括支援センターは、平成26年度から、より市民の方にわかりやすいように「高齢者あんしん相談センター」という愛称を使用し、様々な相談対応や事業を行いながら、周知に努めています。地域のネットワーク構築も少しずつ進み、地域の方々や関係者とともに地域包括ケアシステムの充実に向けて取り組んでいます。

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、関係機関だけではなくボランティアなどのインフォーマルな活動や民間事業者も含めた地域のネットワークの拡充に努めていきます。また、認知症の方に対する早期からの相談の取組みや医療との連携など、専門性を活かし、より積極的に対応していく必要があります。専門職のチームとして協議しながら、その機能が十分に発揮していけるよう、今後も研修等での研鑽の機会を確保していきます。

## ③ 総合相談支援体制の充実

地域の高齢者の状況の把握に努め、問題発生の予防や早期発見、見守り支援のために地域や関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

地域に出向いての講座などで、地域包括支援センターや介護保険サービス利用などについての周知を行い、相談しやすい環境を整えます。

地域住民や関係機関と連携し、高齢者見守りネットワークの充実に努め、認知症高齢者の見守りや虐待の通報、消費者被害の防止、閉じこもり予防などに、連携や活用が図られるよう、地域の方々との関係の構築及び拡充をすすめていきます。

### ● 高齢者見守りネットワーク事業

地域の中で見守る人・見守られる人を特定せず、地域の高齢者の様子を気にかかけ、見守りし、異変や気がかりなことに気づいたら、地域包括支援センター等に連絡してもらうことで、早期対応につなげていくためのものです。事業所や地域の協力者には「見守りステッカー」を配布し、掲示してもらっています。

地域包括支援センターが、今後も関係機関や関係団体、地域の商店や金融機関など様々な民間の事業所、町会や民生委員などの地域の方々に協力を呼びかけ、ネットワークを広げていくとともに、連携を図っていきます。

【図表4-3-4 平成27年度地域包括支援センター実績】

(単位：件、回)

区 分		むさしの	ふじみ苑	えぶりわん 鶴瀬 Nisi	みずほ苑	ひだまりの 庭むさしの
総合相談	訪 問	1,346	1,053	754	941	1,141
	電 話	1,731	1,789	1,596	1,225	1,928
	来 所	106	288	216	184	289
高齢者実態把握訪問（再掲）		469	368	264	388	456
権利擁護	虐 待	44	37	40	74	40
	成年後見	12	3	0	1	13
	消費者被害	3	1	3	0	10
地域との連携	サロン等出前 講座など	28	8	8	8	14
	地域ケア会議	6	7	6	6	6
	関係機関連携会議 出席・周知活動	64	57	169	60	149
ケアマネジャー 支援	ケアマネジャー の相談	152	270	168	169	221
	会議・研修	1	6	1	3	1
介護者教室・介護者サロン支援		14	13	2	2	13
認知症サポーター養成講座等		5	3	4	3	4
その他の活動・地域行事協力		12	2	1	18	11
介護予防給付	包括給付管理 ( )は実人数	346 (34)	469 (58)	543 (81)	493 (64)	446 (52)
	委託給付管理 ( )は実人数	511 (81)	687 (82)	588 (66)	484 (52)	498 (59)
地域包括支援センター全体会議・ 認知症地域支援推進員会議		17	17	17	17	17

【図表4-3-5 平成28年度地域包括支援センター実績】

(単位：件、回)

区 分		むさしの	ふじみ苑	えぶりわん 鶴瀬 Nisi	みずほ苑	ひだまりの 庭むさしの
総合相談	訪 問	959	701	651	765	1,153
	電 話	940	1,015	1,173	1,191	2,160
	来 所	99	114	169	136	156
高齢者実態把握訪問（再掲）		336	264	166	274	403
権利擁護	虐 待	5	7	28	19	3
	成年後見	4	8	7	3	21
	消費者被害	1	0	1	8	1
地域との連携	サロン等出前 講座など	21	5	4	4	8
	地域ケア会議	8	7	8	8	8
	関係機関連携会 議出席・周知活動	53	41	81	53	50
ケアマネジャ ー支援	ケアマネジャー の相談	72	68	276	126	207
	会議・研修	6	41	6	4	9
介護者教室・介護者サロン支援		13	10	2	2	14
認知症サポーター養成講座		4	5	2	4	1
認知症カフェ		9	6	6	6	11
その他の活動・地域行事協力		12	9	2	17	2
介護予防給付	包括給付管理 ( )は実人数	335 (41)	380 (51)	745 (76)	658 (73)	464 (47)
	委託給付管理 ( )は実人数	659 (87)	693 (79)	508 (58)	465 (50)	544 (73)
地域包括支援センター全体会議・ 認知症地域支援推進員会議・ 生活支援体制整備推進会議		18	18	18	18	18

#### ④ 地域包括支援センターの適切な運営及び評価

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、事業運営を行う必要があります。中立性・公平性を確保するため、介護保険事業推進委員会において定期的に協議していくとともに、効果的な運営が継続できるよう、適切な評価を行っていきます。

### 平成29年度地域包括支援センター運営方針

#### I 高齢者が自分らしい生活を継続できるよう支援します

地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者がどのような生活をしているのか、状況を把握するために積極的に地域に出ます。高齢者の意思を尊重し、一人ひとりの状況にあわせ、自分らしい生活を継続できるように支援します。

#### II 地域におけるネットワークの充実を図り、高齢者が暮らしやすい地域づくりを目指します

地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでなく保健・医療・福祉サービスや高齢者サロンなどのボランティア活動、NPO法人や民間、社会福祉協議会の活動など、様々な社会資源を結びつけていくことが重要です。地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組むために、行政機関、医療機関、介護保険サービス事業者、町会や民生委員・ボランティアなど地域の関係者などと連携し、ネットワークの充実を図ります。

#### III 公正中立に事業運営を行い、専門職によるチームアプローチを実践します

市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関としての自覚を持ち、多様化・複雑化した相談に対して保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが、それぞれの専門性を活かし、職員間の意思疎通を高め情報を共有して全体で対応を検討し、相互に連携・協働しながら公平中立に対応します。

## ●各センターの活動方針（平成29年度）

### 第1圏域：高齢者あんしん相談センターむさしの

エリアの広域性と多様な地域特性がありますが、地域包括ケアシステムの中核機関として深化・推進に努めていくためには、今後も関係機関と連携して機能強化していくことが必要です。町会やふれあいサロンからの出前講座の依頼は数多く、今後も増加する高齢者（受講者）の年齢層や活動性を勘案しながら対応していくとともに、安心して相談できる場所として広く地域へ周知していけるよう、啓発を継続していきます。

### 第2圏域：高齢者あんしん相談センターふじみ苑

相談内容が複雑で多岐にわたるケースが増えているため、職員一人ひとりが相談対応の力をつけ、十分に力を発揮できるようなチーム作りが必要と考えます。高齢者実態把握を積極的に実施し、地域の高齢者把握に努めながら、地域包括ケアシステム構築の中核機関であることを自覚し、地域とのかかわりや関係機関との連携をすすめていくことで、信頼される高齢者あんしん相談センターを目指します。

### 第3圏域：高齢者あんしん相談センターえぶりわん鶴瀬Nisi

高齢化率も高く単身世帯が増加しているため、積極的に地域へ出て高齢者の生活状況の把握（実態把握）を行い、一人ひとりの状況に合わせた生活支援や、地域課題やニーズの把握及びその対応策の検討が必要です。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようネットワークの充実を図っていきます。

#### 第4圏域：高齢者あんしん相談センターみずほ苑

年々、ケースの対応が多様化、困難化しており、支援が必要な高齢者を早期に発見し適切なサービスが受けられるよう、引き続き関係機関との協力体制を築くことや積極的に地域に出ることが必要です。地域の団体やサロンなどの集まりに積極的に出向き、地域の方々への周知活動を行い、顔の見える関係づくりに努めます。また、支援困難なケースにも適切に対応できるよう、関係機関と連携を図り、機能充実に努めます。

#### 第5圏域：高齢者あんしん相談センターひだまりの庭むさしの

権利擁護相談に関しては、それぞれのケースが複雑化しており、対応に苦慮することが多くありました。相談からの支援だけでなく、実態把握を行い早期発見や地域の把握につなげていきたいと思えます。高齢者人口が最も多く高齢化がかなり進んだ地域であるため、地域特性や地域の高齢者の実情を把握しながら、地域の既存のネットワークに参加しその利点を生かしながら高齢者見守りネットワークをすすめるとともに、地域の高齢者を支えるためにどうあるべきか期待にこたえられる運営に努めます。



## （２）権利擁護の推進

在宅で暮らす単身高齢者、認知症高齢者等が増加することから、消費者被害や高齢者虐待の防止に努めるとともに、権利擁護に関する市民意識を高め、理解を深めることが必要です。

また、判断能力が低下したために、契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者の日常生活を支援し、その権利を擁護するための成年後見制度等の周知や利用支援に努めます。

### ① 普及啓発や支援体制の強化

成年後見制度の内容や手続きの方法について、市ホームページやパンフレット等を活用し、市民や関係者への普及啓発に努めます。

また、契約等の手続きや日常生活のお金の出し入れに不安を感じている高齢者からの相談に対しては、高齢者福祉課や地域包括支援センター等の関係者と連携しながら、その人の状態に応じて必要とされる福祉サービスの利用を検討しながら支援します。必要な方には、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（あんしんサポートネット）を利用することで、地域で自立した生活が送れるよう支援していきます。

### ② 成年後見制度の利用促進

高齢者の権利擁護の観点から、地域において安心して生活していけるよう、認知症の一人暮らしの方など成年後見制度<sup>7</sup>の利用が必要な方に対し、成年後見センター☆ふじみ（社会福祉協議会）や地域包括支援センター等と連携しながら、成年後見制度利用に向けた支援をすすめます。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることになっています。計画策定に向けて様々な課題もあり、成年後見センター☆ふじみの更なる活用、権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的・計画的整備に向けて、市と社会福祉協議会等の関係機関と協議を行っていく必要があります。

---

<sup>7</sup> 認知症や知的障がいなどで、意思能力が十分でない人を対象とし、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活での援助を行う制度。



### ●成年後見センター☆ふじみ（社会福祉協議会）

認知症や障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方を保護・支援し、成年後見制度の利用につなげるよう、各種支援・相談等を成年後見センター☆ふじみ（社会福祉協議会）で行っています。

【図表4-3-6 成年後見センター☆ふじみ】

(単位:件)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受付件数	7	10	12	14	17	20

### ●成年後見制度利用支援事業

認知症等のため判断能力が不十分な高齢者で、身寄りのない方や親族等の援助が受けられない方に対して、市長申立てによる成年後見制度の利用を図るとともに、市長申立てによる審判で決定した成年後見人に対し報酬の援助を行います。

【図表4-3-7 成年後見制度利用支援事業】

(単位:件、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市長申立件数	0	6	8	10	10	10
報酬援助者数	9	5	13	20	25	30

### ●市民後見人養成講座の開催

認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっています。その需要はさらに増大することが見込まれるため、弁護士等の専門職後見人がその役割を担うだけでなく、市民後見人<sup>8</sup>の活用を検討していく必要があります。

本市では、平成25年度と平成28年度に市民後見人養成講座の開催を社会福祉協議会に委託し実施しております。あわせて44名の方が修了し、一部の修了者の方は、社会福祉協議会が法人後見として行っている成年後見センター☆ふじみにおいて、支援員として活動しています。後見等が必要な方が、住み慣れた地域で生活を続けていくための支援を受けられるよう、今後も市民後見人の養成を計画的に行っていきます。

<sup>8</sup> 一般市民による成年後見人。本人に代わって財産の管理や契約などの法律行為を行う。

### (3) 虐待防止に向けた取組み強化

高齢者虐待については、全国的に増加傾向にあり、対策が急務となっています。本市においても、高齢者の権利が侵害されることを防ぐとともに、意識の啓発に努め、関係機関と連携し、適切な対応をしていきます。

#### ① 虐待防止のネットワーク体制の構築

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や家族に対する支援を開始することが重要です。地域包括支援センターを中心に民生委員や地域と協力・連携し、虐待を未然に防いだり、早期発見に向けて対応していくよう努めます。

また、二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議を通し、課題解決に向けた検討や研修を実施し、関係者の連携強化に努めます。

#### ② 関係機関の相談・支援体制の整備及び連携強化

高齢者虐待に関する通報を受けた場合、地域包括支援センターや関係機関と緊密に連携を図り、通報を受けた事案への速やかな対応を行うとともに、その後の支援で高齢者の安全を確保することが重要です。

また、本市においては、人権・市民相談課と配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議、市民課の住基支援措置連絡票により、虐待を未然に防ぐための情報共有をしています。今後も関係機関との連携を図りながら、速やかな対応に努めます。

#### ③ 虐待防止に関する普及啓発

ケアマネジャーや介護事業所等の関係者、市民の方々に対し、高齢者虐待の早期発見とその予防につながるよう、高齢者虐待防止の講演会等を行い、周知をしていきます。

また、介護者の心身の負担軽減も虐待防止の効果が期待されるため、介護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

#### (4) 地域ケア会議の推進

地域の課題を把握し、地域づくり・資源開発などにつなげていくため、地域包括ケアシステムの実現に向けた一つの手法として、地域ケア会議を開催しています。

##### ① 自立支援に資するケアマネジメントの向上

###### ●地域ケア個別会議

高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるものとして、定期的に各地域包括支援センターが会議の主催をし、多職種が参加して助言する会議を開催します。

【図表4-3-8 地域ケア個別会議】

(単位：回)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	15	15	15	15	15	15

###### ●介護予防支援地域ケア会議

市が行う地域ケア会議として、地域包括支援センターが担当し作成している要支援者や事業対象者の方のプランに対し、多職種が助言し、自立支援に資するケアマネジメント支援を行う会議を毎月開催します。

【図表4-3-9 介護予防支援地域ケア会議】

(単位：回)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	6	9	11	12	12	12

## ② 政策形成に結び付けていく仕組みづくり

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげる地域ケア会議の仕組みを構築していきます。

### ●地域ケア圏域会議

地域のニーズに合わせた高齢者支援が充実していくよう、医師、民生委員、ケアマネジャー、社会福祉協議会、市ケースワーカー、生活支援コーディネーター等の関係者が出席し、個別ケースの課題分析を通して地域課題の解決方法を検討する会議を、圏域ごとに開催します。

今後は圏域の地域課題を解決するために利用可能な地域資源等を検討し、地域に必要な施策や事業の立案等の政策形成につながる会議になるよう、本市の特性に合わせた仕組みづくりをすすめていきます。

【図表 4 - 3 - 10 地域ケア圏域会議】

(単位:回)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	15	15	15	15	15	15

## 基本方針4 お互いがお互いを支えあうために

お互いがお互いを支えあうために必要な施策を下記のとおりとし、計画的な事業の遂行を目指します。

### (1) ボランティアや担い手の確保 . . . . 88ページ

- ①ボランティア活動の支援
- ②介護支援ボランティアポイント事業の推進
- ③パワーアップ・リーダーの養成
- ④介護職員初任者研修の継続的な開催

### (2) 介護離職ゼロに向けた支援の充実 . . . . 91ページ

- ①効果的な介護サービス提供体制の整備
- ②家族介護支援事業の充実

## (1) ボランティアや担い手の確保

高齢者の社会参加を促進し、役割を創設することで、健康維持や関わり合い、助け合うことへの動機づけを高め、参加と交流、支えあいの場や通いの場の整備を行います。

### ① ボランティア活動の支援

社会福祉協議会を中心に各関係機関と連携しながら、ボランティア活動の支援をすすめます。

#### ●富士見市ボランティアセンター

社会福祉協議会の富士見市ボランティアセンターには、高齢者・障がい者・児童分野等のボランティアとして活動するグループが登録をしています。

幅広い年齢層の方々や障がいを持たれている方などが、ご自身の経験や趣味、生きがいや本人の意思を尊重して活動ができるよう、また役割を一緒に見いだせるよう、きめ細やかなコーディネートに努め、登録グループのみならず多種多様な団体との連携を図りながら、ボランティア活動の支援をすすめています。

今後もボランティア情報誌などを定期的に発行し、ボランティアセンターの活動を広く周知していきます。

【図表4-4-1 富士見市ボランティアセンター】

(単位: グループ・人)

区 分	実 績 値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録グループ数	48	48	46	46	48
活動者数	938	870	938	773	804

## ② 介護支援ボランティアポイント事業の推進

ボランティア活動の奨励と新たにボランティア活動を始める人材を発掘するため、地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価をする、介護支援ボランティアポイント事業を推進します。

この事業は、健康づくりや趣味活動、学習活動以外の活動を求める高齢者向けの参加場所として、新たな形の介護予防活動となること、さらに、活動中での高齢者同士の関わり合いを通して、高齢者が高齢者を支える、支えあいの地域づくりを目指します。

【図表4-4-2 介護支援ボランティアポイント事業】

(単位：人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録人数	—	101	170	200	250	300

## ③ パワーアップ・リーダーの養成

ふじみパワーアップ体操を地域で普及するために、健康長寿のためのパワーアップ・リーダー養成講座を開催し、リーダーを養成します。リーダーが中心となり、地域に体操クラブを開設していきます。

【図表4-4-3 健康長寿のためのパワーアップ・リーダー養成講座】 (単位：回、人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数	48	24	32	24	24	24
延べ人数	541	282	300	168	168	168

④ 介護職員初任者研修の継続的な開催

平成26年度より、介護職員初任者研修を実施し、人材不足が懸念される市内介護事業所への就労へつなげています。研修は、市内介護事業所での現場実習を必須としたり、修了時に市内介護事業所との就職相談会を実施するなど、就労しやすい環境の整備に努めています。今後も継続的な実施を行い、人材不足解消に努めていきます。

【図表4-4-4 介護職員初任者研修】

(単位：人)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
修了者数	30	27	24	24	24	24
就職者数	13	10	10	12	13	14

※就職者数は市内の介護事業所に就職した人数



## (2) 介護離職ゼロに向けた支援の充実

「介護離職ゼロ」とは、2025年までに、①介護サービスが利用できないことによりやむを得ず離職する者をなくすこと、②特別養護老人ホーム等の施設入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機する高齢者を解消すること、の2つを併せて行うことです。

### ① 効果的な介護サービス提供体制の整備

介護離職ゼロの取組みにおいて、全国で12万人分のサービスを上乗せして整備するとともに、各自治体で特別養護老人ホームの待機者数をなくすことが必要であるとされています。これを受け、本市に割り振られた整備必要数と、把握している特別養護老人ホームの待機者数を併せて必要数を算出した結果、本市では「96人」分を受け入れるサービスが必要となります。これまでの基本方針で示した整備方針を着実に実行し、施設整備だけでなく様々なサービスを充実することで、介護離職ゼロの実現に向けた取組みを行っていきます。

【図表4-4-5 介護離職ゼロに向けた受入目標】(単位：人)

	第7期中の中間目標	平成37年度の目標
人数	40	96

### ② 家族介護支援の充実

介護離職ゼロに向けては、介護サービスの充実だけでは不十分であり、介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化や支援体制の充実が必要不可欠となります。先に取り上げた介護者教室や介護者サロンの充実を図り、「離職」以外に介護を継続できる道があるのではないかということと一緒に検討するなど、これまで以上に支援体制を強化することで、介護離職ゼロを目指します。

## 基本方針5 介護保険事業を継続的に運営していくために

介護保険事業を継続的に運営していくために必要な施策を下記のとおりとし、計画的な事業の遂行を目指します。

### (1) 各サービス別の実績及び今後の見込み . . . . 93ページ

- ①介護予防サービス
- ②居宅介護サービス
- ③地域密着型サービス
- ④施設サービス
- ⑤標準給付費見込額
- ⑥地域支援事業費

### (2) 介護保険料の見込み . . . . 102ページ

- ①介護保険料基準月額
- ②所得段階別介護保険料
- ③今後の介護保険料水準の見通し

### (3) 円滑な運営に資する取組み . . . . 104ページ

- ①介護サービスの質の向上
- ②総合的なサービスの提供
- ③地域医療構想との整合性の確保
- ④保険料収納率の向上
- ⑤低所得者対策の充実

### (4) 介護給付費の適正化 . . . . 107ページ

- ①実地指導の計画的な実施
- ②要介護認定の適正化・平準化
- ③住宅改修・福祉用具の点検
- ④ケアプランの点検
- ⑤縦覧点検・医療情報との突合
- ⑥介護給付費通知等の情報公表の推進

## (1) 各サービス別の実績及び今後の見込み

### ① 介護予防サービス

介護予防サービスについては、要支援認定者の増加により、利用者数及び給付費の増加が見込まれます。なお、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されたため、平成30年度以降の見込みはゼロとなっています。

【図表4-5-1 介護予防サービス給付費】

(単位:千円)

第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値			将来見込
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
179,981	193,893	128,461	127,299	145,495	166,521	232,387

### ② 居宅サービス

居宅サービスについては、要介護認定者の増加により、通所介護・訪問介護・短期入所などを中心に、各サービスとも利用者及び給付額の増加が見込まれます。この状況は、今後さらに続くものと推測されます。

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)については、高齢者の住まい確保の視点や、介護離職ゼロの取組みなどにより、平成37年度までに利用者の増加が見込まれます。このため、平成30年度に2施設の整備を予定していますが、引き続き県とも協議し、ニーズに応じた整備の検討を行います。

定員18人以下の小規模の通所介護事業所による通所介護については、平成28年度から地域密着型サービスに移行されたため、利用者及び給付費について一時的な減少が見られます。

【図表4-5-2 居宅サービス給付費】

(単位:千円)

第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値			将来見込
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
2,248,232	2,226,319	2,414,598	2,726,304	2,987,350	3,194,967	3,992,443

【図表4-5-3 介護予防サービス別給付量】

(単位：千円、回、日、人)

区 分		第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値			将来見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防 訪問介護	給付費	33,454	32,525	14,503				
	人 数	177	173	77				
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	回 数	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	給付費	6,544	7,068	7,881	13,020	14,956	16,856	28,030
	回 数	159	168	187	298	342	386	643
	人 数	16	20	22	32	35	38	53
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	276	223	283	837	913	988	1,364
	回 数	8	7	9	21	23	25	35
	人 数	1	1	1	2	2	2	2
介護予防居宅 療養管理指導	給付費	1,254	2,474	2,850	7,018	7,976	8,771	13,551
	人 数	10	16	18	44	50	55	85
介護予防 通所介護	給付費	70,821	78,517	40,026				
	人 数	212	238	121				
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	23,296	22,419	22,643	32,449	39,823	49,648	69,091
	人 数	58	56	57	79	96	118	163
介護予防短期 入所生活介護	給付費	1,676	1,102	1,157	2,098	2,586	3,074	3,211
	日 数	24	14	15	29	35	42	43
	人 数	3	3	3	3	3	3	3
介護予防短期 入所療養介護	給付費	102	0	0	169	169	338	1,183
	日 数	1	0	0	2	2	4	14
	人 数	0	0	0	3	3	3	3
介護予防 福祉用具貸与	給付費	3,789	5,364	5,825	6,365	7,097	8,285	11,324
	人 数	86	115	125	129	143	166	226
特定介護予防 福祉用具購入	給付費	1,389	676	698	3,675	4,900	6,341	9,801
	人 数	5	3	3	6	8	11	16
介護予防 住宅改修	給付費	6,448	6,975	7,323	5,010	5,948	6,886	12,102
	人 数	6	7	7	6	7	8	14
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	7,542	11,279	12,407	43,396	46,858	49,166	60,705
	人 数	9	12	13	39	42	44	54
介護予防支援	給付費	23,390	25,271	12,865	13,262	14,269	16,168	22,025
	人 数	419	453	231	238	256	290	395

※給付費は年間の累計の金額、回（日）は1カ月当たりの数、人数は1カ月当たりの利用者数

【図表4-5-4 居宅サービス別給付量】

(単位：千円、回、日、人)

区 分		第6期計画実績(見込) 値			第7期計画推計値			将来見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	給付費	243,530	248,955	271,482	293,804	325,278	358,067	405,269
	回 数	6,763	7,095	7,737	8,261	9,146	10,065	11,388
	人 数	469	469	511	458	463	463	480
訪問入浴介護	給付費	19,150	18,528	16,786	17,565	22,316	24,992	30,426
	回 数	134	131	119	122	155	173	211
	人 数	26	24	22	24	30	33	38
訪問看護	給付費	72,326	88,680	98,878	128,380	142,664	156,680	178,571
	回 数	1,389	1,710	1,907	2,381	2,644	2,909	3,391
	人 数	136	171	191	249	285	323	370
訪問 リハビリテーション	給付費	9,166	15,583	19,744	26,883	41,207	56,661	98,610
	回 数	257	445	564	750	1,142	1,568	2,692
	人 数	19	31	39	45	61	77	93
居宅療養 管理指導	給付費	41,420	51,449	59,269	71,458	76,071	79,706	92,828
	人 数	272	341	393	452	480	502	584
通所介護	給付費	596,106	495,536	553,743	588,087	609,214	629,873	881,741
	回 数	6,718	5,602	6,260	6,519	6,742	6,954	9,769
	人 数	734	594	664	728	774	824	1,130
通所 リハビリテーション	給付費	340,090	350,793	354,301	372,087	396,223	426,927	540,214
	回 数	3,183	3,259	3,292	3,390	3,576	3,803	4,661
	人 数	350	364	368	392	416	439	514
短期入所 生活介護	給付費	231,836	231,808	243,398	305,814	347,288	375,853	500,770
	日 数	2,328	2,390	2,509	3,118	3,533	3,828	5,219
	人 数	203	208	218	237	257	271	313
短期入所 療養介護	給付費	28,556	20,474	23,359	28,866	30,261	31,657	38,635
	日 数	253	172	196	209	219	229	279
	人 数	20	16	18	19	19	19	19
福祉用具貸与	給付費	117,488	127,617	138,592	147,694	163,445	179,130	192,807
	人 数	759	835	907	999	1,113	1,222	1,392
特定福祉用具 購入	給付費	4,908	5,278	5,447	4,172	6,063	6,204	6,063
	人 数	15	16	17	11	15	15	15
住宅改修	給付費	15,650	19,156	20,114	28,431	32,263	37,524	46,204
	人 数	14	18	19	24	27	31	38
特定施設 入居者生活介護	給付費	280,536	297,826	327,608	435,847	499,104	519,566	625,800
	人 数	125	136	150	194	222	231	278
居宅介護支援	給付費	247,470	254,636	281,877	277,216	295,953	312,127	354,505
	人 数	1,456	1,528	1,691	1,670	1,784	1,880	2,161

※給付費は年間の累計の金額、回(日)は1カ月当たりの数、人数は1カ月当たりの利用者数

### ③ 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、平成29年度に整備を行ったものの、利用者数が伸びていないことから、市民やケアマネジャー等への周知に努めます。そのため、新たな事業所の整備については状況をみながら検討していきます。

認知症対応型通所介護については、平成29年度に1事業所が閉鎖したものの、既存の施設での対応が可能であり、現状では充足していると考えます。

小規模多機能型居宅介護については、利用者は増加しているものの、既存施設に空きがある状況のため新たな事業所の整備は行いません。

認知症対応型共同生活介護は利用者数が増加し、市内4施設が満床となっているため、圏域ごとのバランス等に配慮しながらニーズに応じ整備をすすめます。

地域密着型介護老人福祉施設については、高齢者数の増加や介護離職ゼロの取組みなどにより、平成37年度までに利用者のさらなる増加が見込まれます。今後、ニーズや供給量、事業者からの提案内容等を総合的に判断し、平成37年度までにおよそ100床程度の整備が必要と見込んでいることから、順次整備をすすめます。

地域密着型通所介護については、定員18人以下の事業所による通所介護であり、平成28年度から地域密着型サービスとなりましたが、今後利用者の大幅な増加が見込まれます。しかし、既存施設に空きがある状況のため新たな事業所の整備は行いません。

いずれのサービスにおいても、各圏域のバランスを鑑みながら計画的に整備をすすめます。なお、整備にあたっては、公募を原則として、地域交流スペースや介護予防事業、福祉サービス等との併設整備をすすめ、その地域の高齢者が気軽に立ち寄り、相談や交流が行えるような場の確保を図ります。

【図表4-5-5 地域密着型サービス給付費（予防給付）】

(単位:千円)

第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値			将来見込
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
9,282	10,045	10,548	14,607	16,092	16,596	18,081

【図表4-5-6 地域密着型サービス別給付量（予防給付）】

(単位：千円、回、人)

区 分		第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値			将来見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防 認知症対応型通 所介護	給付費	0	0	0	179	179	179	179
	回 数	0	0	0	2	2	2	2
	人 数	0	0	0	2	2	2	2
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	給付費	6,824	7,950	8,348	11,825	13,310	13,814	15,299
	人 数	9	10	11	14	16	17	19
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	給付費	2,458	2,095	2,200	2,603	2,603	2,603	2,603
	人 数	1	1	1	1	1	1	1

※給付費は年間の累計の金額、回（日）は1カ月当たりの数、人数は1カ月当たりの利用者数

【図表4-5-7 地域密着型サービス給付費】

(単位：千円)

第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値			将来見込
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
630,040	797,071	912,639	967,035	1,038,013	1,103,587	1,542,849

【図表4-5-8 地域密着型サービス別給付量】

(単位：千円、回、人)

区 分		第6期計画実績(見込)値			第7期計画推計値			将来見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	0	10,000	27,605	38,747	38,747	77,983
	人 数	0	0	5	14	20	20	40
夜間対応型 訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	給付費	87,714	88,252	91,164	92,128	108,132	129,143	137,591
	回 数	658	685	708	734	857	1,017	1,053
	人 数	55	64	66	79	97	120	154
小規模多機能型 居宅介護	給付費	103,223	119,637	125,619	123,095	134,989	142,038	178,580
	人 数	50	56	59	61	68	72	93
認知症対応型 共同生活介護	給付費	197,331	208,268	218,682	215,672	218,536	221,930	274,339
	人 数	65	69	72	73	74	75	93
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	給付費	1,805	2,542	2,669	2,692	2,692	2,692	2,692
	人 数	1	1	1	1	1	1	1
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費	239,967	236,856	308,837	309,554	309,554	309,554	388,061
	人 数	87	85	115	115	115	115	144
看護小規模 多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 通所介護	給付費		141,516	155,668	196,289	225,363	259,483	483,603
	回 数		1,836	2,020	2,283	2,607	2,983	5,449
	人 数		233	256	249	266	285	400

※給付費は年間の累計の金額、回は1カ月当たりの数、人数は1カ月当たりの利用者数



## ④ 施設サービス

介護老人福祉施設や介護老人保健施設については、当面は新たな施設の整備予定がないことから、利用者及び給付額の急激な増加は想定されません。しかしながら、介護離職ゼロの取組みにおいて、介護老人福祉施設の待機者数の削減や、介護のために離職することを解消するための施策が求められていること、及び介護医療院<sup>9</sup>の創設をはじめとする地域医療構想による介護サービスの追加需要の受け入れが求められていることなどから、中長期的には施設整備は必要となります。地域密着型老人福祉施設の整備状況等を勘案しながら総合的に判断し、必要に応じて整備を行います。

【図表4-5-9 施設サービス給付費】

(単位：千円)

第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値			将来見込
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
1,971,194	2,020,456	2,096,527	2,239,725	2,281,966	2,369,530	3,223,723

【図表4-5-10 施設サービス別給付量（月間）】

(単位：千円、人)

区 分		第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値			将来見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	給付費	1,050,382	1,071,929	1,075,144	1,218,526	1,239,285	1,260,045	1,494,800
	人 数	355	370	371	413	420	427	506
介護老人保健施設	給付費	892,281	912,747	979,377	973,790	995,272	1,062,076	1,602,611
	人 数	282	289	310	305	312	333	501
介護医療院	給付費				12,903	12,903	12,903	47,409
	人 数				3	3	3	11
介護療養型医療施設	給付費	28,531	35,780	42,006	34,507	34,507	34,507	
	人 数	6	8	9	8	8	8	

※給付費は年間の累計の金額、人数は1カ月当たりの利用者数

<sup>9</sup> 平成30年度から新たに位置付けられた介護保険上の介護保険施設で、要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」を一体的に提供する。

⑤ 標準給付費見込額

各サービスに係る給付費のほか、その他の給付費として、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を以下のとおり見込みます。

【図表4-5-11 標準給付見込額】

(単位：千円)

区 分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値			将来見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費	5,038,729	5,247,784	5,562,773	6,074,970	6,468,916	6,851,201	9,009,483
特定入居者 介護サービス費	273,032	242,004	249,037	257,578	267,930	280,371	389,394
高額介護 サービス費	110,886	122,657	135,291	149,225	164,596	181,549	296,395
高額医療合算 介護サービス費	12,712	13,280	14,396	15,605	16,916	18,337	27,446
審査支払手数料	3,742	3,569	3,747	3,935	4,131	4,339	5,536
標準給付見込額	5,439,101	5,629,294	5,965,244	6,501,313	6,922,489	7,335,797	9,728,254

保険料基準額や保険給付費等につきましては、今後国から示される介護報酬改定などの制度改正により、変更する場合があります。

## ⑥ 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年度から開始されましたが、このうち介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスや通所型サービスなど）については、介護予防給付から段階的に移行しており、平成30年度から完全に移行されますので、その後は利用者数及び給付費の増加が見込まれます。

包括的支援事業については、業務量の増加による地域包括支援センターへの委託料の増加が見込まれます。

任意事業やその他の事業につきましては、ほぼ横ばいを見込んでいます。

【図表4-5-12 地域支援事業費見込】

(単位：千円)

区 分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画推計値			将来見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業			90,949	156,047	163,335	171,272	216,755
訪問型サービス			14,504	28,948	28,890	28,831	28,540
通所型サービス			40,026	85,055	90,372	96,020	130,020
介護予防ケアマネジメントほか			16,711	20,426	22,480	24,645	36,374
一般介護予防事業			19,708	21,618	21,593	21,776	21,821
包括的支援事業	110,020	107,671	119,828	119,564	125,064	130,564	158,064
任意事業	30,948	19,539	22,445	23,995	24,500	25,500	30,500
在宅医療・介護連携推進事業		133	815	3,777	3,848	3,345	5,000
認知症総合支援事業		3,459	4,018	4,024	4,065	4,065	5,000
生活支援体制整備事業		5,537	7,131	10,239	10,746	11,366	15,000
旧介護予防事業（ほか）	19,609	20,043	0	273	299	299	300
地域支援事業費合計	160,577	156,382	245,186	317,919	331,857	346,411	430,619

## (2) 介護保険料の見込み

### ① 介護保険料基準月額

これまでに推計した給付費は、国・県・市の負担金や40歳以上の方が負担する保険料などで賄われます。

このうち、平成30年度から平成32年度までに、65歳以上の方（第1号被保険者）が負担する保険料基準額は下記のとおりです。

【図表4-5-13 保険料基準額の算出式】

A	給付費総額（円）	21,755,786,532
	標準給付費見込額（円）	20,759,599,023
	地域支援事業費（円）	996,187,509
B	第1号被保険者負担分相当額（ $A \times 23\%$ ）（円）	5,003,830,902
C	調整交付金相当額（総給付費の5%）（円）	1,037,979,951
	調整交付金交付見込額（円）	453,605,000
D	基金投入額（円）	400,000,000
E	保険料収納必要額（ $B + (C - \text{調整交付金交付見込額}) - D$ ）（円）	5,188,205,854
F	予定保険料収納率（%）	98.20
G	弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（人）	85,165
H	年額保険料基準額（ $E \div F \div G$ ）（円）	62,037
I	月額保険料基準額（ $H \div 12$ カ月）（円）	5,170

保険料基準額や保険給付費等につきましては、今後国から示される介護報酬改定などの制度改正により、変更する場合があります。

## ② 所得段階別介護保険料

所得段階別の介護保険料は下記のとおりです。本市の介護保険料の所得段階は、所得に応じた保険料負担となるよう、国が示した9段階を弾力化し、13段階としています。

【図表4-5-14 富士見市介護保険料徴収基準額表】（平成30年度～平成32年度）

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	年額保険料（円）
第1段階	生活保護受給の方 老齢福祉年金受給者 <sup>※1</sup> で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額 <sup>※2</sup> と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	27,900
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方、かつ、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.7	43,400
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方、かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	46,500
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	55,800
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	62,000
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.11	68,800
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	80,600
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.65	102,300
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.7	105,400
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.9	117,800
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.0	124,000
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.1	130,200
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円を超える方	基準額×2.2	136,400

※1 老齢福祉年金とは明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

### ③ 今後の介護保険料水準の見通し

現時点での長期的な人口推計及び事業量の見通し等から、将来の保険料水準は次のとおりと予測しております。

【図表4-5-15 第1号被保険者の介護保険料水準の見通し】

期別 年度	第6期 平成27～29年度	第7期 平成30～32年度	平成37年度
基準月額	4,932円	5,170円	7,100円程度

※平成37年度の基準月額は、第1号被保険者数や給付費等の将来見込を基に算出しています。  
実際の将来の保険料は、第1号被保険者数や保険料段階の設定等により変動します。

### (3) 円滑な運営に資する取組み

サービスを必要とする要介護・要支援認定者が適切なサービスが受けられ安心した生活をおくるため、サービスの質の維持・向上を図り、制度の安定的な運営に努めます。

#### ① 介護サービスの質の向上

市内介護保険事業者の提供する介護サービスの質の向上を図るため、研修会や情報提供等の機会の拡充を図ります。

また、サービス利用者からの相談・苦情に対しては、県や国保連合会と連携しながら迅速な対応に努めます。

さらに、指導・監査の強化を図り、運営基準等の遵守による安全なサービス提供が図られるよう支援します。

## ② 総合的なサービスの提供

介護の必要な状態になっても住み慣れた地域で在宅生活が過ごせるように、介護保険のサービスに加えて、医療サービスや福祉サービス、その他のインフォーマルサービス<sup>10</sup>も含めて総合的に活用できるよう、地域包括支援センターを中心に市内の社会福祉協議会や介護・福祉・NPO法人等の連携を深め、一体的なサービスの提供に取組みます。

## ③ 地域医療構想との整合性の確保

県が策定した地域医療構想の理念を念頭におき、在宅生活を維持するため、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導等の医療系サービスの整備や在宅療養支援診療機関<sup>11</sup>の整備を地元医師会等に依頼するとともに、適切なケアプランの作成やサービスの提供が医療機関の協力の下に行われるよう働きかけます。

なお、地域医療構想により、慢性期の方が入院する病床が再編され、介護施設等において追加的な需要が発生することから、計画的な受け入れの方策についても併せて検討していきます。

【図表4-5-16 地域医療構想による追加的需要】(単位：人)

	平成32年度	平成37年度
人数	24	66

<sup>10</sup> 近隣や地域社会、ボランティアなどが行う制度に基づかない援助のこと。⇔フォーマルサービス（公的機関などが行うサービス）

<sup>11</sup> 緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している医療機関のこと。

## ④ 保険料収納率の向上

富士見市債権管理条例及び介護保険料徴収計画に基づき、庁内における滞納者の情報共有や法的措置の実施を通じて、効率的・効果的な事務執行をすすめ、収納率の向上を図ります。

【図表4-5-16 収納率の目標】

(単位:%)

区分	第6期計画実績(見込)値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
普通徴収分	84.96	84.80	86.50	87.12	87.75	88.88
滞納繰越分	10.11	18.78	13.30	15.00	16.70	18.40

資料：介護保険料徴収計画

## ⑤ 低所得者対策の充実

介護保険料所得段階が第1段階の方を対象に実施している公費による保険料の軽減を継続します。

また、介護保険料減免制度の周知に努めるとともに、保険料の支払の困難な方が給付制限に陥らないよう速やかに相談に応じられる体制の整備に努めます。

さらに、介護保険利用者負担補助(市独自制度)、住宅改修費や福祉用具購入費の立替払の困難な利用者に対する「受領委任払い」等の低所得者対策を継続するとともに、さらなる制度の周知に努めます。



## (4) 介護給付費の適正化

介護給付費の適正化は、介護保険制度の持続可能性を高める観点からも必要不可欠であり、介護サービスを必要としている要介護・要支援認定者が真に必要なサービスが受けられるよう、下記の介護給付適正化に努めます。

### ① 実地指導の計画的な実施

介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付費の適正化を目的とし、介護保険法に基づく実地指導を行います。なお、対象施設は、地域密着型サービス事業所だけでなく、平成30年度からは居宅介護支援事業所も対象となるため、計画的に実施していきます。

【図表4-5-17 実地指導の対象事業所】

(単位：件)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所数	5	5	9	18	17	15

### ② 要介護認定の適正化・平準化

要介護認定に係る調査内容について、書面の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るとともに、認定審査会委員や認定調査員、認定担当職員の研修に積極的に取組み、各判定会の平準化等を図り、認定における適正化の推進に努めます。

## ③ 住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修や福祉用具の購入に際し、職員等が工事内容等を確認し、真に必要な工事や福祉用具の購入となっているかどうかの確認を行います。

【図表4-5-18 住宅改修・福祉用具事後点検】

(単位：件)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所数	1	5	8	10	10	10

## ④ ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成した居宅介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の内容について、訪問調査による点検を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスの利用となっているか確認するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図るため、適切なケアマネジメントに向けて指導します。なお、点検は、第7期計画期間中にすべての居宅介護支援事業所に対して行います。

【図表4-5-19 ケアプラン点検】

(単位：件)

区分	第6期計画実績（見込）値			第7期計画目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所数	10	8	5	10	8	5
点検件数	58	79	50	90	70	40

## ⑤ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検とは、複数月にまたがる介護報酬の支払状況を受給者ごとに確認することであり、医療情報との突合とは、医療と介護の重複利用が不可のものが請求されていないか確認することです。事業所による請求誤りがないかどうか確認を行います。

## ⑥ 介護給付費通知等の情報公表の推進

受給者本人（家族を含む）に対して、介護給付費を通知（年2回）することにより、介護給付費の状況について理解していただくとともに、事業所からの介護給付費の不正請求防止に努めます。なお、本通知以外だけでなく、介護サービス事業者の運営状況や従事者の情報を公表することは、利用者や家族にとって事業所選択に資する重要な指標となることから、情報公表制度の活用等、情報公表の推進に努めます。

資料編

---

---

## 資料編

### 富士見市介護保険事業推進委員会条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 24 号

#### (設置)

第 1 条 介護保険事業を円滑に推進するため、富士見市介護保険事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画の進行管理及び評価に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置、評価その他運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービス等の指定基準又は介護報酬の設定その他運営に関すること。
- (5) その他介護保険事業の推進及び運営に関し必要と認める事項

#### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健、医療、福祉又は介護保険事業の関係者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 富士見市介護保険事業推進委員会委員名簿

平成 30 年 3 月 31 日現在

職 名	氏 名	備 考
委員長	渋谷 義衛	学識経験者
副委員長	稲葉 一洋	学識経験者
委 員	日鼻 靖	富士見医師会
委 員	大渡 廣信	富士見市歯科医師会
委 員	武長 正洋	富士見市薬剤師会
委 員	前田 秀子	富士見市民生委員児童委員協議会連合会
委 員	八木下 朗	社会福祉協議会
委 員	本橋 英二	介護保険施設
委 員	野木 桂子	居宅介護支援事業所
委 員	遠藤 義輝	富士見市町会長連合会
委 員	氣賀澤 克巳	公募委員（第 1 号被保険者）
委 員	臼井 英子	公募委員（第 1 号被保険者）
委 員	吉田 幸治	公募委員（第 2 号被保険者）

## 富士見市介護保険事業推進委員会会議経過

平成27年度

開催年月日	議 題
平成27年4月16日	第1回会議 ● 委員への委嘱状の交付 ● 第6期富士見市高齢者保健福祉計画について ● 高齢者あんしん相談センター事業計画について 等
平成27年7月16日	第2回会議 ● 地域密着型サービス事業所の選考結果について ● 指定介護予防支援業務委託の承認について 等
平成27年10月15日	第3回会議 ● 高齢者あんしん相談センター活動実績報告及び決算報告について ● 介護保険実施状況について 等
平成28年3月24日	第4回会議 ● 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業について ● 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業について 等

平成28年度

開催年月日	議 題
平成28年5月12日	第1回会議 ● 高齢者あんしん相談センター事業計画について ● 介護予防事業計画について 等
平成28年10月20日	第2回会議 ● 高齢者あんしん相談センター活動実績報告及び決算報告について ● 高齢者等実態調査について ● 認知症初期集中支援チームの活動状況について 等
平成28年12月22日	第3回会議 ● 介護予防・日常生活支援総合事業について ● 指定介護予防支援業務委託について 等
平成29年3月23日	第4回会議 ● 地域密着型サービス事業所の指定にについて ● 介護予防・生活支援サービス事業所の指定について 等



## 平成29年度

開催年月日	議 題
平成29年5月11日	第1回会議 ● 高齢者実態調査報告書について ● 高齢者あんしん相談センター事業計画について ● 計画策定に向けた部会の設置について 等
平成29年5月25日	第1回保健福祉部会 ● 第7期計画策定に向けた現状分析について
平成29年6月1日	第1回介護保険部会 ● 第7期計画策定に向けた現状分析について
平成29年6月15日	第2回介護保険部会 ● 第7期計画策定に向けた課題の整理・方向性の検討
平成29年6月15日	第2回保健福祉部会 ● 第7期計画策定に向けた課題の整理・方向性の検討
平成29年7月6日	第3回保健福祉部会 ● 第7期計画策定に向けた課題の整理・方向性の検討
平成29年7月27日	第4回保健福祉部会 ● 第7期計画策定に向けた課題の整理・方向性の検討
平成29年8月2日	第3回介護保険部会 ● 第7期計画策定に向けた課題の整理・方向性の検討
平成29年8月24日	第4回介護保険部会 ● 介護保険部会報告のまとめ
平成29年8月24日	第5回保健福祉部会 ● 保険福祉部会報告のまとめ
平成29年9月28日	第2回会議 ● 高齢者あんしん相談センター活動実績報告及び決算報告について ● 介護保険部会報告・保険福祉部会報告について 等
平成29年10月26日	第3回会議 ● 第7期高齢者保健福祉計画（素案）について ● パブリックコメントの実施について 等
平成30年1月 日	第4回会議 ● パブリックコメント結果について ● 富士見市高齢者保健福祉計画（案）について 等

## 高齢者保健福祉計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 富士見市高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の見直しを検討するため、高齢者保健福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の見直しに関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (作業部会)

第4条 委員会は、必要に応じて作業部会（以下「部会」という。）を置き、第2条の事務を委任することができる。

2 部会は、第2条に掲げる事項について調査をし、委員会の活動を補佐する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長は、その会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

## 高齢者保健福祉計画検討委員会名簿

平成 30 年 3 月 31 日現在

職 名	所 属
委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部副部長
委 員	総合政策部政策企画課長
委 員	総合政策部財政課長
委 員	市民生活部保険年金課長
委 員	健康福祉部福祉課長
委 員	健康福祉部障がい福祉課長
委 員	健康福祉部高齢者福祉課長
委 員	健康福祉部健康増進センター所長
委 員	まちづくり推進部産業振興課長
委 員	教育委員会生涯学習課長

開催年月日	議 題
平成 29 年 5 月 29 日	第 1 回会議 ● 計画策定に向けての概要説明 等
平成 29 年 10 月 25 日	第 2 回会議 ● 第 7 期高齢者保健福祉計画（素案）について 等

## 用語の解説

# か

---

### 介護給付

要介護認定により要介護と判定された被保険者に対する保険給付のこと。大別すると居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに分けられる。原則として各サービス種類に設定される介護報酬の90%（一定以上の所得者は80%）が保険から給付され、10%（一定以上の所得者は20%）は利用者負担となるが、第7期において現役並みに所得を有する方については30%負担となる予定。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定者などの相談に応じて、その心身の状況などにより適切な介護保険サービスを利用できるよう、市町村、居宅介護サービス事業者及び介護保険施設などとの連絡調整を行う有資格者。

### 介護保険給付費準備基金

介護保険の給付などの変動に対処するため、自治体が被保険者から徴収する保険料の剰余金を積み立てておく基金のこと。

### 介護報酬

サービス提供事業者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬のこと。「単位」を単位としている。

### 介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、可能な限り自立した日常生活を送ることができるようにすること。

### 居宅サービス

要支援及び要介護認定者が利用可能な下記のサービスのこと。

#### 訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、入浴・食事・排泄等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助などを行うサービス。

#### 訪問入浴介護

介護職員などが訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行うサービス。

### 訪問看護

看護師や保健師などが訪問し、療養上の世話や診療の補助などを行うサービス。

### 訪問リハビリテーション

理学療法士などが訪問し、リハビリテーションを行うサービス。

### 居宅療養管理指導

医師や歯科医師などが訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス。

### 通所介護

定員19名以上のデイサービスセンターなどで、入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

### 通所リハビリテーション

医療機関などで、入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

### 短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

施設などに一時的に短期間入所し、入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおいて入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

### 福祉用具貸与

日常生活の自立を支援するために、車いすなどの福祉用具を貸与するサービス。

### 特定福祉用具購入

入浴や排泄時に使用する福祉用具が購入できるサービス。

### 住宅改修

在宅生活が行えるよう、手すり取り付けなどの小規模な住宅改修が行えるサービス。

### 介護予防支援・居宅介護支援

ケアマネジャーが、在宅サービスを利用するために必要なケアプランの作成を行う。

## ケアプラン

要介護認定者などが利用するサービスの種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期が定められた計画のこと。

## ケアマネジメント

本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うこと。

### 高額介護サービス費（介護予防高額介護サービス費）

介護サービス利用者の自己負担額が一定額以上になったときに支給される超過分の自己負担額。

### コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

#### ※今回行ったコーホート変化率法の詳細条件

住民基本台帳（平成28（2016）年10月1日時点）を基準人口とした、コーホート変化率（変化率には「移動率」と「死亡率」が含まれます）による推計

<男女、年齢別のコーホート変化率の算出>

平成24年から平成28年までの5期間のコーホート変化率の平均を求めます（住民基本台帳人口、各10月1日時点で比較）。

<出生性比の仮定>

平成24年から平成28年の富士見市の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）の期間平均値を算出し、その比が平成29年以降も一定と仮定。

## さ

---

### 受領委任払い

サービス利用料のみを支払い、保険給付分を保険者から直接事業者を支払うこと。

### 審査支払手数料

介護サービス提供事業者が行ったサービスの費用の請求に関する審査及び支払を国民健康保険団体連合会に委託する際の委託料のこと。

### 総給付費

要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた給付費のこと。

# た

---

## 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

## 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業にかかる費用のこと。

## 地域密着型サービス

その事業所の存在する市町村の被保険者のみが利用できる下記のサービスのこと。

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

### 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象にデイサービスセンターなどで、入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

### 小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」の3つのサービスを一体的に提供するサービス。

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が共同で生活しながら、入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

### 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員が29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

### 地域密着型通所介護

定員18名以下のデイサービスセンターなどで、入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

### 特定入所者介護サービス費（介護予防特定入所者介護サービス費）

所得が一定額以下の要介護者などが施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費などの負担を軽減するために支給される介護給付のこと。

## な

---

### 認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関。委員は保健医療、福祉に関する学識経験者の中から市町村長が任命し、任期は3年。

### 認定調査

要支援・要介護認定の申請があったときに、市町村職員又は市町村から委託を受けた介護保険施設あるいは指定居宅介護支援事業者などの介護支援専門員などが行う認定に必要な調査のこと。

## は

---

### 被保険者

介護保険に加入している本人のことで、①市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人（第1号被保険者）、②市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）を被保険者としている。

### 標準給付費

介護保険にかかる費用のうち、利用者が負担する分を除いた額のこと。

### 複合型サービス

平成24年度から実施された地域密着型サービスで、2種類以上のサービス(小規模多機能型居宅介護と訪問看護等)の組み合わせにより効果的かつ効率的に提供されるサービスのこと。